

三重県個人情報保護条例の解釈及び運用

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の取扱いに関する基本的な事項を定め、実施機関が保有する個人情報の開示等を求める個人の権利を明らかにすることにより、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

【趣旨】

本条は、この条例の制定目的を明らかにしたものであり、条例の解釈及び運用の指針となるものである。

【解釈及び運用】

1 「個人情報の取扱いに関する基本的な事項を定め」とは、個人情報の収集から利用・提供、管理、廃棄に至る一連の過程における個人情報の適正な取扱いに関し、基本的なルールを定めることである。

具体的には、実施機関については、個人情報取扱事務の登録等(第6条)、収集の制限(第7条)、利用及び提供の制限(第8条)、オンライン結合による提供の制限(第9条)、適正管理(第11条)、個人情報の開示(第14条から第29条まで)、訂正(第30条から第36条まで)及び利用停止等(第37条から第42条まで)の請求等について定めている。

また、民間事業者については、事業者の責務(第4条)、事業者に対する個人情報の保護施策(第47条)について、出資法人等については、出資法人等の個人情報の保護(第48条)を定めている。

2 「実施機関が保有する個人情報の開示等を求める個人の権利を明らかにする」とは、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止等を請求する権利を本制度によって認めることを明らかにしたものである。

したがって、実施機関は、この条例で定める要件を満たしている開示、訂正又は利用停止等請求に対しては、当該個人情報を開示、訂正又は利用停止等するかどうかの決定を行う条例上の義務を負うこととなる。

3 「県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護すること」がこの条例の目的であるが、「適正かつ円滑な県政の運営を図る」とことと「個人の権利利益を保護する」ことは、並列の関係にあるものではなく、「個人の権利利益を保護する」ことがこの条例の第一の目的となる。

4 「県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ」とは、個人情報の取扱いに関する基本的な事項を定め、実施するに当たっては、県政の適正かつ円滑な運営を不必要に阻害することなく、適切な調和の下になされるべきことを明らかにしたものである。

5 「個人の権利利益」とは、個人情報の取扱いに伴って保護する必要がある個人の権利利益一般である。中心となるのは人格権であるが、それだけに限定されず、個人情報の取扱いに伴うものであれば、経済的利益や社会生活上の利益なども含まれる。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次に掲げるものをいう。
 - イ 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。))を除く。))をいう。以下同じ。))により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。))
 - ロ 個人識別符号が含まれるもの
- (2) 実施機関 知事、議会、教育委員会、公安委員会、警察本部長、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び公営企業管理者並びに三重県(以下「県」という。))が設立した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))をいう。
- (3) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。第16条及び第48条において「法人等」という。))又は事業を営む個人をいう。
- (4) 保有個人情報 実施機関の職員(県が設立した地方独立行政法人の役員を含み、議会の議員を除く。以下同じ。))が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書(三重県公文書等管理条例(令和元年三重県条例第25号)第2条第2項に規定する公文書をいう。第6条、第26条及び第28条において同じ。))に記録されているものに限る。
- (5) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- (6) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。))第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (7) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。))の規定により記録された特定個人情報をいう。
- (8) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報をいう。

【趣旨】

本条は、この条例における基本的な用語である「個人情報」、「実施機関」、「事業者」、「保有個人情報」、「本人」、「特定個人情報」、「情報提供等記録」及び「要配慮個人情報」の定義を定めたものである。

【解釈及び運用】

第1号 個人情報

本号は、この条例の対象となる「個人情報」の範囲を定めたものである。

- 1 「個人に関する情報」とは、通常個人を識別する際に用いられる氏名、住所、生年月日等の基本的事項はもとより、思想、信条、信仰、身分、地位、職歴、資格、学歴、所属、団体、家族状況、収入、財産状況、心身の状況、健康状態、病歴等その他個人の属性を示すすべての情報をいう。

個人の属性を示すすべての情報を対象としたのは、個人の権利利益が侵害されるか否かは、情報の種類や内容だけでは一律に判断できず、個々具体的な収集、利用又は提供、管理等の態様との関連で、初めて明らかになるからである。

- 2 個人に関する情報であれば、住所、国籍にかかわらず、外国人を含むあらゆる個人の情報が保護対象となる。
- 3 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいい、その内容の確認に専用の機器を使用する磁気テープ、CD、USBメモリ、MO、DVD等の媒体に情報が記録されたものをいう。
- 4 「特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、本人が誰であるか認識できる個人情報を意味する。一般的には、ある個人情報について、それに関し特別の情報を持たない人が見て、本人を識別できる場合をいう。通常、氏名を含んでいる場合がこれに当たるが、生年月日その他の記述等により本人が識別できる場合もある。
- 5 「その他の記述等」とは、文書、図画、電磁的記録に記載（記録）されたものだけでなく、音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項も含まれる。

なお、個人識別符号については、第1号口に規定されているため、本号からは除かれている。

- 6 「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるもの」とは、当該情報のみでは、本人が識別できない情報であっても、他の情報と結びつけることにより、間接的に特定の個人を識別することができる場合をいう。例えば一定の条件で検索して番号を抽出し、その結果を他の番号別氏名ファイルと照合することによって、本人を識別できる場合などが該当する。

また、氏名不詳の情報であっても、特定の関係者には誰のことであるか容易に識別できる場合は、「特定の個人を識別することができるもの」として保護する必要がある場合もある。例えば、匿名の直筆投書等で、その内容等から特定の個人が識別することができる場合などである。

- 7 「他の情報」には、公知の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど、一般人が通常入手し得る情報が含まれる。他方、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、一般的には「他の情報」に含めて考える必要はない。
- 8 死者に関する情報については、この条例では、「個人情報」に含めて取り扱うこととする。その理由は、死者に関する情報であっても適正に管理すべき必要性は、生存する者に関する情報と異なること、実務上、すべての個人情報の主体がその後死者となったかどうかまでは必ずしも把握していないことなどによる。
- 9 事業を営む個人の当該事業に関する情報については、個人事業主の事業情報と個人の私的な生活に関する情報とは密接に関連し、明確に区分することが困難な場合があること、また、この条例は、個人の社会経済活動を含めた人格的利益の保護を目的としていることから、これらの情報についても、原則として「個人情報」に含めて取り扱うこととしている。

ただし、当該情報が明らかに事業に関する情報であると認められる場合、例えば、商品の販売業者としての個人事業主の商号、屋号等の名称、主たる事務所の所在地、個人事業主としての氏名及び個人事業主の事業活動に伴う苦情相談の内容等については、事業に関する情報として取り扱われている実態があることから、一般的には個人情報には含まないものとする。

10 法人その他の団体に関する情報の中に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報には、役員の氏名、住所等の「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報」が含まれる場合がある。

こうした情報が、この条例の「個人情報」に含まれるか否かは、当該情報が法人等の団体としての情報であるのか、役員個人に着目した情報であるのかで判断する必要がある。

一般的には、法人その他の団体が実施機関に提出した許認可等の申請書、届出書、報告書などの申請者欄に記載されている役員の役職や氏名、会議等で団体の役員として当該団体を代表して発言した内容、当該団体の役員名を列挙した役員名簿は、法人等の団体としての情報と考えられ、この条例の「個人情報」には含まれない。

一方、役員の生年月日、履歴及び家族構成、企業を横断的に整理した企業役員一覧、法人内部の取締役会等における取締役、監査役の発言内容や議事録などは、個人に着目した情報であり、この条例の「個人情報」に含まれ、保護の対象となると考えられる。

11 「個人識別符号」とは、特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第 2 条第 3 項第 1 号）、及び個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの（行政機関個人情報保護法第 2 条第 3 項第 2 号）として、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 548 号。以下、「行政機関個人情報保護法施行令」という。）で定められたものをいう。

12 行政機関個人情報保護法施行令で規定されている「個人識別符号」に該当するものは、次のとおりである。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号等

次に掲げる身体の特徴のいずれかを電子計算機の用に供するために変換した符号等であって、特定の個人を識別するに足るものとして総務省令で定める基準に適合するもの

細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名 DNA）を構成する塩基の配列

顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

指紋又は掌紋

組合せ（ から までに掲げるものから抽出した特徴情報を、組み合わせ、本人を認証することを目的とした装置やソフトウェアにより、本人を認証することができるようにしたもの）

(2) 対象者ごとに異なるものとなるように、個人に発行されるカードや書類等に付される符号等（主なものを抜粋）

旅券の番号

基礎年金番号

運転免許証の番号

住民票コード

個人番号

国民健康保険等の被保険者証の記号、番号及び保険者番号

後期高齢者医療制度の被保険者証の記号、番号及び保険者番号

介護保険の被保険者証の記号、番号及び保険者番号

第2号 実施機関

本号は、この条例に基づき、個人情報保護の責務を負い、個人情報保護に関する制度を実施する「実施機関」の範囲を定めたものである。

1 「実施機関」とは、地方自治法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、警察法及び地方公営企業法等により、独立して事務を管理執行する権限を有する県の機関並びに県が設立した地方独立行政法人をいい、県の各実施機関の組織条例、規則等により定められている本庁各課及び地域機関等の全体並びに地方独立行政法人の組織全体をいう。

地方独立行政法人は、公共上の見地から地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業を効率的かつ効果的に行わせることを目的として設立されるものであり、公的部門に属することから、本条例の実施機関とした。

2 各実施機関内部における個人情報保護に関する事務の分掌は、それぞれの実施機関の行政組織規則、事務決裁委任規則等の定めるところによる。

第3号 事業者

本号は、この条例の対象となる「事業者」の範囲について定めたものである。

1 「事業」とは、地方税法第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業のほか、農業、林業等およそ事業と称することのできるものはすべて含まれる。

したがって、営利事業に限らず、社会福祉事業のように一般に営利を目的としないものも含まれる。

2 「法人」とは、商法上の会社、民法上の公益法人その他の法人格を有するものをいう。

3 「その他の団体」とは、法人格のない自治会、商店会、消費者団体等であって、団体としての規約を有し、代表者の定めのあるものをいう。

4 「国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く」のは、これらの団体においては、「行政機関の保有する個人情報保護に関する法律」、「独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律」、「個人情報保護に関する法律」第11条に基づき、その保有する個人情報保護について施策が講じられることなどから、「法人その他の団体」から除いている。

5 「独立行政法人等」とは、「独立行政法人通則法」第2条第1項に規定する独立行政法人及び「独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律」別表に掲げる法人をいい、「地方独立行政法人」とは、「地方独立行政法人法」第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

6 「事業を営む個人」とは、地方税法第72条の2第8項から第10項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人をいう。

7 事業を営む個人の当該事業に関する情報は、第1号の【解釈及び運用】の9により、原則として個人情報としてこの条例の対象になるが、開示の可否の判断に当たっては、私生活に関するものは第16条第2号が適用されるのに対し、事業に関するものについては同条第3号が適用されることになる。（開示の場合に区別して取り扱う理由については、第16条第2号の【解釈及び運用】を参照。）

第4号 保有個人情報

本号は、この条例に基づく開示請求、訂正請求及び利用停止等請求の対象となる個人情報、記録媒体としての「公文書」に記録されたものであることを定めたものである。

1 「実施機関の職員」とは、知事、議会、行政委員会の委員、警察本部長、監査委員、附属機関の委員、公営企業管理者及び県が設立した地方独立行政法人の役員のほか、実施機関の職務上の指揮監督権限に服するすべての職員をいう。

なお、議会の議員は、実施機関の職員には含まれない。

2 「職務上作成し、又は取得した」とは、実施機関の職員が自己の職務の範囲内において作成し、又は取得したことをいう。

「職務上」とは、実施機関の職員が、法律、命令、条例、規則、規程、通達等により与えられた任務又は権限をその範囲内において処理することをいう。

なお、「職務」には、自治事務だけでなく、法定受託事務も含まれる。また、地方自治法第180条の2又は第180条の7の規定により実施機関若しくは実施機関の職員が受任し、又は補助執行している事務も含まれる。

ただし、実施機関の職員が、地方公務員等共済組合法第18条第1項の規定により従事している地方公務員共済組合の事務、地方公務員災害補償法第13条第1項の規定により従事している地方公務員災害補償基金の事務等は含まれない。

3 「実施機関の職員が組織的に用いる」とは、作成又は取得に関与した職員個人段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして利用されている状態を意味する。したがって、職員が自己の執務の便宜のために保有する正式文書と重複する当該文書の写しや職員の個人的な検討段階にとどまる資料等は、これに当たらない。

ただし、職員が個人的に作成し、又は取得した調査メモ、説明資料等（職務関連文書）であっても、起案文書に添付された場合には、対象公文書となるものである。

4 「当該実施機関が保有しているもの」とは、当該実施機関の組織において業務上必要なものとして保存されている状態のものを意味し、三重県公文書等管理条例（以下「公文書管理条例」という。）に基づき各実施機関が定める公文書管理規程に規定する保存期間が過ぎた公文書であっても、廃棄の手続がなされずに保存されている場合には、「保有しているもの」に当たり、対象公文書となるものである。

5 「公文書」とは、公文書管理条例第2条第2項に規定する「公文書」をいい、三重県情報公開条例第2条第2項と同義である。

三重県情報公開条例同条同項の解釈及び運用は、次のとおりである。

《三重県情報公開条例の解釈及び運用（抜粋）》

4 文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録

「文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録」とは、公文書の範囲を情報の記録媒体の面から定めたものであり、具体的には次のとおりである。

- (1) 文書 起案文書、供覧文書、台帳、電算出力帳票等をいう。
- (2) 図画 地図、図面、設計図、ポスター等をいう。
- (3) 写真 印画紙に焼き付けたものをいう。
- (4) フィルム ネガフィルム、映画フィルム、スライド、マイクロフィルム等をいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいい、その内容の確認に専用の機器を使用する磁気テープ、CD、USBメモリ、MO、DVD等の媒体に情報が記録されたものをいう。

7 対象公文書から除外されるもの

公文書管理条例で、販売することを目的として発行されるもの、特定歴史公文書等及び歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として管理がなされ、公にされ又は公にされることが既に予定されているものは、対象公文書から除外している。

(1) 官報、公報、白書、新聞、市販の書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの（公文書管理条例2条2項ただし書1号）

一般に容易に入手・利用が可能なものは、開示請求の対象とする必要がなく、対象とした場合には、図書館代替りの利用等制度の趣旨に合致しない利用が見込まれ、実施機関の事務負担の面からも問題がある。

しかしながら、一般に特定の文書の入手が容易であるかどうかの判別が困難であることから、「不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」を典型的に対象公文書から除くこととしたものである。不特定多数の者に販売することを目的として発行される文書は、紙媒体のものに限るものではなく、インターネット上で不特定多数の者への有償頒布を目的として発行される新聞、雑誌、書籍等も含まれる。

なお、実施機関が公表資料等の情報提供を行っているものについては、本号に該当せず、開示請求の対象になる。これは、このような情報提供については、たとえば、特定の期間や地域に限って提供されるものがあるなど、その内容、期間、方法等が実施機関の裁量に委ねられていることから、一律に対象から除くことは適当ではないからである。ただし、情報提供で対応できる場合は、担当課等において閲覧又は配布していること、当該実施機関のホームページに掲載していること等、個別の事案に応じて適宜の方法で案内すれば足りる。なお、当該実施機関のホームページに掲載している情報を用紙に出力したり、新たに写しの交付を伴う場合は、開示請求の場合と同様に受益に応じて負担を課すことが公平に叶うため、実費負担を求めることになる。

(2) 特定歴史公文書等（公文書管理条例2条2項ただし書2号）

公文書管理条例2条3項の歴史的公文書等のうち、公文書管理条例9条1項の規定により三重県総合博物館に移管されたものや、法人その他の団体（県及び県が設立した地方独立行政法人を除く。）又は個人から三重県総合博物館に寄贈され、又は寄託されたもののうち、公文書に類するものとして知事が指定するものをいう。（公文書管理条例2条4項）

特定歴史公文書等については、三重県総合博物館にて適切な保存、管理が行われ、その利用方法等については、公文書管理条例及び特定歴史公文書等の利用等の規則（令和2年三重県規則第44号）によるところとなるため、対象公文書としていない。

(3) 三重県立図書館その他実施機関が別に定める機関において管理され、かつ、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として公にされ又は公にされることが予定されているもの（公文書管理条例2条2項ただし書3号）

図書館等において管理がされ、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として公にされ又は公にされることが予定されている公文書については、貴重資料の保存、学術研究等への寄与の観点からそれぞれ定められた閲覧範囲、手続等の基準に従った利用に委ねられるべきであり、対象公文書としていない。

これに対し、特別の管理を理由に公にされていない、また、公にすることが予定され

ていない公文書については対象公文書となる。

また、「その他実施機関が定める機関」(公文書管理条例2条2項ただし書2号)として、次のものが指定されている(令和2年三重県告示第218号・令和2年三重県教育委員会告示第9号・令和2年三重県議会告示第1号)。

三重県統計資料室

三重県情報公開・個人情報総合窓口

三重県県史編さん資料閲覧窓口

三重県消費生活センター

三重県人権センター

三重県男女共同参画センター

三重県環境学習情報センター

三重県総合博物館

三重県立美術館

齋宮歴史博物館

三重県生涯学習センター

三重県埋蔵文化財センター

三重県議会図書室

(図書、資料、刊行物等の一般への閲覧、写しの交付、貸出等を事業として行っている施設であり、地方自治法244条1項に規定する公の施設であるか否かを問わない。建物の一角に閲覧コーナー等の区画を設けているものを含む。)

第5号 本人

本号は、この条例に規定する個人情報の収集、利用及び提供、開示請求、訂正請求、利用停止等請求において、個人情報を取り扱う上で、権利利益の保護を図るべき対象としての本人を定めたものである。

「本人」とは、氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号によって個人情報から識別できる個人と同一人と認定できる者をいう。

第6号 特定個人情報

本号は、この条例の対象となる「特定個人情報」の定義が、番号法の規程に基づくことを定めたものである。

「特定個人情報」とは、個人番号(個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。)をその内容に含む個人情報のことをいう。

なお、番号法における個人情報は、条例における個人情報(第2条第1号6の【解釈及び運用】を参照のこと。)と異なり、生存する個人の情報と規定されていることから、死者の個人番号は特定個人情報には該当しない。ただし、死者の個人番号を保有する場合は、生存する個人の個人番号と同等の安全確保措置が必要である。

第7号 情報提供等記録

本号は、この条例の対象となる「情報提供等記録」の定義が、番号法の規定に基づくことを定

めたものである。

「情報提供等記録」とは、情報提供ネットワークシステムを使用して、どのような特定個人情報があるかの機関間でやりとりされたかに係る記録（アクセスログ）を、情報照会者及び情報提供者並びに情報提供ネットワークシステムにおいて記録された特定個人情報をいう。

情報提供ネットワークシステムとは、番号法第19条第8号及び第9号の規定に基づき、行政機関の長等（行政機関の長、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び地方公共団体情報システム機構等の情報照会者及び情報提供者をいう。）の間に、特定個人情報を安全・効率的にやり取りするための情報システムで、内閣総理大臣が設置し、管理するものをいう。

第8号 要配慮個人情報

本号は、この条例における要配慮個人情報について定めたものである。

「要配慮個人情報」とは、不当な差別や偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして次の(1)～(11)までの記述が含まれる個人情報をいう（なお、詳細は、個人情報保護委員会作成の「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」参照）。

(1) 人種

人種、世系又は民族的若しくは種族的出身を広く意味する。なお、単純な国籍や「外国人」という情報は法的地位であり、それだけでは人種には含まない。また、肌の色は、人種を推知させる情報にすぎないため、人種には含まない。

(2) 信条

個人の基本的なものの見方、考え方を意味し、思想と信仰の双方を含むものである。

(3) 社会的身分

ある個人にその境遇として固着していて、一生の間、自らの力によって容易にそれから脱し得ないような地位を意味し、単なる職業的地位や学歴は含まない。

(4) 病歴

病気に罹患した経歴を意味するもので、特定の病歴を示した部分（例：特定の個人ががん罹患している、統合失調症を患っている等）が該当する。

(5) 犯罪の経歴

前科、すなわち有罪の判決を受けこれが確定した事実が該当する。

(6) 犯罪により害を被った事実

身体的被害、精神的被害及び金銭的被害の別を問わず、犯罪の被害を受けた事実を意味する。具体的には、刑罰法令に規定される構成要件に該当し得る行為のうち、刑事事件に関する手続に着手されたものが該当する。

(7) 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。

行政機関個人情報保護法施行令第4条第1号に該当するものをいう。

具体的には、次の から までに掲げる情報をいう。この他、当該障害があること又は過去にあったことを特定させる情報（例：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障害福祉サービスを受けていること又は過去に受けていたこと）も該当する。

「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害」があることを特定させる情報

「知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害」があることを特定させる情報

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害

(発達障害者支援法 (平成16年法律第167号) 第2条第2項に規定する発達障害を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害を除く。) 」があることを特定させる情報

「治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの」があることを特定させる情報

- (8) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者 ((9)において「医師等」という。) により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査 (9)において「健康診断等」という。) の結果

疾病の予防や早期発見を目的として行われた健康診査、健康診断、特定健康診査、健康測定、ストレスチェック、遺伝子検査 (診療の過程で行われたものを除く。) 等、受診者本人の健康状態が判明する検査の結果が該当する。

- (9) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

- ・ 「健康診断等の結果に基づき、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導が行われたこと」とは、健康診断等の結果、特に健康の保持に努める必要がある者に対し、医師又は保健師が行う保健指導等の内容が該当する。

具体的な事例としては、労働安全衛生法 (昭和47年法律第57号) に基づき医師又は保健師により行われた保健指導の内容、同法に基づき医師により行われた面接指導の内容、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、医師、保健師、管理栄養士により行われた特定保健指導の内容等が該当する。また、法律に定められた保健指導の内容に限定されるものではなく、保険者や事業主が任意で実施又は助成により受診した保健指導の内容も該当する。なお、保健指導等を受けたという事実も該当する。

- ・ 「健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により診療が行われたこと」とは、病院、診療所、その他の医療を提供する施設において診療の過程で、患者の身体の状態、病状、治療状況等について、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者が知り得た情報全てを指し、例えば診療記録等がこれに該当する。また、病院等を受診したという事実も該当する。

- ・ 「健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により調剤が行われたこと」とは、病院、診療所、その他の医療を提供する施設において調剤の過程で、患者の身体の状態、病状、治療状況等について、薬剤師 (医師又は歯科医師が自己の処方箋により自ら調剤する場合も含む。) が知り得た情報全てを指し、調剤録、薬剤服用歴、お薬手帳に記載された情報等が該当する。また、薬局等で調剤を受けたという事実も該当する。

なお、身長、体重、血圧、脈拍、体温等の個人の健康に関する情報を、健康診断、診療等の事業及びそれに関する業務とは関係のない方法により知り得た場合は、該当しない。

- (10) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。 (犯罪の経歴を除く。)

本人を被疑者又は被告人として刑事事件に関する手続が行われたという事実が該当する。他人を被疑者とする犯罪捜査のために取調べを受けた事実や、証人として尋問を受けた事実に関する情報は、本人を被疑者又は被告人としていないことから、これには該当しない。

- (11) 本人を少年法 (昭和23年法律第168号) 第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

本人を非行少年又はその疑いのある者として、保護処分等の少年の保護事件に関する手続が行われたという事実が該当する。

(実施機関の責務)

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な施策を講じなければならない。

【趣旨】

本条は、この条例の第一の目的である個人の権利利益を保護するため、実施機関に個人情報の保護に関し必要な施策を講じなければならないとする一般的責務を定めたものである。

【解釈及び運用】

「個人情報の保護に関し必要な施策」とは、収集の制限等この条例で定める保護施策に限らず、個人情報を取り扱う事務の改善、職員の研修、県民や事業者等への啓発等この条例の目的である個人の権利利益を保護するために必要と考えられる施策をいう。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する県の施策に協力するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、民間部門において、事業者が個人情報を取り扱う際に遵守すべき責務を定めたものである。なお、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第4章第1節においても、「個人情報取扱事業者」の具体的な責務が詳細に規定されているが、本条は、県民の権利利益の保護のため、同法の適用の有無にかかわらず事業者一般に対して責務を課している。

【解釈及び運用】

- 1 「事業者」とは、第2条第3号の「事業者」をいい、県内に事務所を有する事業者だけでなく、県内で事業活動を行うすべての事業者に責務が課せられている。
- 2 「個人の権利利益を侵害することのないよう努める」とは、事業者が個人情報の収集、利用及び提供、適正管理等を行うに当たって自主的に保護措置を講ずる等により、個人の権利利益を侵害することのないよう努める責務を有していることをいう。
- 3 「個人情報の保護に関する県の施策に協力するよう努めなければならない」とは、個人情報の保護の重要性を認識し、県が講ずる施策に事業者が協力すべきことを示したものである。県の施策に協力すべき責務を規定したのは、実効性のある個人情報の保護を図るためには、行政と事業者とが協力して対策を講ずることが必要であるからである。

(県民の責務)

第 5 条 県民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適切な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、県民の一人ひとりが個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の適切な取扱いに努めるべき役割があることを定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「個人情報の保護の重要性を認識し」とは、個人情報の保護が社会的ルールとして定着するためには、県民の一人ひとりが個人情報の保護の重要性を認識することが必要であることを明らかにしたものである。
- 2 「自己の個人情報の適切な管理に努める」とは、県民が、自己に関する個人情報の不用意な取扱いによって、権利利益の侵害の危険を自ら招くことのないよう、自己に関する個人情報の適切な管理に努めるべきことをいう。
- 3 「他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することのないよう努める」とは、県民は、自己の権利利益を侵害される被害者となる場合ばかりでなく、個人情報の取扱いのいかんによっては、他人の権利利益を侵害する必要があることを認識し、他人の個人情報の適切な取扱いに努めるべきことをいう。

(個人情報取扱事務の登録等)

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)であって、個人の氏名、生年月日その他の記述等又は個人識別符号により特定の個人を検索することができる状態で個人情報が記録された公文書を使用するもの(以下「登録対象事務」という。)について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿(以下この条において「登録簿」という。)を作成し、一般の閲覧に供しなければならない。

- (1) 登録対象事務の名称
- (2) 登録対象事務を所管する組織の名称
- (3) 登録対象事務の目的
- (4) 個人情報の対象者の範囲
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の収集先
- (7) 個人情報の経常的な目的外利用及び提供の状況
- (8) 電子個人情報ファイル(保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。第53条において同じ。)の保有の状況
- (9) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、登録対象事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該登録対象事務について登録簿に登録しなければならない。ただし、緊急に登録対象事務を開始する必要が生じ、あらかじめ登録簿に登録することが困難なときは、登録対象事務の開始の日以後、遅滞なく、登録簿に登録しなければならない。

3 前項の規定は、登録簿に登録した事項を変更する場合について準用する。

4 前3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する個人情報取扱事務については、適用しない。

- (1) 県の職員並びに県が設立した地方独立行政法人の役員及び職員(以下この号において「県の職員等」という。)又は職員等であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する事務
- (2) 国の安全その他の国の重大な利益に関する事務
- (3) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に関する事務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、三重県情報公開・個人情報保護審査会条例(平成29年三重県条例第1号)第3条第1項に規定する三重県情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴いた上で実施機関が定める事務

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、実施機関は、第1項各号に掲げる事項を登録簿に登録することにより個人情報取扱事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該事項の一部を記載せず、又は当該個人情報取扱事務を登録簿に登録しないことができる。

6 実施機関は、第2項の規定により登録した登録対象事務を廃止したときは、遅滞なく、当該登録対象事務に係る登録を登録簿から抹消しなければならない。

【趣旨】

本条は、実施機関が個人情報を取り扱うときは、その事務の名称、目的、記録項目等について個人情報取扱事務登録簿を作成し、一般の閲覧に供しなければならない義務を規定したものである。このことによって、県民等は、自己に関する個人情報の所在や内容を確認できることとなる。

【解釈及び運用】

第1項

県民等が県が取り扱う個人情報の所在や内容を確認するためには、その前提として個人情報の収集、保有、利用等の状況が明らかにされている必要がある。このことは、実施機関自らが取り扱う個人情報を明確に把握し、より慎重かつ責任ある取扱いを確保するためにも重要である。

このため、本項は、実施機関の個人情報取扱事務登録簿の作成義務及び登録簿の一般への閲覧に供する義務を定めたものである。

1 「個人情報を取り扱う事務」とは、実施機関の所掌する事務であって、当該事務を執行する上で、個人情報の収集、利用、提供又は管理等の取扱いを伴う事務をいう。

事務の廃止により、収集、管理、利用又は提供等が既に行われていない事務であっても、実施機関が個人情報を保有している限り、適正に管理する義務があり、個人情報を取り扱う事務に含まれる。

また、個人情報を取り扱う事務の全てを実施機関以外のものに委託していて、当該実施機関が個人情報を取り扱っていない場合は、実施機関には第13条により委託を伴う措置を講ずる義務はあるが、登録簿への登録の必要はない。

2 「個人の氏名、生年月日その他の記述」等と「個人識別符号」については、第2条第1号の【解釈及び運用】を参照。

3 「検索することができる」とは、業務として十分に対応が可能な時間、経費の範囲内で特定の個人情報を検索できる場合をいい、検索し得ない例としては、次のようなものが考えられる。

- ・ 公文書中にたまたま存在する個人情報で集約できないもの
- ・ ある特定個人に係る相談記録に記載されている他人の個人情報
- ・ 申請書、届出書、又はその添付書類の中に、非定型的又は偶発的に記録されている申請者以外の個人情報

4 「特定の個人を検索することができる状態で個人情報が記録された公文書を使用するもの」とは、名簿、台帳、一覧表、リスト、電子計算機処理に係る個人情報が記録されているファイル等個人情報の記録から特定の個人が検索できる形になっている公文書をいう。

5 「一般の閲覧に供する」とは、登録簿を利用者が誰でも自由に見ることができる状態にしておくことをいう。本県においては、県のホームページで閲覧できるようにし、情報公開・個人情報総合窓口への来庁者には、パソコンで検索・閲覧してもらうこととなる。

6 登録簿へ記載すべき事項は、第1号から第9号までに規定する事項である。

(1) 第1号

「登録対象事務の名称」とは、事務の内容が県民等に具体的に明らかになるような名称をいう。

(2) 第2号

「登録対象事務を所管する組織の名称」とは、事務を担当する所属の名称をいう。

(3) 第3号

「登録対象事務の目的」とは、事務の目的が県民等に具体的に明らかになるような目的をいう。

(4) 第4号

「個人情報の対象者の範囲」とは、登録対象事務において取り扱う個人情報の対象者の範囲をいい、具体的には、申請者、届出者、納税義務者、受験者等の個人の類型をいう。

(5) 第5号

「個人情報の記録項目」とは、登録対象事務の公文書に記録されている識別番号、氏名、住所、家族状況、要配慮個人情報、学歴、職業、資産状況等の個人情報の項目をいう。

(6) 第6号

「個人情報の収集先」とは、登録対象事務において実施機関が個人情報を収集する相手方をいう。

(7) 第7号

「個人情報の経常的な目的外利用及び提供の状況」とは、登録対象事務において実施機関が個人情報を経常的に目的外で利用又は提供することの有無、根拠、提供先をいう。

(8) 第8号

「電子個人情報ファイルの保有の状況」とは、特定の保有個人情報が電子計算機を用いて検索することができるデータベースシステム等の保有の有無をいう。

「体系的に構成したもの」とは、一定の基準に基づいて個人情報が集められたものをいう。例えば、1つの業務又は業務内のある機能専用として完結したものであって、ファイルの使用目的のために、記録項目の内容、配列等が体系的に整備されている個人情報からなる集合物をいう。また、そのような集合物が複合されたものであって、多目的のファイルとして管理し、複数業務に利用するため、個々の集合物が一体的にあるいは相互に関連して利用されることにより全体として多様な事務に用いられるものも含む。

(9) 第9号

「実施機関が定める事項」とは、例えば知事部局の三重県個人情報保護条例施行規則(平成14年三重県規則第45号)第2条で規定する次の事項など、実施機関が規則等で定める事項をいう。

ア 登録対象事務の根拠

イ 条例第9条に規定する通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合(いわゆる「オンライン結合」)による外部への提供の状況

ウ 個人情報が記録されている主な公文書の名称

エ その他知事が定める事項

7 登録対象事務と開示請求との関係については、事務単位でみれば個人の検索性が認められず、登録対象とならない事務であっても、当該事務における個別具体的な事情や開示請求者からの情報提供等により、実施機関が開示請求の対象となる保有個人情報を検索し、特定することが可能な事務もある。したがって、登録対象事務以外の事務であっても、開示請求の対象となり得る。

8 登録対象事務の登録に関する具体的な取扱いは、「個人情報取扱事務登録簿の登録に関する事務処理要領」及び「個人情報取扱事務登録簿記入要領」の定めるところによる。

第2項

本項は、実施機関の登録簿への登録義務を規定したものであり、登録対象事務について、事務を開始しようとするときは事務の開始前に、登録簿へ登録すべきことを定めたものである。

「あらかじめ」とは、登録対象事務を開始する前に登録することをいう。なお、災害や事故の発生時など、緊急に登録対象事務を開始する必要性が生じ、あらかじめ登録簿に登録することが困難なときは、登録対象事務の開始の日以後、遅滞なく、登録簿に登録しなければならない。

第3項

本項は、第2項の規定により登録した事項を変更しようとする場合について、第2項の規定を準用することを定めたものである。

1 登録対象事務の登録事項を変更する場合は、変更後の事務を開始する前に登録簿に登録するものとする。

2 第2項ただし書も準用されるため、緊急に登録対象事務を変更する必要性が生じた場合で、変更後の事務を開始する前に登録簿の登録事項を変更することが困難なときは、変更後の事務の

開始の日以後、遅滞なく、登録簿の登録事項を変更しなければならない。

第4項

本項は、個人情報取扱事務の登録の趣旨から登録して一般の閲覧に供する意義の乏しいものや、適当でないものについて、登録を要しないことを定めたものである。登録を要しない個人情報取扱事務は、第1号から第4号までに規定する事務である。

(1) 第1号

本号の事務は、県あるいは地方独立行政法人の内部管理に関する事務であり、登録して一般の閲覧に供する意義に乏しいことから、登録を要しないこととしたものである。

- ・ 「県の職員」には、県の実施機関の一般職及び特別職のほか、県に給与の負担義務がある市町村立学校職員給与負担法に規定するいわゆる県費負担教職員も含まれる。
- ・ 「県の職員等であった者」とは、退職、失職、免職等により離職した者及び出向等により県の職員等であった者で現に県の職員等でない者をいう。
- ・ 「人事に関する個人情報取扱事務」とは、任免、分限、懲戒、人事記録、評定、資格等に関する事務をいう。
- ・ 「給与に関する個人情報取扱事務」とは、給与、手当等に関する事務をいう。
- ・ 「福利厚生に関する個人情報取扱事務」とは、健康管理、安全衛生、共済等に関する事務をいう。
- ・ 「人事、給与、福利厚生等」の「等」には、旅費、災害補償、職務に関して受けた表彰等に関する事務のほか、職員の被扶養者、遺族等に関する事務も含まれる。

(2) 第2号

本号の事務は、そもそも第3号に規定する「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に関する事務」に含まれるものであるが、極めて秘匿性が高いものであって、これらに関する情報の存在やその内容が関係者以外に知られることによって国の安全その他の国の重大な利益を害するおそれがあることから、登録を要しない事務として確認的に明記したものである。（行政機関個人情報保護法第10条第2項第1号及び第11条第2項第1号と同旨である。）

- ・ 「国の安全」とは、国としての基本的な秩序が平穩に維持されている状態をいい、「その他の国の重大な利益」とは、公安や治安に関する国の重要な利益などをいう。

(3) 第3号

本号の事務は、犯罪の捜査等の刑事司法手続に係る事務又はこれに準じる事務を適正に執行するためには関連する情報の秘匿性が要求されることから、登録を要しないこととしたものである。（行政機関個人情報保護法第10条第2項第2号及び第11条第2項第1号と同旨である。）

- ・ 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。
- ・ 「犯罪の鎮圧」とは、犯罪がまさに発生しようとするのを未然に防止したり、犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、又は終息させることをいう。
- ・ 「犯罪の捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起などのために犯人及び証拠を発見・収集・保全することをいう。内偵活動等は犯罪の捜査と密接不可分な関係にあるので、これを含むものとする。
- ・ 「公訴の維持」とは、刑事事件の公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張・立証、公判準備などの活動をいう。
- ・ 「刑の執行」とは、刑法第2章に規定されている死刑・懲役・禁錮・罰金・拘留・科料・没収・追徴及び労役場留置の刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行、監置の執行、過料、訴訟費

用、費用賠償及び仮納付の各裁判の執行、恩赦についても、刑の執行に密接に関連するものであることから、これを含むものとする。

- ・ 本号における「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。

刑事訴訟法以外の特別法により、臨検・捜索・差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、独占禁止法違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報を取り扱う事務も本号に含まれる。

また、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報を取り扱う事務や被疑者・被告人の留置・拘留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報を取り扱う事務も本号に含まれる。

一方、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の事務については、登録簿を作成し、一般の閲覧に供しても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれがないので、本号には含まれない。

(4) 第4号

- ・ 「三重県情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いた上で実施機関が定める事務」とは、実施機関が登録制度の趣旨から、県民等に明らかにする意義に乏しいか、又は登録しないことが適当であると判断し、当該判断について三重県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、答申を受けたものをいう。

第5項

本項は、個人情報取扱事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときにおける登録事項の一部不記載等について、定めたものである。

「個人情報取扱事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき」とは、実施機関の恣意的な判断に委ねる趣旨ではなく、本要件に該当するかどうかを客観的に判断する必要がある。

第6項

本項は、実施機関の登録簿に登録した事務を廃止したときの抹消義務を定めたものである。

「登録対象事務を廃止した」とは、実施機関が当該登録対象事務を行わなくなっただけでなく、当該事務に係る個人情報をすべて保有しなくなったときに「廃止した」といえる。

したがって、「廃止した」というためには、当該事務におけるすべての個人情報を廃棄し終え、実施機関として当該事務における個人情報は保有していないという状態にする必要がある。

(収集の制限)

第7条 実施機関は、個人情報収集するときは、あらかじめ個人情報取扱事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 本人の同意に基づくとき。
 - (2) 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定に基づくとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のために収集する場合で、本人から収集することが困難であるとき又は適当でないとき。
 - (5) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共安全と秩序の維持(次項及び次条において「犯罪の予防等」という。)を目的とするとき。
 - (6) 死亡、所在不明、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如等の理由により、本人から収集することが困難であるとき。
 - (7) 他の実施機関、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は県が設立した地方独立行政法人以外の地方独立行政法人(以下「公的機関」という。)から収集する場合で、実施機関の適正な事務の遂行のために必要な限度で収集することについて相当の理由があると実施機関が認めるとき。
 - (8) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、本人から収集することにより個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがあるときその他本人以外の者から収集することに相当の理由があると実施機関が認めるとき。
- 3 実施機関は、要配慮個人情報(病歴、犯罪により害を被った事実その他実施機関が別に定める情報を除く。)を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 法令等の規定に基づくとき。
 - (2) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、特に必要があると実施機関が認めるとき。
 - (3) 犯罪の予防等を目的とするとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要であり、かつ、欠くことができないと実施機関が認めるとき。

【趣旨】

本条は、実施機関が個人情報を収集する場合の原則を定めたものであり、収集目的、収集方法、収集先及び収集する情報の内容について一定の制限を設けることを定めたものである。

【解釈及び運用】

第1項

本項は、実施機関が個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない義務があることを定めたものである。

- 1 「収集」とは、実施機関が当該実施機関以外のものから個人情報を取得することをいい、その取得の形態は問わず、口頭で取得する場合も含まれる。

なお、同一の実施機関内で、ある課の保有する個人情報を同一の又は他の課が取得すること

は、収集ではなく第8条の「利用」に当たり、個人情報取扱事務の目的以外の目的に利用する場合は、第8条ただし書に該当することが必要である。

- 2 「個人情報を収集するとき」とは、実施機関が当該実施機関以外のものから個人情報を能動的に取得する場合に限らず、申請、届出、申告、診療、相談等により受動的に取得する場合も含まれる。
- 3 「個人情報取扱事務の目的を明確にし」とは、個人情報取扱事務を所管する所属でその目的を明らかにしておくことをいう。
第6条で規定する登録対象事務については、登録簿においてその目的が明らかにされるものであり、登録を要しない個人情報取扱事務に係る個人情報を収集する場合においても、収集に当たる職員が本条の趣旨に則って、個別にその目的の範囲を確認した上で、事務の執行に当たる必要がある。
- 4 「当該目的を達成するために必要な範囲内」とは、収集する情報の内容や対象者の範囲等が収集の目的を達成するために必要なものであることをいい、過剰な収集を禁止する趣旨である。
- 5 「適法」とは、個人情報を収集する手段が、法令、条例の他、規則、要綱等個人情報を取り扱う事務における規範に違反していないことをいう。
- 6 「公正」とは、個人情報を収集する手段が法秩序一般の理念に適合しており、社会通念に照らして正当であると判断されることをいう。

第2項

本項は、個人情報を収集するときは、本人から収集することが原則であり、この原則を遵守することが実施機関の義務であることを示すとともに、例外的に本人以外のものから収集することができる場合を定めたものである。

- 1 「本人から収集」には、本人から個人情報を直接取得する場合のほか、実施機関に対する申請書、申告書等を郵送により、あるいは本人の使者を介して、又は市町村、本人の所属団体等を経由して取得する場合のように、実質的に本人から個人情報を取得したものと解される場合も含まれる。
また、本人から提出されたものであれば、密封された学業成績証明書など、本人が提出した物が何であるかは推測できるものの、そこに記録された情報の内容そのものについて承知していない場合であっても、本人からの収集に当たる。
- 2 意思能力を有しない乳幼児（学齢に達しないもの）等又は成年被後見人の個人情報を法定代理人から収集する場合は、本人から収集したものとみなすものとする。
- 3 本人以外のものから収集できる場合は、次の第1号から第8号までの場合に限られる。第1号から第7号までは、具体的な理由を列挙しているが、それらに該当しない場合は、第8号に規定する審査会への諮問が必要である。

第1号 本人同意

本号は、個人情報を本人以外の第三者から収集することについて、本人がその取扱目的を承知して同意している場合は、その承知している範囲で個人情報が取り扱われている限り、本人からの収集と同様に、個人情報取扱い上の問題は起こらないと考えられることから、本人収集の原則の例外としたものである。

- 1 「本人の同意」とは、一般的には、本人の明確な意思が口頭又は文書等により確認された場合であって、個人情報取扱事務の目的を本人が承知している状態をいう。
- 2 本人の所属団体からの推薦、申請等に本人の個人情報が含まれている場合等で、事務の流れその他の客観的事実から判断して本人の同意があると認められるときも、本号による本人同意があるものとして取り扱うこととする。

- 3 意思能力を有しない乳幼児等又は成年被後見人の「本人の同意」については、法定代理人の同意をもって、本人からの同意があったものとみなすものとする。

第2号 法令等の規定

本号は、本人以外のものから個人情報を収集することについて、法令等に規定があるときは、当該法令等の目的達成の必要性から収集の手段を確保したものであり、その収集の妥当性は当該法令等の制定のときに判断されているといえるので、本人収集の原則の例外としたものである。

- 1 「法令」とは、法律及び政令、省令その他の命令（国の行政機関によって制定されるもの）をいい、法定受託事務（地方自治法第2条第9項）における各大臣が定める処理基準（同法第245条の9第1項）や是正の指示（同法第245条の7第1項及び第3項）については、「法令」には含まれない。

したがって、処理基準等に基づいて本人以外から収集する場合には、第8号により審査会の意見を聴くこととなる。

- 2 「条例」とは、法形式としての条例をいい、実施機関の定める規則は含まれない。規則が含まれない理由は、本人収集の原則は、条例で掲げた原則であることから、その例外も条例と同等又はそれ以上の規範によって定められる必要があるが、規則は形式的効力が条例に劣る上、その内容は実施機関の裁量に委ねられている部分があり、その部分に関しては、実施機関自らが例外を設け得ることになるからである。

- 3 「法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定」には、法令等の規定により本人以外のものに対し実施機関への個人情報の提供を義務付けている場合、いわゆる「義務規定」のほか、義務ではないが本人以外から収集できるとするいわゆる「できる規定」に分けられるが、いずれも本号の「法令等」に含まれる。

また、法令等に本人以外から収集できる明文の規定がない場合であっても、法令等の趣旨及び目的等から判断して本人以外から個人情報を収集することができる場合も含まれるが、本人以外から収集することができる個人情報の範囲は、当該法令等の趣旨及び目的等から判断して妥当であると認められる範囲に限られる。

本号の「法令等」に該当する例としては、次のような場合が考えられる。

(1) いわゆる「義務規定」の例

- ・ 知事の閲覧請求に基づく政府の所得税納税関係書類の提示（地方税法第72条の59）
- ・ 不動産取得税に係る徴税吏員の質問検査権に基づき、当該不動産取得税の賦課徴収に関して直接関係あると認められるものからの収集（地方税法第73条の8）
- ・ 精神病院の管理者による医療保護入院者を退院させたときの知事への届出（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の2）
- ・ 医師による結核患者等の保健所長への届出（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条）
- ・ 質屋・古物商が品触れに相当するものを受け取ったときにおける警察官への届出（質屋営業法第21条・古物営業法第19条）

(2) いわゆる「できる規定」の例

- ・ 審査庁として参考人に対し陳述させ、又は鑑定を求める場合（行政不服審査法第34条）
- ・ 福祉事務所長等が要保護者等について官公署等に対し必要な書類の閲覧や資料の提供を求める場合、又は銀行等に対し報告を求める場合（生活保護法第29条）
- ・ 知事が市町村長に対し、公害に対する苦情の処理状況について報告を求める場合（公害紛争処理法第49条の2）
- ・ 犯罪捜査のための必要事項の照会（刑事訴訟法第197条第2項）

- ・ 警察本部長等がストーカー行為者その他の関係者に対する報告・資料提出の要求と質問（ストーカー行為等の規制等に関する法律第13条）

第3号 出版、報道等

本号は、収集しようとする個人情報が出版、報道等により公にされている場合には、誰もが知り得る状態にあると考えられることから、本人収集の原則の例外としたものである。

- 1 「出版」とは、不特定多数の者が取得可能である書物、雑誌、機関誌等のほか、国、地方公共団体等が発行する公報、報告書等を刊行することをいう。
- 2 「報道」とは、新聞、テレビ、ラジオ等の社会事象を公に知らせる情報伝達媒体によりニュースその他の情報を不特定多数の者に伝達することをいう。
- 3 「出版、報道等」の「等」とは、出版、報道のように不特定多数の者が知り得る状態にする行為や制度などをいい、不動産登記簿のように法令等の規定により何人も閲覧することができる制度はもとより、公開の会議、講演会等における発表、インターネットの公開されたホームページでの発表等がこれに当たる。
- 4 「公にされたもの」とは、不特定多数の者が知り得る状態にあることを指すものである。したがって、同窓会名簿等の特定の者のみに頒布する目的で作成されたものは、公にされたものとはいえず、本号には該当しない。
- 5 出版、報道等により公にされたものとしては、次のようなものがある。
 - (1) 新聞、雑誌等の公刊されている書籍類に掲載されている情報（有償で頒布している行政資料も含まれる）
 - (2) ラジオ、テレビ等の不特定多数の者に情報を提供する広報媒体により提供される情報
 - (3) 不特定多数の者に公開されている会議における発言者名、発言内容等の情報
 - (4) 行政機関等の保有する情報であって、閲覧等の制度により不特定多数の者に提供される情報

第4号 個人の生命、身体及び財産の保護

本号は、個人の生命、身体又は財産の保護のために個人情報を収集することが必要な場合で、本人から収集することが困難であるとき又は適当でないときには、本人収集の原則の例外としたものである。

- 1 「個人の生命、身体又は財産」とは、法的保護に値するすべての個人的な法益をいう。
- 2 「本人から収集することが困難であるとき」とは、所在が判明しないなどの理由から直接本人から収集ができないとき、また、傷病、事理弁識能力の欠如等の理由により本人からの収集が困難であるときなどをいい、「本人から収集することが適当でないとき」とは、本人から直接収集することにより、危害が及ぶ等本人に不利益が生じる場合、行政活動推進上の支障が生じる場合など、本人からの収集が適当でないときをいう。

「本人から収集することが困難であるとき又は適当でないとき」とは、次のような場合が想定される。

- ・ 県立病院への来院者が問診に応じない場合に、その治療のために、家族や病院へ同行してきた発見者等から、当該来院者の既往症、病歴、発見（発症）時の状況等の情報を収集する場合
- ・ 拾得物である財布を遺失者等に還付するため、財布内にあった会員証に記載された「営業所名、会員番号」をもとに、当該営業所の従業員から当該会員の氏名や電話番号等の個人情報を収集する場合
- ・ 児童虐待容疑事案に関し、被害児童や行為者たる親権者等から事情聴取することができず、又は事情聴取することにより虐待行為がエスカレートするおそれがあるため、被害児童が通

学する学校の教員や通院する病院の医師から当該児童の身体状況等を収集する場合

- 3 「本人から収集することが困難であるとき又は適当でないとき」の判断は、実施機関がそれぞれ行う事務の範囲内において、社会通念上妥当と認められるものでなければならない。

第5号 犯罪の予防等目的

警察活動には、犯罪捜査等高度の機密性の確保が要請されること、さらに、警察行政は、一定の事務につき警察庁長官の指揮監督を受け、他の都道府県警察との相互協力義務が課せられているなど、全国斉一性の確保が要請されるといった特殊性を有している。これら警察活動の特殊性に配慮し、公共安全と秩序の維持に支障が及ぶことのないよう実施機関が負う条例上の義務のうち、一定の範囲を適用除外としたものである。

これは、警察活動に係る個人情報の収集には、多種多様のケースが想定されること、さらに、特定の個人に対する情報収集が継続的に行われる過程で、情報収集の目的が時間の経過とともに変容していく場合（典型例として、日常業務として行った情報収集が端緒となり、違法性の疑いのある事案が発覚し、その後犯罪捜査に移行していく場合が挙げられる。）も多く想定されるなどの特殊性に配慮したものである。

- 1 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査」の解釈については、第6条第4項の【解釈及び運用】を参照のこと。
- 2 「被疑者の逮捕」とは、被疑者に対して行われる身柄拘束のための強制的な処分をいう。被疑者の逮捕は、捜査に含まれるが、重要なものであることから、特に明記したものである。
- 3 「交通の取締り」とは、本号においては、交通の安全及び秩序の維持のための道路交通の管理を目的とする活動のうち、交通法令違反の防止及び捜査をいう。
- 4 「公共安全と秩序の維持」とは、「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り」に代表される警察活動を意味するが、本号の「公共安全と秩序の維持に関する事務」には、一般的な許認可事務は含まれない。
- 5 本号の「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共安全と秩序の維持」は、刑事法の執行を中心とする第6条第4項第3号の「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持」よりも広い概念を示すものである。

第6号 本人の死亡等

本号は、本人の死亡、所在不明、事理弁識能力の欠如等の理由により、本人から収集することが困難である場合は、本人収集の原則の例外としたものである。

「精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如」とは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患により、是非善悪をわきまえることができないか、わきまえてもそれによって行動することができないことをいう。「精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如等」の「等」とは、乳幼児など意思能力を持たない場合をいう。

第7号 公的機関からの提供

本号は、公的機関から提供を受けて個人情報を収集する場合で、適正な事務の遂行のために必要な限度で収集することについて相当の理由があると認めるときは、本人収集の原則の例外としたものである。

国及び独立行政法人等については、それぞれ「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」が施行され、また、地方公共団体及び地方独立行政法人については、「個人情報の保護に関する法律」第11条において個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずべきことが定められるなど、「公的機関」においては個人情報の保護のための措置がとられることにかんがみ、本人収集の原則の例外とする

ものである。

- 1 「他の実施機関」とは、収集する実施機関以外の実施機関をいい、例えば、知事部局が教育委員会から収集する場合の教育委員会、人事委員会が知事部局から収集する場合の知事部局がこれに該当する。
- 2 「適正な事務の遂行」とは、法令等の定めるところにより、実施機関が適正に事務又は業務を実施することをいう。
- 3 「相当の理由がある」とは、実施機関の恣意的な判断を許容するものではなく、少なくとも、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることが求められる。

本人収集の原則の例外として「相当の理由がある」かどうかは、本人以外のものから収集することによる個人の権利利益の侵害のおそれと、住民負担の軽減、行政サービスの向上、行政運営の効率化などの有用性を比較衡量して、提供を受ける情報の内容、性質やその使用目的にあわせて個別具体的に判断する必要がある。

第8号 審査会意見

本号は、本項の第1号から第7号までの適用除外事項に該当しない場合であっても、本人から収集していたのでは個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生じたり、円滑な実施ができない場合等には、あらかじめ審査会の意見を聴くことを要件として、実施機関が本人以外から収集することに相当の理由があると判断したときは、本人収集の原則の例外としたものである。

- 1 「個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがあるとき」とは、本人から収集できない場合又は個人情報を取り扱う事務の目的から判断して、本人から収集したのでは当該事務の目的達成に支障が生じ、若しくは当該事務の円滑な実施を困難にするおそれがある場合をいう。
- 2 「相当の理由がある」とは、「個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生じ、又はその円滑な実施を困難にするおそれがあるとき」に準じて、本人から収集することが事実上不可能又は著しく困難な場合、本人から収集すると本人に不必要な負担を強いる場合など、本人以外のものから個人情報を収集することについて、客観的にみて合理的な理由がある場合をいう。

本人収集の原則の例外として「相当の理由がある」かどうかの判断については、本項の第7号を参照のこと。

- 3 本号の規定により、本人以外のものから個人情報を収集する場合は、それが妥当であるかどうかの判断は、個人情報の保護の観点から客観的に行われるべきであり、実施機関が審査会の意見を聴き、その意見を尊重して判断することにより、その客観性及び公正性が担保されることとなる。

第3項

本項は、要配慮個人情報のうち病歴、犯罪により被害を被った事実その他実施機関が別に定める情報（三重県個人情報保護条例施行規則第2条の2参照）を除いた情報については、原則として収集を禁止するとともに、本項の規定により収集が禁止されている要配慮個人情報（以下この項において「収集禁止情報」という。）を例外的に収集することができる場合を定めたものである。

行政機関個人情報保護法の一部改正（行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第51号））により、人種、信条、社会的身分、病歴など、本人に対する不当な差別、偏見が生じる可能性のある情報を「要配慮個人情報」として定義されたところであり、地方公共団体が保有する個人情報に関しても、本人に対する不当な差別又は偏見が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する必要性は変わらないため、本条例において

も、要配慮個人情報の定義を設けたものである。

行政機関個人情報保護法では、今回の改正により要配慮個人情報に限った収集制限は設けられていないが、本条例では従前より思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を「収集禁止情報」として収集制限をかけており、同様に全ての要配慮個人情報の収集制限を行うことは、行政機関個人情報保護法における個人情報の保護の範囲を超えるものである。

このため、第2条第8号の「要配慮個人情報」の全てではなく、本条例改正（三重県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成29年三重県条例第4号）前より収集制限を行っている情報にとどめることとしたものである。

第1号 法令等の規定

本号は、収集禁止情報を収集することについて、法令等に規定があるときは、当該法令等の目的達成の必要性から収集が認められたものであり、その収集の妥当性は当該法令等の制定のときに判断されているといえるので、収集禁止情報の原則の例外としたものである。

1 「法令等」とは、第7条第2項第2号の「法令等」と同義である。

2 「法令等の規定に基づくとき」とは、法令等で収集できることが定められている場合のほか、法令等の趣旨、目的により収集することができると解される場合も含まれる。

「法令等の規定に基づくとき」に該当する例としては、次のようなものがある。

- (1) 法令等に収集禁止情報について実施機関に調査、報告等の取扱いの義務又は権限がある旨の規定がある場合
 - ・ 職員採用の欠格事項についての実施機関の確認義務（地方公務員法第16条）
 - ・ 銃砲所持許可基準に基づく公安委員会の確認義務（銃砲刀剣類所持等取締法第5条）
- (2) 法令等に収集禁止情報について相手方に報告、通知、届出等の義務を定めた規定がある場合
 - ・ 公職の候補者になろうとする者の所属政党名等を記載した立候補の届出（公職選挙法第86条の4）
- (3) 法令等の規定により個人情報取扱事務の根拠が明記されており、その根拠規定に基づき当該事務を行う場合において、当該規定の趣旨、目的から判断して、収集禁止情報を取り扱うことが明らかに予定されていると認められるとき。
 - ・ 審査会が、収集禁止情報の非開示決定に対する審査請求について審査する場合（三重県個人情報保護条例第43条）

第2号 個人の生命、身体及び財産の保護

本号は、個人の生命、身体又は財産の保護のために収集禁止情報を収集することが特に必要であると実施機関が認める場合には、収集禁止情報の原則の例外としたものである。

1 「個人の生命、身体又は財産」とは、第2項第4号の「個人の生命、身体又は財産」と同義である。

2 「特に必要があると認めるとき」とは、例えば家出人や行方不明者の捜索活動において、迅速かつ的確な捜索を行うために当該家出人や行方不明者の思想、信条及び信教に関する個人情報を収集することが特に必要である場合などをいう。

3 「特に必要がある」かどうかは、個別具体の事案に即して厳格に判断すべきである。

第3号 犯罪の予防等目的

本号は、犯罪の予防等を目的とする場合には、収集禁止情報の原則の例外としたものである。

「犯罪の予防等」とは、第2項第5号の「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通

の取締りその他の公共の安全と秩序の維持（次項及び次条において「犯罪の予防等」という。）」と同義である。

第4号 審査会意見

本号は、本項の第1号から第3号までの適用除外事項に該当しない場合であっても、収集禁止情報を収集しなければ個人情報取扱事務の目的の達成に支障が生じたり、円滑な実施ができない場合等には、あらかじめ審査会の意見を聴くことを要件として、実施機関が収集禁止情報を収集することが必要不可欠であると判断したときは、収集禁止情報の原則の例外としたものである。

- 1 「個人情報取扱事務の目的を達成するために必要であり、かつ欠くことができない」とは、個人情報取扱事務の目的、性質等から判断して、収集禁止情報を収集しなければ当該事務の目的の達成に支障が生ずる場合をいう。
- 2 本号の規定により収集禁止情報を収集する場合は、それが妥当かどうかの判断は、個人情報の保護の観点から客観的に行われるべきであり、実施機関が審査会の意見を聴き、その意見を尊重して判断することにより、その客観性及び公正性が担保されることになる。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、個人情報（特定個人情報を除く。次項において同じ。）を当該実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意に基づくとき、又は本人に提供するとき。
 - (2) 法令等の規定に基づくとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のため、特に必要があると実施機関が認めるとき。
 - (5) 犯罪の予防等を目的として、実施機関の内部で利用し、若しくは公的機関に提供する場合で、当該目的の達成に必要な限度で利用し、若しくは提供することについて相当の理由があると実施機関が認めるとき、又は公的機関以外のものに提供する場合で、当該目的の達成に必要な限度で提供することについて特別の理由があると実施機関が認めるとき。
 - (6) 実施機関の内部で利用し、又は公的機関に提供する場合で、当該実施機関又は公的機関の適正な事務の遂行のために必要な限度で利用し、又は提供することについて相当の理由があると実施機関が認めるとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。
- 2 実施機関は、前項ただし書の規定により、個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を不当に侵害してはならない。

【趣旨】

本条は、実施機関は個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報を利用し、又は提供してはならないとの原則を定めたものである。

なお、特定個人情報の利用及び提供については、番号法に定められた場合のみに限定されていることから、本条においては個人情報から特定個人情報を除外し、第8条の2及び第8条の3において規定する。（以下「解釈及び運用」においても同じ。）

【解釈及び運用】

第1項

本項は、実施機関は、原則として個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報を利用し、又は提供してはならないことを定めるとともに、例外的に目的外で利用又は提供することができる場合を定めたものである。

1 「個人情報取扱事務の目的以外の目的」とは、個人情報を収集する際に明確にした事務の目的以外の目的をいう。

目的外であるか否かの判断は、具体的には個人情報取扱事務登録簿で明らかにされた「登録対象事務の目的」で判断することとなるが、登録対象外の個人情報取扱事務については、個人情報を収集する際の目的を個別に検討して判断することとなる。

2 個人情報取扱事務を遂行する上で当然に付随する実施機関内の他の所属又は他の実施機関との協議を要する場合などにおける個人情報の取扱いについては、当該事務の目的の範囲内で個人情報を利用し、又は提供しているものと認められる。

例えば、許認可事務等で関係する所属に協議や合議を行う場合、支払いの手続を出納局に依頼する場合などである。

3 「利用」とは、個人情報を保有する実施機関の内部で当該個人情報を使用することをいう。

例えば、知事部局のある課で保有している個人情報、知事部局の別の課が使用する場合などが該当する。

- 4 「提供」とは、個人情報を保有する実施機関が、当該実施機関以外のものに当該個人情報を渡すことをいう。

例えば、知事部局のある課で保有している個人情報を、議会、教育委員会、公安委員会等の実施機関のほか、国、他の地方公共団体等の公的機関に渡す場合が該当する。

- 5 情報提供する行政情報の中には個人情報が含まれている場合もあり、当該提供が個人情報の目的外提供の制限に抵触することがないように注意する必要がある。

第1号 本人同意

本号は、個人情報取扱事務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は提供することについて、実施機関が本人の同意を得て行うときは、本人の権利利益の侵害は生じないと考えられ、また、本人に提供するときも同様と考えられることから、利用及び提供の制限の例外としたものである。

- 1 「本人の同意」とは、一般的には、本人の明確な意思表示が口頭又は文書により確認された場合であって、本人の個人情報が個人情報取扱事務の目的以外の目的に利用され、又は提供されること及び利用され、又は提供される個人情報の内容を本人が承知している状態をいう。

- 2 本人が使用目的、提供先等を限定した上で同意したときは、その同意の範囲内で個人情報を利用し、又は提供できるものである。

- 3 個人情報取扱事務によっては、周囲の状況から客観的に判断して明らかに本人の同意があると考えられる場合がある。このような場合にもすべて文書等による本人の明確な同意を必要とすると、いたずらに行政事務の非効率化と繁雑さを招くだけでなく、本人もその都度意思表示を行うことが必要となるため、当該個人情報取扱事務の流れその他の客観的事実から判断して、本人の同意の意思が明らかであると認められる場合には、本号の同意があるものとして取り扱うことができる。

- 4 申請書等の記入要領等に、あらかじめ使用目的、提供先が記載されている場合は、本人の意思表示がない限り、「本人の同意」に該当するものとして取り扱うことができる。

- 5 「本人に提供するとき」とは、本人の求めに応じて提供する場合のほか、本人の意思にかかわらず、実施機関が一方的に本人に提供する場合も含まれる。

- 6 意思能力を有しない乳幼児等又は成年被後見人の個人情報を法定代理人の同意を得て、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために利用し、又は提供する場合は、本人の同意を得て利用し、又は提供したものとみなすものとする。

- 7 本人への提供は本号の規定により、目的外の提供であっても可能となるので、開示請求権の行使を待つまでもなく、自分が提出した書類を見せてほしい旨県民から申出があった場合など、情報提供可能な個人情報は、実施機関の判断により本人へ提供して差し支えない。さらに、本人が同意すれば、本人以外への情報提供も可能となる。ただし、その際には次の点に留意する必要がある。

- (1) 情報提供であるため、必ずしも公文書そのものの閲覧又は写しの交付を行う必要はないこと。

- (2) 情報提供であるため、本人の確認や意思の内容の確認は十分に行い、個人情報が安易に本人以外に提供されることのないようにすること。

- (3) 条例第16条各号に定める非開示情報に該当する個人情報でないか留意すること。

- 8 本号に該当する例としては、次のものがある。

- (1) 講演会等の事業の参加者名簿を、本人の同意をとって県の発行する刊行物の送付先の名簿として利用する場合

- (2) 資格者の講習履歴を、本人の同意をとって本人の所属する団体へ通知する場合

第2号 法令等の規定

本号は、個人情報取扱事務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は提供することについて、法令等の規定に基づく場合は、当該法令等の目的を達成する必要から、利用及び提供の制限の例外としたものである。

- 1 「法令等」とは、第7条第2項第2号の「法令等」と同義である。
- 2 「法令等の規定に基づく」とは、法令等の規定により個人情報の目的外の利用又は提供が義務付けられている場合をいい、法令等の規定に基づく場合でも、「照会することができる」、「報告を求めることができる」など強制力を持たず、提供する側に裁量の余地があるものについては、事例ごとに、公益性及び実施機関から提供を受けなければその目的を達成することが困難な場合であって、かつ提供する個人情報の内容、利用目的その他の事情からみて個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないかどうか等を慎重に判断して対応する必要がある。
本号に該当する例としては、次のものがある。

(1) 義務付けられている場合

- ・ 裁判所からの文書提出命令（民事訴訟法第223条）
- ・ 裁判所からの証拠物の提出命令（刑事訴訟法第99条）
- ・ 公文書の開示請求に対する公文書の開示（三重県情報公開条例第7条）（個人に関する情報であって同条第2号に該当しないものを開示する場合に限る。）
- ・ 個人情報の開示請求に対する個人情報の開示（三重県個人情報保護条例第16条）

(2) 裁量の余地がある場合

- ・ 犯罪捜査のための必要事項の照会（刑事訴訟法第197条第2項）
- ・ 税務職員からの税務調査のための照会（国税通則法第74条の12）
- ・ 弁護士会からの照会（弁護士法第23条の2）
- ・ 会計検査院の帳簿等の提出要求（会計検査院法第26条）
- ・ 議会の検閲又は報告の請求（地方自治法第98条第1項）
- ・ 公安調査官からの事件関係書類及び証拠物の閲覧（破壊活動防止法第28条）
- ・ 公安委員会からの暴力団の指定又は命令のための資料の閲覧・提供その他の協力要請（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第36条）

第3号 出版、報道等

本号は、個人情報取扱事務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は提供することについて、出版、報道等により公にされている個人情報については、既に不特定多数の者に公表され、誰もが知り得る状態にあるため、利用及び提供の制限の例外としたものである。

- 1 「出版、報道等」とは、第7条第2項第3号と同義である。
- 2 本号の規定により、個人情報取扱事務の目的以外の目的に個人情報を提供する場合、当該個人情報の内容がすべて正確であるとは限らないので、収集先及び収集時期等を明らかにしておくことが望ましい。
- 3 本号に該当する例としては、次のものがある。

不動産登記簿のように、法令で何人も閲覧することができるのとされているものを利用又は提供する場合

第4号 個人の生命、身体及び財産の保護

本号は、個人の生命、身体又は財産の保護のために個人情報取扱事務の目的以外に個人情報を利用し、又は提供することが特に必要であると実施機関が認める場合には、利用及び提供の制限の例外としたものである。

- 1 「個人の生命、身体又は財産」とは、第7条第2項第4号と同義である。
- 2 「特に必要がある」かどうかは、個別具体の事案に即して判断すべきである。
- 3 本号に該当する例としては、次のような場合が考えられる。
 - (1) 児童虐待、DV（ドメスティックバイオレンス）、ストーカー事案の対応のため、個人情報を実施機関の内部で利用したり、関係機関に提供する場合
 - (2) 事故にあった者の血液型、既往症等を県立病院が本人の入院した病院に提供する場合
 - (3) 地震、火災等の災害の際に、家屋等を守るために、工場等の所有者名や危険物の貯蔵状況等の情報を提供する場合

第5号 犯罪の予防等目的

本号は、犯罪の予防等を目的として個人情報を利用及び提供する場合は、これらの事務の特殊性にかんがみ、利用及び提供の制限の例外としたものである。本号前段は実施機関内部での利用及び公的機関への提供について、本号後段は公的機関以外のものへの提供について定めている。

- 1 「犯罪の予防等」とは、第7条第2項第5号の「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共の安全と秩序の維持（次項及び次条において「犯罪の予防等」という。）」と同義である。
- 2 本号前段の「相当の理由がある」とは、行政機関の恣意的な判断を許容するものではなく、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることが求められる。

利用及び提供制限の例外として「相当の理由がある」かどうかは、実施機関の内部で利用し、又は公的機関に提供することによる個人の権利利益の侵害のおそれと、住民負担の軽減、行政サービスの向上、行政運営の効率化などの有用性を比較衡量して、利用・提供する情報の内容、性質やその使用目的にあわせて個別具体的に判断する必要がある。

- 3 本号後段の「特別の理由がある」とは、本来実施機関において厳格に管理すべき個人情報について、公的機関以外の者に例外として提供することが認められるためにふさわしい要件として、個人情報の性質、利用目的等に即して、「相当の理由」よりも更に厳格な理由が必要であるとする趣旨である。

具体的には、公的機関に提供する場合と同程度の公益性があること、提供を受ける側が自ら情報を収集することが著しく困難であるか、又は提供を受ける側の事務が緊急を要すること、情報の提供を受けなければ提供を受ける側の事務の目的を達成することが困難であること等の、正に特別の理由が必要とされる。

第6号 実施機関内部での利用等

各実施機関の遂行する事務は公共性の高いものであり、かつ、実施機関は、事務を遂行するために個人情報を取り扱うに際しては、この条例に従い、個人の権利利益の保護に十分に留意して行うことになるので、実施機関の内部で利用し、又は他の公的機関に提供する場合において、事務に必要な範囲で使用し、かつ、使用することについて相当の理由があると認められるときは、利用及び提供の制限の例外としたものである。

国及び独立行政法人等については、それぞれ「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」が施行され、また、地方公共団体及び地方独立行政法人については、「個人情報の保護に関する法律」第11条において個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずべきことが定められるなど、「公的機関」においては個人情報の保護のための措置がとられることにかんがみ、利用及び提供の制限の例外としたものである。

- 1 「事務に必要な限度」とは、利用する実施機関又は提供を受ける公的機関の具体的な事務の目的に照らして、必要最小限の範囲をいう。

2 「相当の理由がある」とは、行政機関の恣意的な判断を許容するものではなく、少なくとも、社会通念上、客観的にみて合理的な理由があることが求められる。

利用及び提供制限の例外として「相当の理由がある」かどうかの判断については、本項の第5号を参照のこと。なお、税法や統計法等の個別の法律で守秘義務が課されている場合は、一般的には「相当の理由がある」とは認められない。

3 目的外の利用又は提供を行う必要があることがあらかじめ分かっているときは、個人情報収集するときにあらかじめ本人の同意を得ておくように努めることが望ましい。同意を得た場合は、本号ではなく第1号が適用されることとなる。

また、あらかじめ同意を得ることができない場合であっても、可能な限り本人に対して目的外利用をすることやその理由等について、本人に通知するよう努めるべきである。

4 本号に該当する例としては、次のような場合が考えられる。

- ・ 予算編成事務のための資料を財政課へ提出する場合

第7号 審査会意見

本号は、本項の第1号から第6号までのいずれにも該当しない場合であっても、審査会の意見を聴いた上で、実施機関が個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報を利用し、又は提供することについて公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めた場合は、利用及び提供の制限の例外としたものである。

1 「公益上の必要」とは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報を利用し、又は提供することが社会一般の利益を図るために必要であることをいう。

2 「相当の理由がある」とは、「公益上の必要」に準じて、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために利用・提供することについて、客観的にみて合理的な理由がある場合をいう。

利用及び提供制限の例外として「相当の理由がある」かどうかの判断については、本項の第5号を参照のこと。

3 本号の規定により、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報を利用し、又は提供する場合は、それが妥当であるかどうかの判断は、個人情報の保護の観点から客観的に行われるべきであり、実施機関が審査会の意見を聴き、その意見を尊重して判断することにより、その客観性が担保されることとなる。

4 目的外の利用又は提供を行う必要があることがあらかじめ分かっているときは、個人情報収集するときにあらかじめ本人の同意を得ておくように努めることが望ましい。同意を得た場合は、本号ではなく第1号が適用されることとなる。

第2項

本項は、前項ただし書各号に該当して個人情報取扱事務の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は提供するときも、個人の権利利益を不当に侵害してはならないことを定めたものである。

1 「不当に侵害」とは、個人の権利利益の侵害が、当該個人情報を目的以外の目的に利用し、又は提供することの合理性や必要性との比較衡量において、実質的に妥当性を欠くことをいう。

2 情報公開条例による個人情報の開示は、前項第2号に該当して目的外での外部提供ということになるが、この場合にも本項の規定が適用され、個人の権利利益を不当に侵害しない範囲内で行う必要がある。すなわち、情報公開条例による個人情報の開示・非開示の判断は、情報公開条例の規定の解釈に委ねられるが、その解釈及び運用に当たっては、個人情報取扱事務の目的以外の目的に個人情報を提供することは原則として禁止されている前項の趣旨に反することがないよう配慮し、個人の権利利益を不当に侵害しないようにする必要がある。

(特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 実施機関は、番号法に基づく場合を除き、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために、特定個人情報を当該実施機関の内部で利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために特定個人情報（情報提供等記録を除く。次項において同じ。）を利用することができる。

3 実施機関は、前項の規定により、特定個人情報を利用するときは、個人の権利利益を不当に侵害してはならない。

【趣旨】

特定個人情報は、番号法で定められた利用目的以外での利用が、「個人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難である場合」のみに限定されていることから、本条にその旨を定めたものである。

【解釈及び運用】

第1項

本項は、実施機関は、番号法に規定がある場合を除き、特定個人情報を当該実施機関の内部で利用してはならないことを定めたものである。

第2項

本項は、特定個人情報を例外的に個人情報取扱事務の目的外で利用することができる場合を定めたものである。

事故で意識不明の状態にある者に対する緊急の治療を行うに当たり、個人番号でその者を特定する場合など、緊急事態における特定個人情報の提供を認めるものである。

なお、番号法では、情報提供等記録については利用目的以外の目的での利用が禁止されているので、この項の適用を除外している。

第3項

本項は、前項に該当して個人情報取扱事務の目的以外の目的に特定個人情報を利用するときも、個人の権利利益を不当に侵害してはならないことを定めたものである。

(特定個人情報の提供の制限)

第 8 条の 3 実施機関は、番号法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

【趣旨】

番号法においては、特定個人情報を提供できるのは番号法第 19 条各号に掲げられた場合に限定されることから、本条にその旨を定めたものである。

【解釈及び運用】

特定個人情報を提供できるのは番号法第 19 条第 1 号から第 17 号に掲げられた以下の場合に限定されることを定めたものである。

(1) 個人番号利用事務のための提供 (第 1 号)

第 1 号は、個人番号利用事務の処理における提供の場面を規定するものである。この場合、提供元は、個人番号利用事務を処理するために特定個人情報を利用し、かつ当該事務を処理するために提供するものである。

具体的には、地方税の特別徴収のために、市区町村が給与支払者に対し特別徴収税額を通知する場合が挙げられる。この場合、市区町村は、地方税の徴収という個人番号利用事務を処理するために、個人番号関係事務を処理する給与支払者に対し特定個人情報を提供するが、給与支払者は個人番号利用事務を処理するためにかかる情報を利用するものではない。

(2) 個人番号関係事務のための提供 (第 2 号)

第 2 号は、個人番号関係事務の処理における提供の場面を規定するものである。この場合、提供先では提供を受けた特定個人情報を、個人番号利用事務又は個人番号関係事務を処理するために利用するものである。

具体的には、県が職員の給与所得の源泉徴収票を税務署等に提出する場合が挙げられる。

(3) 本人又はその代理人からの提供 (第 3 号)

本人又はその代理人は、個人番号利用事務及び関係事務実施者に対し、本人の個人番号を含む特定個人情報を提供することが認められる。

(4) 従業者本人の同意があった場合における転職時等の使用者間での特定個人情報の提供 (第 4 号)

従業員等の出向・転籍・退職等があった場合において、本人の同意があるときは、転籍・退職前の使用者から、出向・転籍・再就職後の使用者に、その個人番号関係事務を処理するために必要な限度で、当該従業員等の特定個人情報の提供を認めるものである。

(5) 地方公共団体情報システム機構による個人番号の提供 (第 5 号)

番号法第 14 条第 2 項において、政令で定める個人番号利用事務実施者は、本人から提示を受けた個人番号の真正性を確認するなどの個人番号利用事務を処理するため必要があるときは、機構に対しその者の個人番号を含む機構保存本人確認情報の提供を求めることができることとされており、これにより、機構から特定個人情報が提供される場面を規定するものである。

(6) 委託又は合併による事業の承継に伴う提供 (第 6 号)

特定個人情報の取扱いの全部若しくは一部の委託又は合併その他の事由による事業の承継が行われたときは、特定個人情報を提供することが認められる。

(7) 住民基本台帳法上の本人確認情報等 (第 7 号)

住民基本台帳法上の住民票及び本人確認情報は、個人番号を含むこととなり、住民票の写しの交付などにおいて特定個人情報の提供が行われることとなる。しかし住民票の写し及び本人確認情報の提供は同法の各種規制に服した上で提供されるものであることから、提供制

限の例外として規定するものである。

(8) 情報提供ネットワークシステム(第8号)

情報提供ネットワークシステムを利用して別表第二に規定された範囲で特定個人情報の提供を行う場合を規定するものである。

不正な情報提供がなされないよう、情報提供のパターンごとに、情報提供の求めができる機関(情報照会者)、情報提供の求めに応じて情報を提供することができる機関(情報提供者)、利用事務及び提供される特定個人情報を全て別表第二に限定列挙するものである。

(9) 独自利用事務に係る情報連携について(第9号)

番号法における法定事務ではなく、地方公共団体の条例に基づく独自利用事務についての特定個人情報の提供について規定するものである。

本県においては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年三重県条例第44号)に基づく事務が、独自利用事務に該当する。

また、その情報連携に情報提供ネットワークシステムを使用することが明記されている。

(10) 地方税法に基づく国税連携及び地方税連携(第10号)

地方税法又は国税に関する法律に基づく国税連携及び地方税連携は、社会保障・税番号制度導入以前から既に実施されているものであるが、かかる連携にさらに個人番号を付加することにより、国税・地方税間の情報を正確かつ効率的にやりとりすることができ、より正確な所得把握等の実現、より正確な行政が実現できるものと考えられ、特定個人情報を提供する必要性が認められる。

ただし、特定個人情報の漏えい等を防止するため、政令で定める安全確保措置を講じなければならないこととするものである。

(11) 地方公共団体の機関間(第11号)

番号法においては、個人情報の取扱いが地方公共団体の機関単位となっているため、同一地方公共団体内部の他の機関で特定個人情報を利用することも、かかる他の機関への提供に該当することとなる。そこで、条例で定めた場合であれば、同一地方公共団体内部の他の機関間において(例:知事部局 教育委員会)事務の処理に必要な限度で特定個人情報を提供するときは、第11号により、提供制限の例外に該当するものである。

(12) 個人情報保護委員会からの情報提供の求め(第13号)

個人情報保護委員会は、特定個人情報の取扱いに関する監視監督のため、資料の提出要求を行うことができる(番号法第35条)、提出を求める資料として特定個人情報が含まれることが想定されるため、提供制限の例外として規定するものである。

(13) 各議院審査等その他公益上の必要があるとき(第15号)

各議院による国政調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、犯則事件の調査、会計検査院の検査において、その調査等の対象たる資料中に特定個人情報が含まれる場合が想定される。例えば、個人番号を漏えいした本法違反の刑事事件において、漏えいに係る特定個人情報を証拠として裁判所に提出する場合などである。このような場合にも調査等を制限することなく行うため、提供制限の例外とするものである。

(14) 生命、身体又は財産の保護のため必要があり、本人の同意があるか又は同意を得ることが困難である場合(第16号)

事故で意識不明の状態にある者に対する緊急の治療を行うに当たり、個人番号でその者を特定する場合など、緊急事態における特定個人情報の提供を認めるものである。

(15) 個人情報保護委員会規則(第17号)

第14号までに掲げる場合のほか、個人情報保護委員会規則で定められたものについても、特定個人情報の第三者提供が行えるものである。具体的には、一度限りの特定個人情報の提

供で別表第二や本条各号に規定する必要性が乏しい場合などが考えられる。

(オンライン結合による提供の制限)

第9条 実施機関は、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合（実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手することができる状態にするものに限る。）により、個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、個人情報の保護のために必要な措置を講じているときは、この限りでない。

- (1) 法令等の規定に基づくとき。
- (2) 実施機関及び公的機関が共用する情報システムにおいて、公的機関又は当該情報システムの管理を委託されているものに提供するとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を害するおそれがないと実施機関が認めるとき。

【趣旨】

本条は、オンライン結合による個人情報の処理が行政サービスの向上や事務処理の効率化に大きく寄与する反面、個人情報への随時のアクセスが可能になるなど、その取扱いによっては個人の権利利益を侵害する可能性も大きいことから、実施機関は、原則としてオンライン結合により個人情報を提供してはならないことを定めるとともに、例外的に提供することができる場合を定めたものである。

【解釈及び運用】

本文

本条の本文は、オンライン結合により、実施機関以外のものに個人情報を提供してはならないことを定めたものである。

- 1 「通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合」とは、電子計算機と電子計算機やその端末機等を通信回線（光ファイバーケーブル等を含む。）で結び、データの発生するところから端末機等により直接入力し、又は入力した結果を必要とするところに直接出力させる方法をいう。
- 2 「実施機関が保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手することができる状態にする」とは、実施機関以外のものが、実施機関が保有する個人情報をいつでも必要に応じて入手できる状態にあることをいい、例えば、インターネットのホームページに個人情報を掲載する場合が典型的な事例である。

したがって、例えば電子メールなど、通信回線で結ばれていても、通常相手方からのアクセスができず、特定の時期に相手方にデータを送信するだけの場合や、クラウドサービスによるデータの送受信のみの場合は、「オンライン結合」に該当しない。

- 3 「実施機関以外のものに提供」とは、実施機関が管理する電子計算機と他の実施機関、国、他の地方公共団体、法人その他の団体及び個人が管理する電子計算機やその端末機等の情報機器とを通信回線を用いて結合して、実施機関の保有する個人情報を提供することをいう。

したがって、当該実施機関内で、電子計算機等を通信回線を用いて結合することにより個人情報を利用することは、「オンライン結合」に該当しない。

これは、実施機関には個人情報の取扱いに当たって、収集、利用及び提供、管理、廃棄等の各段階における適正な取扱いが義務付けられていることによる。

ただし書

本条のただし書は、実施機関が実施機関以外のものへ、オンライン結合による個人情報の提供を行う場合の要件として、次の第1号から第3号までのいずれかに該当し、かつ、個人情報の保

護のために必要な措置を講じていることを定めたものである。

「個人情報の保護のために必要な措置を講じている」とは、公的機関にあっては個人情報保護のための法令等が整備されていること、公的機関以外のものにおいて個人情報保護の漏えい、滅失、き損の防止、個人情報取扱者の限定などの措置がとられていることをいう。

第1号 法令等の規定

本号は、オンライン結合により個人情報を提供することについて、法令等に規定があるときは、当該法令等の目的達成の必要性から提供が認められたものであり、その提供の妥当性は当該法令等の制定のときに判断されているといえるので、オンライン結合による提供の制限の例外としたものである。

- 1 「法令等」とは、第7条第2項第2号の「法令等」と同義である。
- 2 「法令等の規定に基づくとき」とは、法令等にオンライン結合により個人情報を提供すること及び提供する個人情報の内容が定められているときをいう。
法令等の規定に基づくときの例としては、次のものがある。
 - ・ 本人確認情報の提供（住民基本台帳法第30条の7、第30条の11）

第2号 公的機関が共用する情報システム

本号は、公的機関が共用する情報システムにより個人情報を提供する場合には、全国で一律に処理をする必要がある一方、公的機関においては個人情報の保護のための措置がとられる（第7条第2項第7号の【解釈及び運用】参照）ことから、オンライン結合による提供の制限の例外としたものである。

- 1 「公的機関が共用する情報システム」とは、全国一律又は公的機関が共同して個人情報を処理する情報システムをいい、例えば旅券発給システム、運転免許管理システムなどがこれに当たる。
- 2 「当該情報システムの管理を委託されているもの」とは、例えば、経営事項審査システムや建設業許可システムの管理を委託された財団法人建設業情報管理センターをいう。

第3号 審査会意見

本号は、本条ただし書の第1号又は第2号のいずれにも該当しない場合であっても、審査会の意見を聴いた上で、オンライン結合により個人情報を実施機関以外のものに提供することについて公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を害するおそれがないと実施機関が認めた場合は、オンライン結合による提供の制限の例外としたものである。

- 1 「公益上の必要」とは、オンライン結合により個人情報を提供することが、社会一般の利益を図るために必要である場合、行政サービスの向上や行政の効率化に寄与する場合等をいう。
- 2 「個人の権利利益を侵害するおそれがないと実施機関が認めるとき」とは、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止、個人情報取扱者の限定などの保護措置を提供先がとっているかどうかだけでなく、提供する個人情報の内容、提供の必要性等を含め、総合的に判断して侵害するおそれがないと認められる場合をいう。
- 3 本号の規定により、オンライン結合により個人情報を提供する場合は、それが妥当であるかどうかの判断は、個人情報の保護の観点から客観的に行われるべきであり、実施機関が審査会の意見を聴き、その意見を尊重して判断することにより、その客観性が担保されることとなる。
また、オンライン結合による個人情報の提供先、提供する個人情報の内容等を変更する場合にも審査会の意見を聴く必要がある。

(提供先に対する措置要求)

第10条 実施機関は、個人情報（情報提供等記録を除く。）を実施機関以外のものに提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適切な取扱いに係る必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

【趣旨】

本条は、実施機関が実施機関以外のものに個人情報を提供する場合は、提供先にはこの条例の規定が及ばないことから、個人の権利利益を保護するため、提供先に対して必要な措置を講ずるよう求めることを定めたものである。

なお、情報提供等記録は、目的外利用（生命等保護のため必要な場合）が想定されないため、番号法第31条により、措置要求は適用除外である。よって、本条においては個人情報から情報提供等記録を除外する。（以下「解釈及び運用」においても同じ。）

【解釈及び運用】

- 1 「実施機関以外のものに提供する」とは、第2条第2号に定める実施機関以外のものに個人情報を提供することをいう。
- 2 本条の「提供」は、個人情報取扱事務の目的の範囲内であるかどうかを問わない。
- 3 「必要があると認めるとき」とは、提供する個人情報の内容、提供の形態、提供先における使用目的、使用方法、保護措置等を勘案して、個人の権利利益の保護のために必要があると認められる場合をいい、個別具体的に判断することとなる。
- 4 「その他の必要な制限」とは、使用期間の制限、提供する個人情報の取扱者の範囲の制限、消去や返却等使用後の取扱いの指示、再提供の禁止等実施機関以外のものの使用に係る必要な制限をいう。
- 5 「必要な措置」とは、適正な管理、取扱者の研修、内部管理規程の整備等をいう。

(適正管理)

第11条 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

3 実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として保存されるものについては、この限りでない。

【趣旨】

本条は、実施機関は保有する個人情報について、適正な管理のために必要な措置を講じなければならないこと、正確性等を確保するように努める義務があることを定めるとともに、その保有する個人情報が必要となった場合には、速やかに廃棄する義務があることを定めたものである。

【解釈及び運用】

第1項

本項は、実施機関は、保有する個人情報について、適正な管理のために必要な措置を講じなければならないことを定めたものである。

「個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置」とは、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止を始め、個人情報の適正な管理のために必要なあらゆる措置をいい、具体的には次のようなものが考えられる。

- (1) 個人情報を適切に管理するための組織及び規程の整備、職員の意識啓発その他の管理的保護措置
- (2) 個人情報を管理している施設への第三者の立入制限、施設及び設備の整備その他の物理的な保護措置
例) ・ 職員個人が管理するパソコンには、個人情報を保管しないこと。
・ 重要又は大量の個人情報を情報データとして保管する必要がある場合は、サーバ、MO等を活用することとし、鍵付きの部屋やロッカーでの保管等、盗難に備えた保管の徹底を図ること。
・ 個人情報が含まれた紙文書の取扱いについても、文書の所在を確認するとともに、鍵付きロッカー等での保管の徹底を図ること。
- (3) パスワード、IDカードなどによるアクセスの制限、データの暗号化その他の技術的保護措置

第2項

本項は、実施機関は、個人情報取扱事務の目的達成に必要な範囲内で、個人情報を正確なものに保つよう努める義務があることを定めたものである。

- 1 「個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲」とは、実施機関が行う個人情報取扱事務を執行する上で、その目的を達成するために必要とされる範囲をいい、具体的には個人情報取扱事務の目的及び当該個人情報取扱事務の根拠となる法令等の趣旨から判断されるものである。
- 2 「正確かつ最新の状態に保つ」とは、個人情報の収集の時点で正確かつ最新であることはもとより、利用し、又は提供する時点でも正確かつ最新であることをいう。ただし、過去の一定の時点で収集した個人情報であって、その時点における資料として利用し、又は提供するものである限り、修正の必要はないものである。

第3項

本項は、実施機関は、保有する必要がなくなった個人情報について、歴史的資料等として保存されるものを除き、廃棄し、又は消去する義務があることを定めたものである。

- 1 「保有する必要がなくなった」とは、個人情報取扱事務を執行する上で、当該個人情報を保有する必要がなくなったことをいい、基本的には、公文書に記録されている当該公文書の保存期間が満了したことをいう。
- 2 「確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去」とは、個人情報が記録されている文書等については、焼却又はシュレッダーによる裁断、電磁的記録については磁氣的消去の方法等により、他に盗用又は漏えいすることがないように確実にを行うことをいう。
- 3 「歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料」とは、公文書等の歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料としての価値に着目し、保存する必要があると判断された場合には、保存期間が経過しても、例外として廃棄する必要がないことをいう。

(職員等の義務)

第12条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

【趣旨】

本条は、実施機関の職員又は職員であった者に対して、職務上知ることができた個人情報について、適正に取り扱う義務があることを定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「実施機関の職員」とは、第2条第4号と同義である。
- 2 「職務上知ることができた個人情報」とは、職員が職務の執行に関連して知り得た個人情報をいい、自ら担当する職務に関するものはもとより、担当外の事項であっても職務に関連して知ることができた個人情報も含まれる。
- 3 「みだりに他人に知らせ」とは、個人情報を他人に知らせることが自己の権限に属するか否かにかかわらず、正当な理由なく知らせることをいう。
- 4 「不当な目的」とは、正当な職務行為を逸脱して、自己の利益のために個人情報を使用する場合や、他人の正当な利益や公共の福祉に反して個人情報を使用する場合等をいう。
- 5 本条と地方公務員法の守秘義務の関係
 - (1) 地方公務員法第34条第1項の守秘義務は、職務上知り得た秘密を守るべき服務規律を定めたものであり、守るべき「秘密」とは、一般的に了知されていない事実であって、それを一般に了知させることが一定の利益の侵害になると客観的に考えられるもの(いわゆる実質秘)とされている。

これに対し、本条で守るべき「職務上知ることができた個人情報」とは、実質秘に該当するか否かにかかわらず、職務上知ることができた個人情報のすべてをいう。したがって、秘密に該当しない個人情報であっても、これをみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用することは本条違反となる。
 - (2) 本条は、特別職の職員に対しても適用される点で、地方公務員法第34条第1項より広い範囲の職員が対象となる。
 - (3) 本条に違反した場合は、結果として、同法第32条の法令遵守義務違反となる。また、一般職の職員については、本条に違反する行為が、職務上知り得た秘密を漏らすことにも該当する場合は、併せて同法第34条第1項の守秘義務違反となる。

(委託等に伴う措置)

第13条 実施機関は、個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託しようとするときは、その契約において、委託を受けたものが個人情報の保護のために講ずべき措置を明らかにしなければならない。

- 2 実施機関から前項の委託を受けたものは、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
- 4 前3項の規定は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により同項の指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合について準用する。

【趣旨】

本条は、実施機関が個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託等をする場合における実施機関、委託等を受けたもの、受託事務等に従事する者が負う義務について定めたものである。

【解釈及び運用】

第1項

本項は、個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託する場合に、実施機関は、受託者が個人情報の保護のために講ずべき措置を明らかにしなければならないことを定めたものである。

- 1 「個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託」とは、実施機関が個人情報の取扱いを伴う事務を実施機関以外のものに依頼することをいい、一般に委託契約と呼ばれるもののほか、印刷、筆耕、翻訳等の契約、公の施設の管理、収納事務の委託も含まれる。

ただし、地方自治法第252条の14から第252条の16までの規定により、県の事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合は該当しない。この場合は、当該団体の個人情報保護施策を勘案した上で、必要な措置を求めるものとする。

- 2 「委託を受けたものが個人情報の保護のために講ずべき措置」とは、受託者の選定に当たり必要な調査を行うこと、契約書等に個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止、秘密の保持等個人情報の保護について必要な事項を明記し、受託者に個人情報の保護についての責務を課すことをいう。
- 3 契約において明らかにすべき措置の内容については、例えば知事部局の「三重県個人情報取扱事務委託基準」その他実施機関が別に定める基準によるものとする。

第2項

本項は、受託者に対して、前項の契約に基づく義務だけでなく、受託者自らの責任で個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう責務を課したものである。

- 1 「実施機関から前項の委託を受けたもの」とは、個人情報取扱事務の受託者をいう。
- 2 「個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない」とは、受託者も実施機関と同様に、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずる義務があることを明らかにしたものである。

第3項

本項は、受託事務に従事している者又は従事していた者に、第12条に規定する実施機関の職員等と同様の義務があることを定めたものである。

- 1 「前項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者」とは、実施機関の委託を受けて個人情報取扱事務に従事している者又は従事していた者をいう。これらの者についても

個人情報の保護の徹底を図り、個人情報の本人に対する責任を明らかにする観点から、実施機関の職員と同様に個人情報の適正な取扱いに関する義務を課すことにしたものである。

2 「みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用」とは、第12条と同義である。

第4項

本項は、地方自治法第244条の2第3項により公の施設の管理を指定管理者に行わせる場合に、委託の場合と同様に、実施機関、指定管理者、指定管理業務に従事する者が負う義務を定めたものである。

「前3項の規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により同項の指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合について準用する。」とは次のことをいう。

- (1) 公の施設の管理を指定管理者に行わせる場合には、実施機関は、指定管理者が個人情報の保護のために講ずべき措置を明らかにしなければならないということ。具体的には、実施機関と指定管理者等との間で締結する協定等でその内容を明らかにするものとする。
- (2) 指定管理者は、協定等に基づく義務だけでなく、指定管理者自らの責任で個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずる努力義務があるということ。
- (3) 指定管理業務に従事している者又は従事していた者には、第12条に規定する実施機関の職員等と同様に、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならないということ。

(開示請求権)

第14条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、実施機関が別に定めるところにより、代理人によってすることができる。

3 死者の保有個人情報については、次に掲げる者(以下「遺族等」という。)に限り、実施機関に対し、開示を請求することができる。ただし、第2号に掲げる者にあつては、被相続人である死者から相続により取得した権利義務に関する保有個人情報に限り、開示を請求することができるものとする。

(1) 当該死者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)及び2親等内の血族

(2) 前号に掲げる者のほか、相続人

4 何人も、この条例に基づく保有個人情報の開示を請求する権利を濫用してはならない。

【趣旨】

本条は、何人も、実施機関に対して、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することを権利として認めるとともに、実施機関が定めるところにより代理人が本人に代わって請求できること、死者の保有個人情報については遺族等が請求できること、保有個人情報の開示を請求する権利を濫用してはならないことを定めたものである。

【解釈及び運用】

第1項

本項は、何人も、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができることを定めたものである。

1 「何人も」とは、自然人である限り請求者に制限はなく、県民に限らず県外の住民や外国人であっても開示請求ができることを示したものである。すべての自然人を対象としたのは、県においては、県行政の遂行上、県民以外の者の個人情報も有しているが、個人情報に係る権利利益の保護の必要性は、すべての自然人に認められるからである。

2 この条例で開示請求の対象となる個人情報は、第2条第4号で定義している「保有個人情報」に限られる。

なお、この条例で収集の制限や適正管理等の対象として保護すべき個人情報は、保有個人情報(公文書に記録されている個人情報)に限らず、実施機関が取り扱うすべての個人情報であることに留意する必要がある。

3 「自己を本人とする保有個人情報」とは、自分がその情報の本人となっている場合の保有個人情報をいい、当該保有個人情報の本人と識別され、又はされ得るものであれば、自己以外のものの情報の中に含まれるものであっても開示請求をすることができる。

また、自己を本人とする保有個人情報には、他人による自己に関する発言、評価、診断等も含まれる。

なお、開示請求ができるのは、自己を本人とする保有個人情報に限られるので、自己以外の者の保有個人情報については、たとえ配偶者や家族等の保有個人情報であっても、開示請求をすることができない。(代理人による開示請求については本条第2項の規定、遺族等による開示請求については本条第3項の規定による。)

4 自己と自己以外のものの関係が、その内容において不可分の状態で記録されている場合など、自己以外のものに関する情報と自己に関する情報が合一して自己を本人とする個人情報を形成している場合は、当該自己以外のものに関する情報も含めて自己を本人とする保有個人情報と

する。

5 「開示を請求することができる」とは、自己を本人とする保有個人情報の開示請求を具体的な権利として保障することを明らかにしたものである。

なお、このことにより、実施機関が本人からの求めに応じて当該本人に係る個人情報の提供をすること(情報提供)を禁止するものではない。しかし、そのような場合でも、個人情報保護の観点から本人確認を厳格に行う必要がある。

第2項

本項は、開示請求をすることができる者は、原則として保有個人情報の本人に限るが、例外として、実施機関が定めるところにより、代理人による開示請求を認めることを定めたものである。

1 自己情報の開示請求は、本来、本人からの請求により当該本人に対して開示する制度であり、広く代理を認めることは個人情報の保護に欠けるおそれがあることから、原則として本人からの請求に限られるが、例外的に実施機関が別に定めるところにより、代理人による開示請求を認めることとしている。

2 「実施機関が別に定めるところ」とは、例えば知事部局の三重県個人情報保護条例施行規則第3条、その他実施機関が規則等で定める代理人による開示請求の方法をいう。

第3項

本条第1項は「自己を本人とする保有個人情報」の開示請求権を認めたものであるのに対し、本項は、一定の遺族等が死者の保有個人情報の開示を請求することができることを定めたものである。したがって、死者の保有個人情報については、それが請求者と密接な関係があつて請求者自身に関する個人情報と考えられるものであつても、本条第3項に基づき開示請求を行うこととなる。

1 「被相続人である死者から相続により取得した権利義務」とは、相続財産・負債、不法行為による損害賠償請求権その他の被相続人である死者からの相続を原因として取得した権利義務をいう。

2 「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」とは、いわゆる内縁関係にあつた者を指すが、その認定は慎重に行う必要がある。すなわち、住民票に同居の経歴を有するなど、客観的事実を疎明する資料が提出された場合にのみ認定するといった限定的な運用が必要である。

第4項

権利の濫用が許されないことは、法の一般原則であり権利に内在する制約であると考えられるが、明文で規定することにより、保有個人情報の開示請求制度の利用に際して権利の濫用が許されないことを明らかにしたものである。

1 例えば、正当な理由なく同一の保有個人情報の開示請求を何度も繰り返す場合、非開示(部分開示)決定に対し審査請求期間(出訴期間)の制限を回避するため再度の開示請求をする場合などが、権利の濫用に該当すると考えられる。

2 開示請求権の濫用であると判断される開示請求については、当該開示請求を拒否するとして非開示決定を行うこととなる。

(開示請求の手續)

第15条 前条第1項から第3項までの規定による請求(以下「開示請求」という。)をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所
 - (2) 代理人による開示請求の場合にあつては、本人の氏名及び住所
 - (3) 遺族等による開示請求の場合にあつては、当該死者の氏名及び死亡時の住所
 - (4) 開示請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項
- 2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人、その代理人又はその遺族等であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提示し、又は提出しなければならない。
- 3 開示請求をしようとする者は、実施機関が当該開示請求に係る保有個人情報の特定を容易にできるよう必要な協力をしなければならない。
- 4 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、保有個人情報を開示請求する場合の具体的な手續や開示請求書に形式上の不備がある場合の補正の手續等を定めたものである。

【解釈及び運用】

第1項

本項は、保有個人情報の開示を請求しようとする者は、本項各号に掲げる事項を記載した開示請求書を提出しなければならないことを定めたものである。

- 1 「開示請求をしようとする者の氏名及び住所」とは、実際に開示請求をしようとする者の氏名及び住所をいい、本人が開示請求をする場合は、本人の氏名及び住所を、法定代理人が開示請求をする場合は、法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人の場合は、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)を、任意代理人が開示請求する場合は本人の氏名及び住所並びに任意代理人の氏名及び住所を、遺族等が開示請求をする場合は、遺族等の氏名及び住所を、それぞれ記載することになる。

また、法定代理人が開示請求する場合には、本人の氏名及び住所を、遺族等が開示請求をする場合には、当該死者の氏名及び死亡時の住所を、併せて記載することになる。

- 2 「開示請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項」とは、開示を求める具体的な内容等をいい、求められている保有個人情報が記録された公文書を実施機関の職員が特定できる程度の記載が必要である。

特定が不十分なため実施機関が検索できない場合は、特定するよう補正を求めることとなるが、請求者がこれに応じない場合は、本号の要件を欠く不適法な請求となり、実施機関は三重県行政手続条例第7条により当該開示請求を拒否することとなる。

- 3 開示請求書の提出は、本人確認を厳格に行う必要があるため、本人、代理人又は遺族等が直接窓口を持参することを原則とする。

第2項

本項は、開示請求をしようとする者は、本人、代理人又は遺族等であることを証明するために

必要な書類を提示又は提出する必要があることを定めたものである。

- 1 保有個人情報の開示は、個人情報の本人、代理人又は遺族等に対して行われるものであり、他人に開示するようなことがあってはならないことから、請求の段階から本人確認は厳格に行う必要がある。
- 2 「必要な書類で実施機関が定めるもの」とは、例えば知事部局の三重県個人情報保護条例施行規則第5条、その他実施機関が規則等で定める書類をいう。

第3項

本項は、実施機関が保有個人情報の特定が容易にできるよう、開示請求者に協力の義務があることを定めたものである。

開示請求者が県の保有する公文書の件名等を知り得ることは少ないことから、開示請求者が保有個人情報を特定することは困難な場合が多いと考えられる。そこで、次項では、実施機関側にも情報提供義務を定め、両者が相まって開示請求制度の円滑な運用を図ろうとするものである。

第4項

本項は、開示請求書に形式上の不備がある場合、補正の手続について定めるとともに、実施機関は、補正の参考となる情報を提供する努力義務があることを定めたものである。

- 1 「開示請求書に形式上の不備があると認めるとき」とは、開示請求書の記載事項が記載されていない場合や、「開示請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項」の記載が不十分で、開示請求に係る個人情報が記録されている公文書を特定することができない場合等をいう。
- 2 「相当の期間」とは、開示請求をしようとする者が補正をするのに社会通念上必要とされる期間をいい、個別の事案に即して実施機関が判断するものとする。

実施機関が相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず、当該期間を経過しても開示請求書の形式上の不備が補正されない場合には、その不備が軽微なものであるときを除き、実施機関は三重県行政手続条例第7条に規定する拒否処分を行うこととなる。

なお、明らかな誤字、脱字及び請求先の誤り等の軽微な不備については、実施機関が職権で補正できるものである。

- 3 「補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない」とは、実施機関に対して、開示請求をしようとする者が、開示請求に係る保有個人情報を特定するために必要な情報を提供する努力義務を課したものである。

(保有個人情報の開示義務)

第16条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報が次の各号に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかに該当する場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) ~ (9) (略) 次ページ以降参照

【趣旨】

本条は、保有個人情報の開示請求があった場合、原則として開示しなければならない義務が実施機関にあることを明らかにするとともに、例外的に非開示とすることとなる情報について定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「当該保有個人情報を開示しなければならない」とは、実施機関には、原則として開示請求に係る保有個人情報を開示する義務があることを定めたものである。
- 2 非開示情報に該当するかどうかを判断するに当たっては、個々の開示請求ごとに制度の趣旨や目的を考慮し、客観的かつ合理的に判断する必要があり、非開示情報に該当する場合にも、常にその全部が非開示となるわけではなく、第17条の規定により部分開示となりうる場合もあることに留意する必要がある。

第1号 法令秘情報

(1) 法令等の定めるところにより又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、開示することができないと認められる情報

【趣旨】

本号は、法令等の定めるところにより、又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により開示することができないとされている場合には、非開示とすることを定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「法令等」とは、第7条第2項第2号の「法令等」と同義である。
- 2 「法令等の定めるところにより、・・・開示することができない」とは、法令等の規定で開示することができない旨を明示している場合及び法令等の趣旨、目的から開示することができないと判断される場合をいい、例えば次のような場合をいう。
 - (1) 明文の規定により、本人への開示が禁止されている場合
 - (2) 手続の公開が禁止されている調停等の場合
 - (3) 個別法により守秘義務が課されている場合
 - (4) その他法令等の趣旨、目的から明らかに本人へ開示することができないと認められる場合
- 3 保有個人情報の開示の可否について明文の規定がなく、法令等の趣旨、目的により判断する場合において、当該法令等の規定が第三者に対して個人情報を保護する趣旨で開示が禁止されている場合には、本人に開示することができないものには当たらないので、本号には該当しない。
- 4 「実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、開示することができない」とは、例えば、法定受託事務における各大臣の是正の指示（地方自治法第245条の7）等のように、実施機関の事務の処理に関し、各大臣その他国の機関が行う指示であって、法律若しくはこれに基づく政令の規定により実施機関が従う義務を有するものをいう。

第2号 開示請求者以外の個人情報

(2) 開示請求者（代理人による開示請求の場合にあっては本人をいい、遺族等による開示請求の場合にあっては当該開示請求に係る死者をいう。以下この号、次号、次条及び第25条において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関するものを除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定により又は慣行として本人（当該開示請求に係る死者を除く。）又はその遺族等が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）の職務に関する情報。ただし、開示することにより、当該公務員等の私生活上の権利利益を害するおそれがあるもの又はそのおそれがあると知事が認めて規則で定める職にある公務員等の氏名を除く。

【趣旨】

本号は、開示請求のあった保有個人情報に開示請求者以外の個人に関する情報が含まれている場合において、開示することにより当該個人の権利利益が侵害されるおそれがあるときには、非開示とすることを定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「開示請求者以外の個人に関する情報」とは、開示請求された保有個人情報の中に含まれる開示請求者以外の個人に関する情報をいう。
- 2 「（代理人による開示請求の場合にあっては本人をいい、遺族等による開示請求の場合にあっては当該開示請求に係る死者をいう。以下この号、次号、次条及び第25条において同じ。）以外」とは、開示請求者が代理人の場合には、当該代理人ではなく、個人情報の本人を除くこと、開示請求者が遺族等の場合には、当該遺族等ではなく、死者を除くことをいう。したがって、代理人や遺族等の個人情報本人（死者）の個人情報のなかに含まれているときには、当該代理人や遺族等の個人情報は、本号でいう「開示請求者以外の個人に関する情報」に該当することとなる。
- 3 「事業を営む個人の当該事業に関するものを除く」とは、個人情報のうち個人の私的な生活に関する情報は本号で判断するが、事業を営む個人の当該事業に関する情報は本号で判断せず、第3号の「法人等情報」に含めて判断することをいう。第3号に含めたのは、開示範囲については、情報公開条例との整合性を図る観点から、個人情報として非開示とするのではなく、情報公開条例第7条第3号（事業を営む個人の当該事業に関する情報）に相当する非開示理由を適用して判断することとしたものである。
- 4 「特定の個人を識別することができるもの」及び「他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるもの」については、第2条第1号の【解

【積及び運用】を参照のこと。

- 5 「開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれ」とは、法令等又は社会通念に照らし、当該個人が有すると考えられる権利利益が侵害されるおそれがある場合をいい、具体的な判断に当たっては、開示請求者と当該個人との関係、個人情報の内容等を勘案して個別に判断することになる。
- 6 開示請求者以外の個人に関する情報であっても、あえて非開示情報として保護する必要性に乏しいものとして本号ただし書のイから八までに掲げる情報については、本号の非開示情報から除くこととしている。なお、本号ただし書のイから八までに掲げる情報以外のものでも、開示請求者以外の個人の権利利益を侵害するおそれがない場合としては、一般的には次の場合が考えられる。
 - (1) 当該個人情報を何人も知り得るものである場合
 - (2) 開示請求者に開示することについて、開示請求者以外の当該個人の同意が得られた場合
- 7 本号イの「慣行として本人又はその遺族等が知ることができる情報」は、慣習法としての法規範的な根拠は要せず、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されている情報で足りる。
- 8 本号イの「知ることが予定されている情報」とは、将来予定されていることが具体的に決定されていることまでは要しないが、当該情報の性質、利用目的等に照らして通例知らされるべきものと考えられる情報をいう。
- 9 本号ロの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」とは、非開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、身体、健康等の利益を保護することの必要性が上回る場合における当該情報をいう。この比較衡量に当たっては、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。
- 10 本号ハの「公務員等の職務に関する情報」は、その公益性にかんがみて非開示情報には当たらないことを示すものである。なお、給与額、休暇に関する情報、家族状況等の、公務員等個人の私的な情報は、「職務に関する情報」に含まれない。
- 11 本号八ただし書の「私生活上の権利利益を害するおそれがあるもの」は、三重県情報公開条例第7条第2号の「私生活上の権利利益を害するおそれがあるもの」と同義であり、深夜における電話等、自宅への嫌がらせ行為により、個人の私生活上に影響を及ぼすおそれがあり得るので、これらの法益を保護するために設けたものである。「又はそのおそれがあると知事が認めて規則で定める職にある公務員等の氏名」も、同様である。
- 12 実施機関は、本号（ロを除く。）に該当するかどうかの判断に際しては、条例第25条第1項の規定に基づき、第三者に意見書の提出の機会を与えた上で行うことができる。また、本号ロに該当すると認められる場合には、条例第25条第2項の規定に基づき、第三者に意見書の提出の機会を与えなければならない。
- 13 本号（ただし書を除く。）が適用され、非開示となる可能性がある場合としては、次の場合が考えられる。
 - (1) AとBがある事件の加害者と被害者である場合のように、一方を欠いては他方が存在できず、両者の情報が密接不可分である場合
 - (2) Aが実施機関にBの行為等について相談した際の内容について、Bが開示請求をする場合
 - (3) AとBが共同行為を行っているなど、双方が互いに影響しあっており、両者の情報が一体化している個人情報

第3号 法人等情報

- (3) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

【趣旨】

本号は、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報が含まれる保有個人情報で、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるときは、非開示とすることを定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「法人等」、「事業を営む個人」については、第2条第3号と同義である。
- 2 「権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、財産権その他法的保護に値する権利一切が害されたり、公正な競争の条件が阻害されたり、競争上不利な地位に立たされるなどの事業活動上の支障により当該法人等に不利益をもたらす場合で、例えば次のような情報をいう。
 - (1) 生産、技術、販売、営業等の情報であって、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動に対し、競争上不利益を与えると認められるもの
 - (2) 経営方針、経理、人事等内部管理に関する情報であって、開示することにより、法人等又は事業を営む個人の事業活動が損なわれると認められるもの
 - (3) その他開示することにより、法人等又は事業を営む個人の名誉、社会的評価、社会活動の自由等が損なわれると認められる情報
- 3 「権利、競争上の地位その他正当な利益を害する」かどうかは、単に当該情報の内容だけでなく、開示請求者と当該法人等又は事業を営む個人との関係、事業活動における当該情報の位置づけ、事業の性格、規模等及び開示した場合の影響等にも十分留意して、個別に判断することになる。
- 4 「権利、競争上の地位その他正当な利益を害する」と認められない例としては、次のような場合が考えられる。
 - (1) 法人等又は事業を営む個人にとって当該事業の内容を知らせることについて、本人に対する契約その他当事者間の権利義務関係等において、何らかの義務があると認められる場合
 - (2) 情報の性質からみて、本人が知っているべき関係にあると認められる場合（例えば、本人との合意の内容を記録した文書等）
 - (3) 違法、不当な事業活動に関する情報で、本人に対して非開示にすることに正当な利益を主張し得ない場合（詐欺的商法にかかる販売記録等）
 - (4) 三重県情報公開条例第7条第3号に該当しないため、公開されることとなると認められる場合
- 5 本号ただし書の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。」とは、第2号ただし書の口と同旨であり、非開示にすることにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益よりも、開示することにより保護される人の生命、身体、健康等を比較衡量し、後者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならないとするものである。この比較衡量に当たっては、個別の事案に応じた慎重な検討が必要である。
- 6 実施機関は、本号（ただし書を除く。）に該当するかどうかの判断に際しては、条例第25条第1項の規定に基づき、第三者に意見書の提出の機会を与えた上で行うことができる。また、

本号ただし書に該当すると認められる場合には、条例第 25 条第 2 項の規定に基づき、第三者に意見書の提出の機会を与えなければならない。

7 本号に該当すると考えられる保有個人情報の例としては、次のものがある。

- (1) 訴訟関係資料
- (2) 労働争議関係資料

第4号 公共安全情報

(4) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

【趣旨】

本号は、開示することにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのある保有個人情報については、非開示とすることを定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持」の解釈及び運用については、第6条第4項第3号を参照のこと。
- 2 「支障を及ぼすおそれがある」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序を維持するための諸活動が阻害される、若しくは適正に行われなくなる、又はその可能性がある場合をいう。
- 3 「支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由がある情報」と規定しているのは、本号に該当するかどうかの判断に当たっては、実施機関の裁量を尊重する趣旨である。すなわち、本号に規定する情報の開示・非開示の判断には、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要するなどの特殊性があることから、司法審査の場においては、裁判所は実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを審理・判断するにとどまるものであることを明確にしたものである。
また、ここにいう「相当の理由がある」とは、「その判断の基礎とされた重要な事実に誤認があること等により、その判断が全く事実の基礎を欠くかどうか、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により、その判断が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くことが明らかかどうか」（最大判昭和53年10月4日）により、判断されることとなる。
- 4 本号に該当する可能性がある例としては、次のようなものが考えられる。
 - (1) 捜査関係事項に関する照会書及び回答書（刑事訴訟法第197条第2項）
 - (2) 麻薬中毒者等の通報記録（麻薬及び向精神薬取締法第58条の3等）
 - (3) 狩猟等に係る違反取締関係書類（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第76条）
- 5 本号の規定により非開示とする個人情報の中には、第19条の規定により「存否」を明確にしないで開示を拒む必要がある個人情報もあるため、本号を適用する場合は慎重な対応が必要である。

第5号 審議検討情報

- (5) 県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

【趣旨】

本号は、行政における内部的な審議等に関する情報の中には、担当者レベルの検討素案や機関として未決定の検討案のように未成熟な情報が多く含まれているため、これらの情報が本人に開示されることによって、本人に不正確な理解や誤解を与えるおそれがあるとともに率直な意見の交換が損なわれるなど当該審議等に著しい支障が生ずるおそれがあるときには、非開示とすることを定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「独立行政法人等」、「地方独立行政法人」の意義については、第2条第3号の【解釈及び運用】を参照。
- 2 「審議、検討又は協議に関する情報」には、行政内部における意見調整、打ち合わせ、相談など、審議、検討、又は協議という名称が用いられていないものに関する情報も含まれる。また、行政内部における審議、検討又は協議に直接使用する目的で作成し、又は取得した情報のほか、これらの審議等に関連して作成し、又は取得した情報も含まれる。
- 3 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、開示することにより、実施機関以外の者からの干渉、圧力等の影響を受けることにより率直な意見の交換が妨げられ、又は中立的な意思決定ができなくなるおそれをいう。
- 4 「不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報や事実関係の確認が不十分な情報などを開示することにより、誤解や憶測を招き、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれをいう。
- 5 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に、あるいは事実関係の確認が不十分なままで情報を開示することにより、不当な投機を助長するなどして、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれをいう。
- 6 本号に該当する可能性がある例としては、次のようなものが考えられる。
 - (1) 生活保護法による保護の決定について検討中のケース診断会議録
 - (2) 各種表彰候補者の選考に係る検討資料や選考調書
- 7 審議、検討等に関する情報については、実施機関としての意思決定が行われた後は、一般的には、当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の非開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が全体として1つの政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が行われるものであることに注意する必要がある。また、審議、検討等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議、検討等に関する情報が開示されると、県民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議、検討等にかかる意思決定に不当な影響を与えるおそれがあれば、本号に該当し得る。

(6) 県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ホ 県若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

【趣旨】

本号は、開示することにより、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある保有個人情報については、非開示とすることを定めたものである。

【解釈及び運用】

1 県等が行う事務又は事業は多種多様であり、開示することにより、その事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある保有個人情報をすべて列挙することは困難であるため、本号では、県等が行う事務又は事業の内容及び性質から、開示することにより著しい支障が生ずると想定されるものを類型化し、イからホまでを例示的に掲げている。

2 「事務又は事業に関する情報」とは、当該事務又は事業の内容に直接関わる情報だけでなく、当該事務又は事業の実施に影響を与える関連情報も含む。

また、本号は、開示することにより反復継続される同種の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合を含む。

3 「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき」とは、当該事務又は事業の目的や内容等から、開示することによりイからホまでに例示した支障以外に、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合をいう。

「支障」の程度については名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」も抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求され、具体的には、次のような場合が該当すると考えられる。

(1) 開示することにより、当該事務又は事業を実施する意味を喪失する場合

(2) 開示することにより、経費が著しく増大し、又は実施の時期が大幅に遅れるなど行政が著しく混乱する場合

(3) その他、開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

4 「監査、検査、取締り」とは、行政が権限に基づいて行うものであり、県税犯則取締り、税務調査等で個人情報を取り扱われる場合が該当する。

5 「正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくは

その発見を困難にするおそれ」のある情報とは、一般に公表されていない監査等の計画やその方針、内容等のうち、公表されていないいわゆる「手の内」に関する情報等が該当する。

6 「契約、交渉又は争訟に係る事務」とは、県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体又は地方独立行政法人が、法律関係等で当事者となるものをいう。

7 「財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」のある情報とは、一般に公表されていない契約等の方針やその内容等のうち、公表されていないいわゆる「手の内」に関する情報が該当する。

8 「不当に害するおそれ」とは、開示のもたらす支障が「不当」と判断できる場合に例外的に非開示とするものであり、具体的には、支障が重大で、非開示とすることに合理性が認められる場合等に限定されることになる。

9 「調査研究」は、試験研究機関等で行われる調査、研究、試験等をいう。これらの事務に関する情報については、事務が完了した時期などに公表することがあらかじめ予定されていることが多く、適切でない時期に開示すると、その公正かつ能率的な遂行を阻害するおそれがあることから、非開示とすることを定めたものである。

なお、一般の行政機関も企画立案に際して調査研究を行うが、その過程の情報は第5号の適用の問題となる。

10 「人事管理に係る事務」とは、職員の採用、退職、異動等に係る事務をいい、これらの事務に関する情報の中には、開示すると公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものが多いことから、非開示とすることを定めたものである。

11 「企業経営上の正当な利益を害するおそれ」とは、法令等又は社会通念に照らし、企業を経営するに当たって有すると考えられる正当な利益が害されるおそれがある場合をいう。

具体的な判断にあたっては、事業の性格、内容等を勘案して個別的に判断することになるが、県等が経営していることから、非開示とする範囲は第3号で規定している法人等よりも狭くなることが想定される。

第7号 評価等情報

(7) 個人の指導、診断、判定、評価等に関する情報であって、開示することにより、当該事務の適正な遂行を著しく困難にすると認められるもの

【趣旨】

本号は、個人の評価等に関する保有個人情報を開示することにより、当該事務の適正な遂行を著しく困難にすると認められるときは、非開示とすることを定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「個人の指導、診断、判定、評価等」とは、列挙された事務のほか推薦、意見等これらに類する事務をいい、県が行う事務のみならず、県以外のものが行う事務も含むものである。それぞれの内容については、次のとおりである。
 - (1) 「指導」とは、個人の学力、能力、技術等の向上又は健康状態若しくは生活状態の改善のために行った教育や指示をいう。
 - (2) 「診断」とは、個人の疾病、健康状態等について、病院又は診療所等において専門的見地から行った診断、診察、検査、治療等を行うことをいう。
 - (3) 「判定」とは、個人の知識、能力、資質、適性、性格等について専門的見地から又は一定の基準に基づき行った審査、検査等の判定をいう。
 - (4) 「評価」とは、学業成績、勤労状況、功績など、個人の能力、性格、適性等について、その内容を見定めることをいう。
土地、家屋等本人の所有物に対する価値等を見定めた記録を含む。
- 2 「事務の適正な遂行を著しく困難にすると認められるもの」とは、開示することにより、事務の適正な遂行を著しく困難にする可能性が客観的に認められることをいう。
本号が適用される可能性のある場合としては、次のような場合が考えられる。
 - (1) 開示することにより、今後反復、継続して本人に対して行われる指導、診断、判定、評価等の事務を適正に行うことを著しく困難にすると認められる場合
 - (2) 開示することにより、本人に対する指導、診断、判定、評価等には支障がないが、今後反復、継続して行われる本人以外の者に対する指導、診断、判定、評価等が適正に遂行できなくなると認められる場合
 - (3) 開示することにより、事務を実施する意味を失わせるおそれがあると認められる場合
 - (4) その他開示することにより、指導、診断、判定、評価等に著しい支障があると認められる場合

第8号 未成年者・成年被後見人情報

(8) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた場合において、開示することにより、当該未成年者又は成年被後見人の権利利益を害するおそれがある情報

【趣旨】

本号は、未成年者又は成年被後見人の法定代理人から開示請求がなされた場合に、未成年者又は成年被後見人の権利利益を保護するため、開示することが当該未成年者又は成年被後見人の権利利益を害するおそれがあると認められるときは、非開示とすることを定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「未成年者の法定代理人」とは、年齢が成年に達しない者の法定代理人をいい、第一次的には親権者（民法第818条）、第二次的には未成年後見人（民法第839条）をいう。
 - 2 「成年被後見人の法定代理人」とは、成年被後見人（民法第7条の規定により、後見開始の審判を受けた者）の成年後見人（民法第843条）をいう。
 - 3 「未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた場合」とは、法定代理人が本人のためにすることを示して、当該未成年者又は成年被後見人を本人とする自己情報の開示を請求した場合をいう。
 - 4 「当該未成年者又は成年被後見人の権利利益を害するおそれがある情報」とは、次のような場合が考えられる。
 - (1) 法定代理人と当該未成年者又は成年被後見人の利益が相反している場合
 - ・ 未成年者又は成年被後見人が法定代理人から虐待を受けている場合
 - ・ 法定代理人が未成年者又は成年被後見人に対する権利侵害について刑事上の責任を問われている場合
 - ・ 未成年者又は成年被後見人が開示に同意している場合であっても、未成年者又は成年被後見人と法定代理人の利益が相反することが客観的に明らかな場合
 - (2) 当該未成年者又は成年被後見人の意思に反する開示をすることとなる場合
- したがって、いずれかの事由に該当する場合には、実施機関は開示請求された保有個人情報を開示しないこととなる。この場合、実施機関はまず「法定代理人と当該未成年者又は成年被後見人の利益が相反している場合」に該当するか否かを判断するものとし、客観的に「利益が相反している」とは認められない場合に、「当該未成年者又は成年被後見人の意思に反する開示をすることとなる場合」に該当するか否かを判断するものとする。

第9号 死者の情報

(9) 遺族等による開示請求がなされた場合において、当該開示請求に係る死者の保有個人情報を開示しないことが社会通念上相当であると認められる情報

【趣旨】

本号は、死者についても個人情報の保護が必要であることから、遺族等から開示請求がなされた場合に、開示しないことが社会通念上相当であると認められるときは、非開示とすることを定めたものである。

【解釈及び運用】

「開示しないことが社会通念上相当であると認められる情報」とは、生前に死者が遺族等にも知られたくないとの明確な意思を示していた情報をはじめ、開示しないことが客観的に見て合理的であると認められる情報をいう。

(部分開示)

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部に非開示情報が含まれている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、当該非開示情報に係る部分以外の部分を開示しなければならない。この場合において、実施機関は、当該非開示情報に係る部分をその写しにより行うことができる。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

【趣旨】

本条は、開示請求のあった保有個人情報の一部に前条に規定する非開示情報が含まれている場合、当該部分を容易に区分できるときは、全部を非開示にすることなく、開示できる部分は開示すべきことを定めたものである。

【解釈及び運用】

第1項

1 「容易に区分して除くことができる」とは、非開示情報に係る部分とそれ以外の部分とを分離することが、物理的、技術的に困難でなく、また、時間、経費等から判断しても容易であると判断される場合をいう。開示情報と非開示情報を容易に区分し得ない場合には、部分開示を行えなくてもやむを得ない。

なお、電磁的記録の場合には、開示情報と非開示情報の区分自体は容易であっても、両者の分離が技術的に困難な場合があり得るので、非開示情報を「容易に区分して除く」ことができない場合は、部分開示義務はない。

また、電磁的記録の場合には、紙の記録の場合と異なり、削除の箇所と分量が請求者に分からない形で削除がなされ得る。このことは、請求者が部分開示の是非を争うことを困難にする。このため、電磁的記録で開示する際に、部分開示がなされた場合、削除の箇所と分量を請求者に通知する運用がなされることが適当である。

2 部分開示決定は、部分非開示決定でもあるから、非開示決定の部分につき、当然理由提示の義務がある(第23条(理由付記等)を参照。)。

3 請求対象文書の中に開示可能な情報が含まれているにもかかわらず、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができない場合には、「開示部分と非開示部分の分離が、既存のプログラムでは行えず、両者を分離するためのプログラムの作成に費用を要するため」等の理由を請求者に提示する義務がある。なお、第29条(費用負担)第2項は、「電磁的記録の開示を受けるものは、実施機関が別に定めるところにより、当該開示の実施に伴う費用を負担しなければならない。」としていることから、プログラムの作成に費用(外注費用等)を要する場合においては、請求者の意向を確認の上、請求者にこの費用負担の意思がある場合には、部分開示すべきである。

4 「実施機関は、当該非開示情報に係る部分をその写しにより行うことができる」とは、対象となる保有個人情報のうち、非開示情報を含むページをその写しにより開示することも可能ということである。

第2項

個人情報とは、通例は特定の個人を識別可能とする情報と当該個人の属性情報からなる「一まとまり」の情報の集合体である。このため、第1項の規定だけでは、開示請求者以外の特定の個人に関する情報については全体として非開示となることから、氏名等の部分だけを削除して残りの部分を開示しても個人の権利利益保護の観点から支障が生じないときには、部分開示とするよう、開示請求者以外の特定の個人に関する情報についての特例規定を設けたものである。

- 1 「開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る」こととしているのは、「特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお、個人の権利利益を害するおそれのあるもの」（第16条第2号後段部分）については、特定の個人を識別することとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにはならないためである。
- 2 「開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるとき」は、作文など個人の人格と密接に関連する情報や個人の未発表の論文など開示すると個人の正当な権利利益を害するおそれのある場合もあることから、個人を識別させる部分を除いた部分について、開示しても個人の権利利益を害するおそれのないもの限り、部分開示の規定を適用するものである。
- 3 「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」により、開示請求者以外の特定の個人に関する情報のうち、当該特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号以外の部分は、個人の権利利益を害するおそれがない限り、第16条第2号の非開示情報ではないものとして取り扱われることとなり、第1項の部分開示の規定が適用される。このため、他の非開示情報の規定に該当しない限り、当該部分は開示されることになる。

なお、第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、特定の個人を識別することができることとなる部分とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として非開示となる。

(裁量的開示)

第18条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報(第16条第1号に該当する情報を除く。)が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

【趣旨】

本条は、開示請求に係る保有個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、実施機関の高度な行政判断により裁量的開示を行うことができることを定めたものである。

【解釈及び運用】

1 第16条は、「実施機関は、・・・非開示情報に該当する場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と規定しており、非開示情報が記録されている場合に、開示が禁止されるのか、裁量的開示が可能なのかについては明示していない。しかし、第16条各号は、第2号口及び第3号ただし書きのように、公益上の義務的開示を規定し、第5号の「不当」、第6号の「適正」の要件の判断において、開示することの公益を斟酌することとしている。したがって、このような利益衡量の結果、非開示による利益が開示による利益に優越すると判断されたものを、実施機関が恣意的に開示することは禁止されることになる。

ところが、第16条の判断自体においては、非開示とすることの必要性が認められる場合であっても、個々の事例における特殊な事情によっては、開示による利益が非開示による利益に優越すると認められる場合があり得る。したがって、実施機関の高度な行政的判断により裁量的開示を行う余地を残したものである。

本条は、第16条で非開示情報に該当するものについては開示が禁止されていることを前提として、以上のような観点から、公益上の裁量的開示の根拠を与えたものである。

- 2 「第16条第1号に該当する情報を除く」は、法令の規定などにより開示できない情報については、本条が適用されないことを示すものである。
- 3 本条による裁量的開示を行うに際しては、非開示情報の保護法益と開示による個人の権利利益の保護とを比較衡量することになる。その際、非開示情報が開示請求者以外の第三者の個人情報である場合には、当該第三者の権利利益についても格別の配慮が必要である。
- 4 本条の裁量的開示が適切に行われたか否かについては、行政不服審査法による審査請求がなされた場合、審査会が審査することが可能であり、裁量権の逸脱濫用の有無につき司法審査も可能である。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第19条 開示請求があった場合において、当該開示請求に係る保有個人情報の存否を答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

【趣旨】

開示請求があった場合、実施機関は当該開示請求に対する保有個人情報の存否を明らかにした上で、存在している場合は開示又は非開示の決定をするのが原則であるが、本条は、例外的に、保有個人情報の存否を明らかにせず、開示請求を拒否できる場合を定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「当該開示請求に係る保有個人情報の存否を答えるだけで、非開示情報を開示することとなる」とは、個人情報の内容によっては、開示請求の対象となった保有個人情報は存在するが、非開示とすると答えるだけで、又は当該保有個人情報は存在しないと答えるだけで、非開示情報を開示した場合と同様の結果をもたらす、非開示情報の規定により保護される利益が害される場合をいう。
- 2 存否応答拒否により開示請求を拒む必要がある個人情報については、実際に保有個人情報が存在するか否かを問わず、常に存否応答拒否をすべきである。保有個人情報が存在しない場合には不存在と答えて、保有個人情報が存在する場合のみ存否応答拒否をしたのでは、存否応答拒否をする場合は保有個人情報が存在する場合であることを請求者に推測されてしまうので、常に存否応答拒否をしなければ意味がない。
- 3 「存否応答拒否」の対象となる個人情報の例としては、次のようなものが考えられる。
 - (1) 叙勲、表彰に関する情報（候補者リスト）
 - (2) 捜査関係事項照会、回答文書
 - (3) 特定の病歴に関する情報
- 4 本条による存否応答拒否の決定も、申請に対する拒否処分であるので、三重県行政手続条例第8条に基づき、処分の理由を提示する必要がある。提示すべき理由は、開示請求者が拒否される理由を明確に認識できる程度のものが必要であり、請求のあった保有個人情報の存否を答えることでどのような非開示情報を開示することになるのかを具体的に提示することになる。

(開示請求に対する措置)

第20条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨並びに開示する日時及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、当該決定の内容が、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨であって、開示請求書の提出があった日に当該保有個人情報を開示するときは、口頭により通知することができる。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。第23条において同じ。)は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、開示請求に対して、実施機関がいかなる措置をとるべきかを定めたものである。

【解釈及び運用】

第1項

本項は、実施機関は、開示請求があった保有個人情報の全部又は一部を開示する決定をした場合には、その決定の内容等を開示請求者に書面で通知しなければならないこと及び即日開示することができる場合について定めたものである。

- 1 開示決定(全部開示決定及び部分開示決定)については、書面により、決定の内容、開示日時及び開示場所を開示請求者に通知することを規定している。なお、開示の実施は、開示に伴う事務処理に要する期間を勘案しつつ、速やかに行われるべきである。また、審査請求及び取消訴訟をすることができることについて教示する必要がある(行政不服審査法第82条及び行政事件訴訟法第46条)。
- 2 保有個人情報の一部を開示する決定の場合には、開示しない部分については非開示決定の場合と同様、理由提示義務が存在する。
- 3 ただし書は、請求を受けた保有個人情報の全部を開示する決定を直ちに行うことができる場合は、後日、争訟に発展することがほとんどないと考えられること、また、その場で開示することができる状態であれば、書面で開示日時を指定して後日開示をするよりも、開示請求者の利便に資すると考えられることから、口頭により通知することができることとしたものである。

第2項

本項は、実施機関は、開示請求があった保有個人情報の全部を開示しない決定をした場合には、その理由も含め決定の内容等を開示請求者に書面で通知しなければならないことを定めたものである。

- 1 「開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき」には、次のような場合が含まれる。
 - (1) 第16条各号の非開示情報に該当するために開示請求に係る保有個人情報を開示しない場合
 - (2) 第19条の保有個人情報の存否に関する情報の規定に該当する場合
 - (3) 本条第2項の開示請求に係る保有個人情報を保有してしない場合
 - (4) 開示請求制度が適用されない保有個人情報に対する請求である場合(第2条第4号、第49条)
 - (5) 請求が対象文書を特定しておらず不適法である場合(第15条第1項第4号)
- 2 非開示情報該当による非開示決定、請求が不適法であることを理由とする非開示決定、存否応答拒否決定、保有個人情報不存在の決定のいずれも処分性を有し、理由提示義務が存在する

とともに、行政不服審査法や行政事件訴訟法に基づいて争うことも可能であり、このことについて教示する必要がある（行政不服審査法第 82 条及び行政事件訴訟法第 46 条）。

(開示決定等の期限)

第21条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求書が実施機関の事務所に到達した日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第15条第4項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに、延長の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、開示決定等の原則的期限と正当な理由があるときの延長期限及び延長の方法を定めたものである。

【解釈及び運用】

第1項

本項は、保有個人情報の開示請求があった場合は、実施機関は原則として15日以内に開示決定等を行わなければならないことを定めたものである。

1 開示請求は、三重県行政手続条例上の申請に該当するから、開示請求が実施機関の事務所に到達したときに審査義務が生ずることになる。(三重県行政手続条例第7条)

2 「開示請求書が実施機関の事務所に到達した日から起算して15日以内」とは、開示請求書が到達した日を起算日として、15日目が期間の満了日となることをいう。ただし、当該満了日が三重県の休日を定める条例に定める県の休日に当たる場合は、民法第142条により、その翌日を満了日とする。

3 「第15条第4項の規定により補正を求めた場合」は、当該補正に要した日数は、「15日」の期間には算入されない。相当の期間を定めて補正を求めたにもかかわらず補正されない場合は、拒否処分としての非開示決定をすることとなるが、実施機関は、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならないとされているので、運用に当たっては留意する必要がある。

なお、補正は行政指導であるので、請求者はこれに応じる義務はなく(三重県行政手続条例第30条第1項)、請求者が補正に応じない意思を明確にした場合は、補正を行っているという理由で決定期間の進行が停止するわけではないので、実施機関は、速やかに開示の請求に対する判断を行うものとする。

第2項

本項は、事務処理上の困難その他正当な理由により、実施機関が15日以内に開示決定等ができない場合には、その期間を延長することができること及び延長した場合の請求者への通知義務を定めたものである。

1 「事務処理上の困難その他正当な理由があるとき」としては、次のような場合が該当する。

- (1) 開示請求に係る保有個人情報が記録された公文書の件数若しくは量が大量であるとき、保有個人情報の検索に日時を要するとき又は開示決定等の判断に日時を要するとき。
- (2) 開示請求に係る保有個人情報に請求者以外の第三者に関する情報が含まれていて、当該第三者の意見聴取に日時を要するとき。
- (3) 未成年者の法定代理人から開示請求がなされた場合であって、当該未成年者の意思の確認に日時を要するとき。
- (4) 一時的な業務量の増大等で速やかな事務処理が困難となったとき。
- (5) その他期間内に決定することができない合理的な理由があるとき。

- 2 本項は、30日以内の延長期間を定めている。30日以内であるから、延長が必要な場合、常に30日を延長するのではなく、必要最小限の範囲で延長することになる。当初、20日間の延長で足りると考え、その旨、請求者に通知したところ、20日間では処理できず、更に10日延長することも、合計の延長期間が30日以内であるので、本項には反しない。その場合には、改めて、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。
- 3 45日以内に開示決定等ができないような請求内容の場合には、実施機関は、次条で定める分割による開示の方法により対応することとなる。実施機関は、開示請求から15日以内に開示決定等を行うことが困難な場合は、本条による30日以内の延長、又は次条による分割による開示（期限の特例）のどちらを行うのかを判断し、開示請求から15日以内に、延長の期間等を開示請求者に通知しなければならない。
- 4 開示決定等の期間の延長は、開示請求から開示決定に至る一連の手続き中の行為であり、開示請求に対する処分を行う期限を延長する旨を通知する事実行為に過ぎず、県民の権利義務等に直接かつ具体的に法律上の影響を及ぼす行為ではないことから、行政処分に該当せず、行政不服審査法に基づく審査請求をすることはできない。なお、開示請求に係る不作為として審査請求を行うことは可能である。

(開示決定等の期限の特例)

第22条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため又は災害その他やむを得ない理由のため、開示請求書が実施機関の事務所に到達した日から起算して45日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうち相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするに足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前条第2項前段又は前項前段の規定により期間を延長している場合において、災害その他やむを得ない理由があるときは、再度相当の期間を延長することができる。この場合においては、前条第2項後段の規定を準用する。

【趣旨】

本条は、開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるとき又は災害その他やむを得ない理由があるとき、当該保有個人情報すべてについて第21条の定める期限内に開示決定等を行うことにより、事務の遂行に著しい支障が生ずることを避けるため、開示決定等の期限の特例を定めるとともに、第21条第2項又は本条第1項による期間延長をしている場合に、災害その他やむを得ない理由が発生したときは、再度延長することができることを定めたものである。

【解釈及び運用】

第1項

- 1 「災害その他やむを得ない理由」とは、大規模な風水害、震災又は事故が発生した場合などをいう。
- 2 「相当の部分」とは、実施機関が45日以内に努力して処理することができる部分であって、開示又は非開示を分割して行うことを認めた条例の趣旨に照らし、請求された保有個人情報のうちある程度まとまりのある部分をいい、「相当の期間」とは、残りの保有個人情報について実施機関が処理するために必要な合理的期間をいう。
- 3 実施機関が本項の規定を適用しようとする場合は、開示請求があった日から起算して15日以内に、請求者に対し、本項を適用する旨及びその理由並びに45日以内に開示決定等ができない残りの保有個人情報について、開示決定等をする期限を書面で通知しなければならない。

第2項

- 1 「災害その他やむを得ない理由」の解釈は、本条第1項と同じである。
- 2 「相当の期間」とは、災害などに対応するための業務量、期間などを勘案し、必要な合理的期間をいう。
- 3 開示決定等の期間の延長についての処分性については、第21条第2項の【解釈及び運用】を参照。

(理由付記等)

第23条 実施機関は、第20条各項の規定により開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、同条各項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合においては、開示しないこととする根拠規定を明らかにするとともに、当該規定を適用する根拠が当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。

2 前項の場合において、実施機関は、当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を記載しなければならない。

【趣旨】

本条は、保有個人情報の全部又は一部を開示しない場合の理由付記の必要性について定めたものである。

【解釈及び運用】

第1項

1 「理由を示さなければならない」とは、非開示決定又は部分開示決定をした場合に、その理由を示さなければならないことを実施機関に義務付けたものであり、三重県行政手続条例第8条の「理由の提示」の一般原則を改めて規定したものである。

なお、第19条の規定により保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときも、その理由を示さなければならない。

2 「理由を示さなければならない」こととしたのは、実施機関の慎重かつ合理的な判断を確保するとともに、当事者が争訟を提起するための便宜等を考慮したものであり、実施機関は決定の根拠条文を明示するだけでなく、具体的事実に基づき推論過程を明らかにするなど、判断の根拠を明示しなければならない。

全然理由を付さなかったり、理由らしき理由を付さなかったときは、決定に形式上の瑕疵があるとされる。

第2項

1 「当該理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができる」とは、一定期間が経過することで、第16条各号に規定する非開示理由が消滅することが確実であり、かつ、当該期日を明示することができる場合をいい、理由が消滅するかどうかわからない場合や消滅することが確実であってもその期日が不明確な場合はこれに該当しない。

2 期日の明示は、保有個人情報を開示することができるようになる期日を教示するものであり、その期日に保有個人情報を開示することを意味するものではないため、開示請求者はその期日以後に改めて開示請求をしなければならない。

(事案の移送)

第24条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第20条第1項の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

【趣旨】

本条は、開示請求に係る保有個人情報が他の実施機関から提供されたものであるときなど、当該他の実施機関の判断に委ねた方が迅速かつ適切な処理に資することがあると考えられるため、実施機関は、当該他の実施機関との協議の上、事案を移送することができることとし、その要件及び手続を定めたものである。

なお、情報提供等記録については、他機関で開示等の決定をする場合が想定されないため、移送に関する手続きを適用除外とする。よって、本条においては保有個人情報から情報提供等記録を除外する。（以下「解釈及び運用」においても同じ。）

【解釈及び運用】

1 「正当な理由があるとき」とは、本項で例示された「開示請求に係る保有個人情報が他の実施機関から提供されたものであるとき」のほか、開示請求に係る保有個人情報の重要な部分が他の実施機関の事務・事業に係るものである場合などであって、他の実施機関の判断に委ねた方が適当な場合である。

2 「移送をした実施機関が移送前にした行為」には、第15条第4項の開示請求書の補正など、移送をした実施機関がこの条例に基づき移送前にした行為すべてを含む。移送前にした行為が移送後も移送を受けた実施機関の行為として有効となるよう規定したものである。

3 「開示の実施に必要な協力」としては、次のようなものが考えられる。

移送前にした行為があれば、その記録を作成し、提供すること。

開示請求書の写しを作成し保管すること、及び開示請求書の原本を提供すること。

事案を移送した旨の開示請求者に対する通知の写しを提供すること。

移送を受けた実施機関が原本を閲覧させる方法による開示を実施する場合において、保有個人情報が記録された公文書を貸与すること。

4 移送は行政内部の問題であるから、開示決定等の期限については、第21条第1項により、当初の開示請求のあった時点から計算される。このため、移送の協議は、開示請求を受けてから速やかに行う必要がある。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第25条 開示請求に係る保有個人情報に県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの(以下この条、第43条、第44条及び第46条において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が別に定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が別に定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第16条第2号口又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第18条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第43条及び第44条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、開示請求に係る保有個人情報に第三者に関する情報が記録されているときに、当該第三者の権利利益を保護し開示の是非の判断の適正を期するために、開示決定等の前に第三者に対して意見書提出の機会を付与すること及び開示決定を行う場合に当該第三者が開示の実施前に開示決定を争う機会を保障するための措置について定めたものである。

【解釈及び運用】

第1項

本項は、開示請求に係る保有個人情報に開示請求者以外の第三者に関する情報が含まれているときは、開示するかどうかの決定に当たって、当該第三者に対し、意見書の提出の機会を与えることにより、開示決定等を慎重、公正にすることを定めたものである。

1 「第三者」とは、一般的意味で用いられる「第三者」ではなく、「県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの」である。

「県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人」は、本条の「第三者」から除かれているので、本条は適用されないが、事前の意見聴取の必要性自体を否定しているわけではない。請求を受けた実施機関が、他の実施機関、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人の事務に関連する情報を開示するか否かを判断するに際しては、必要に応じ、これらのものに事前の意見表明の機会を与える運用を行うとともに当該機関・団体の意見を十分に斟酌すべきである。

2 「当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が別に定める事項」とは、第三者に通知すべき事項をいい、意見書を提出する機会の付与に係る個人情報を特定することができる事項や、意見書の提出先及び提出期限等をいう。

3 「意見書を提出する機会を与えることができる」とは、開示請求者以外の第三者に意見書を

提出する機会を付与することによって、実施機関が慎重かつ公正に開示するかどうかの決定を行うこととする趣旨である。したがって、開示・非開示の判断はあくまでも当該第三者に関する情報が第16条の非開示情報に該当するか否かによって行われるものであって、第三者の意向によって決まるものではない。

- 4 意見書にどのような内容を記載するかについては、第三者の判断に委ねられているが、単に開示に賛成か反対かを記載するだけでは意見書を提出する意義に乏しく、できる限り実施機関の開示・非開示の判断に資するような情報の提供が望まれる。なお、意見書には、意見の内容を裏付ける資料を添付することができる。

第2項

本項は、非開示情報に該当するにもかかわらず、人の生命、健康、生活、財産を保護するため必要があること等を理由として開示しようとする場合は、当該保有個人情報に含まれている情報に係る第三者の権利利益を侵害するおそれがあることから、適正手続の保障の観点から、当該第三者に意見書提出の機会を付えることを義務付けるものである。なお、本項は第1項と異なり必要の意見聴取の規定であるので、通知は書面によらなければならない。

- 1 「当該第三者」とは、人の生命、健康、生活、財産を保護するため必要があること等を理由とする開示によらなければ非開示となる情報に係る第三者を指し、開示請求に係る保有個人情報に含まれる他の情報に係る第三者は含まない。
- 2 「当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない」は、本項が必要的意見聴取の規定であることから、第三者の所在について、実施機関が合理的な努力をしたにもかかわらず、その所在が判明しない場合に、この条例に基づく保有個人情報の開示手続が停止しないように定めたものである。具体的には、実施機関に届けられている住所や法人の登記簿に記載された所在地に郵送しても不達の場合、当該第三者が死亡・解散している場合などである。

第3項

本項は、前2項の規定により意見書提出の機会を与えられた第三者が、開示に反対する旨の意見書を提出した場合において、実施機関が開示決定をするときには、当該第三者が不服申立てや訴訟を提起する機会を保障するため、当該開示決定を当該第三者に直ちに通知するとともに、開示決定と開示の実施の間に少なくとも2週間おくことを定めたものである。

- 1 「開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合」とは、意見書において、当該第三者が開示を望まない旨の趣旨が明らかにされた場合をいう。
- 2 「開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない」とは、開示請求者の迅速な開示への期待と、第三者が権利利益の保護のため開示決定を争う機会確保を考慮し、開示決定と開示の実施の間に第三者が開示決定の取り消しを求める審査請求や訴訟を提起できる機会を確保するために、最低限必要な期間として2週間以上の期間を設けなければならないことをいう。
- 3 「開示決定後直ちに、当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない」のは、反対意見書を提出した第三者が審査請求や訴訟を提起しようとする場合に必要な情報を提供する趣旨であり、この通知は、第三者が審査請求や訴訟の提起のために必要な準備に要する時間を確保できるように、開示決定を行ったときは直ちに通知することが必要である。
- 4 「その理由」とは、第三者に係る情報が非開示情報に該当しないことと判断した理由を記載することとなるが、開示することとした部分すべてについての理由を記載する必要はなく、当該第三者に係る情報を開示することとした理由のみを記載すれば足りる。なお、反対意見書に記載されている項目について、一々理由を記載する必要はない。

- 5 「開示を実施する日」とは、開示決定の時点では確定日とならないので、開示を実施することが見込まれる日でよい。
- 6 第三者の権利保護と開示請求者の利益を考慮した結果、「開示決定に対する第三者からの審査請求があったときは、実施機関は、審査会の答申を受けるまで、開示を停止するものとする。」（第43条第3項）とされ、また、「審査会は、開示決定に対する第三者からの審査請求に係る諮問があったときは、他の事件に優先して調査審議し、早期の答申に努めなければならない。」（審査会条例第10条）と規定されている。

(開示の実施)

第26条 実施機関は、開示決定をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、当該開示決定に係る保有個人情報を開示しなければならない。

2 開示請求者は、第20条第1項に規定する通知により実施機関が指定した日時及び場所において、開示を受けなければならない。ただし、開示請求者が当該日時に開示を受けることができないことにつき正当な理由があると実施機関が認めるときは、この限りでない。

3 前項ただし書に規定する正当な理由がないのに開示請求者が開示を受けないとき、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報を開示したものとみなす。

4 第2項の場所は、実施機関が開示請求に係る保有個人情報を保管している事務所の所在する場所とする。ただし、実施機関が開示場所を変更することが適当であると認めるときは、実施機関が指定する場所とすることができる。

5 第1項の規定による開示は、次の各号に掲げる保有個人情報の区分に応じ、当該各号に定める方法により行う。

(1) 文書、図画又は写真に記録されている保有個人情報 閲覧又は写しの交付

(2) フィルムに記録されている保有個人情報 視聴又は写しの交付

(3) 電磁的記録に記録されている保有個人情報 視聴、閲覧、写しの交付等でその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が別に定める方法

6 前項の規定にかかわらず、視聴又は閲覧の方法による保有個人情報の開示にあっては、実施機関は、第4項ただし書の規定により開示場所を変更するとき、当該保有個人情報が記録されている公文書の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

7 第15条第2項の規定は、保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

【趣旨】

本条は、保有個人情報の開示決定をした場合における当該保有個人情報の開示の実施に関する手続及び方法について定めたものである。

【解釈及び運用】

第1項

本項は、実施機関が第20条第1項の規定に基づき開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部の開示決定をしたときは、開示請求者に対して速やかに保有個人情報を開示する義務があることを定めたものである。

「速やかに」とは、開示決定の日から開示を実施するまでの期間について、開示決定等の通知に要する期間や開示請求者の都合等を勘案し、「できるだけはやく」という意味である。

第2項

開示請求者は、第20条第1項の決定通知によりあらかじめ指定された日時及び場所において、開示を受けなければならないことを明らかにしたものである。ただし、開示請求者が指定された日時に開示を受けることができないことについて正当な理由がある場合は、指定後に開示日時を変更することを認めている。

1 実施機関は、開示日時の指定に当たっては、事前に電話等により開示請求者と調整に努め、開示日時を具体的に指定する。

開示請求者と連絡が取れない等の場合は、実施機関が一方的に開示日時を指定することになるが、この場合、実施機関は、決定通知書の送付に要する日数等を考慮し、開示日時の指定を行うようにする。

2 「正当な理由がある」とは、次の場合をいう。

- (1) 天災、交通遮断、不慮の事故、病気などのやむを得ない事情が発生した場合
- (2) 指定した開示日時までに、開示請求者から相当な理由のある旨の連絡があった場合
- (3) その他、実施機関がやむを得ないと認める場合

第3項

開示請求者が第20条第1項の通知を受けたにもかかわらず、「正当な理由」なく、指定した日時に開示を受けない場合は、開示したものとみなすことを定めたものである。

開示したものとみなした場合も、再請求を禁じるものではないが、正当な理由なく、同一の開示請求を何度も繰り返すことは、権利の濫用に当たると考えられる。

第4項

開示請求に係る保有個人情報の開示（視聴、閲覧及び写しの交付）場所は、原則、当該保有個人情報「保管している事務所の所在する場所」とすることを定めたものである。

1 開示の場所は、原則、次のとおりである。

- (1) 本庁等で管理している保有個人情報 情報公開・個人情報総合窓口
- (2) 地域機関で管理している保有個人情報 当該地域機関が所在する場所

2 ただし、諸般の事情を勘案し、実施機関が開示場所を変更することが適当であると認めるときは、実施機関が指定する場所に変更することができ、その場合は、本条第6項の規定により写しで開示（視聴又は閲覧）を行うことができる。

「開示場所を変更することが適当であるとき」については、対象となる保有個人情報を保管する地域機関の所在する場所に適当な開示場所がない場合、開示請求者が身体障がい者等で本来指定すべき開示場所へ移動することが困難であると認められる場合などが考えられる。

第5項

本項は、開示の対象となった保有個人情報について、当該保有個人情報が記録されている媒体の種類に応じて、開示の方法を定めたものである。

1 「電磁的記録」の開示については、ディスプレイでの閲覧、紙に出力したものによる開示のほか、磁気テープやフロッピーディスクへ複写したものの交付等の方法が考えられるが、請求者の便宜を考慮し、できるだけその要望に応えることが望ましい。

しかしながら、電磁的記録の開示の検討に当たっては、開示のために必要な情報機器の普及状況を配慮する必要があるほか、情報の検索や部分開示への対応等、開示のための特別の処理を必要とする場合もあること等、技術上、体制整備上等の問題に適切に対応できるようにする必要がある。

このため、電磁的記録の開示方法は、技術的な制約条件を始め、県における情報化の進展状況等を踏まえ、実施機関が別に定めることとしている。

2 情報化の進展に伴い、文書に記載された情報を音声や点字により出力することも可能となっていくことから、このような情報機器等を活用する等、視聴覚障がい者への開示方法について今後検討していく必要がある。

第6項

本項は、本条第4項ただし書の規定により開示場所を変更するとき、保有個人情報が記録されている公文書の保存に支障があるとき等には、前項の例外として、その写しを開示の対象とすることができることを定めたものである。

1 「第4項ただし書の規定により開示場所を変更するとき」については、本条第4項の【解釈及

び運用】を参照のこと。

- 2 「公文書の保存に支障を生じるおそれがあると認めるとき」とは、原本が貴重であったり、損傷が激しい等の理由により、これを閲覧等に供すると当該公文書の保存に支障がある場合等をいう。
- 3 「その他正当な理由があるとき」とは、次のような場合が考えられる。
 - (1) 日常業務に常時使用される台帳等で、原本を開示することにより当該業務に支障を生ずる場合
 - (2) 歴史的、文化的価値がある公文書で、特に慎重な取扱いを要する場合
- 4 第 17 条第 1 項の規定により、開示対象となる保有個人情報のうち、非開示情報を含むページをその写しにより開示することが可能である。

第 7 項

本項は、保有個人情報为他人に開示されることを防ぐため、第 15 条第 2 項に規定する本人等の確認を、開示請求時だけでなく、開示を実施するときにも行うことを定めたものである。

(開示請求等の特例)

第27条 実施機関があらかじめ定めた保有個人情報について本人が開示請求をしようとするときは、第15条第1項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。

2 前項の規定により開示請求をしようとする者は、第15条第2項の規定にかかわらず、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提示しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定により開示請求があったときは、第20条、第21条、第22条及び前条の規定にかかわらず、実施機関が定める方法により直ちに開示しなければならない。

【趣旨】

本条は、実施機関があらかじめ定めた保有個人情報については、開示請求者の利便や負担軽減、事務の効率化の観点から、口頭により開示請求を行うことができることを定めたものである。

【解釈及び運用】

第1項

本項は、実施機関があらかじめ定めた保有個人情報について本人が開示請求しようとするときは、開示請求書の提出によらず、口頭により行うことができることを定めたものである。

1 「実施機関があらかじめ定めた保有個人情報」とは、個人情報の内容及び範囲、個人情報の開示に対する需要の高さ、実務上の対応の可能性、開示に対する即時性等を勘案して実施機関が定めた個人情報をいう。

2 実施機関は、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を定めたときは、当該個人情報の内容並びに口頭により開示請求を行うことができる期間及び場所を、県公報（教育委員会については、教育公報）で告示するものとする。

3 「本人が開示請求をしようとするとき」とは、本条に基づく簡易な開示請求ができる者は、本人に限られることをいう。したがって、条例第14条第2項の代理人からの請求は認められない。

4 「第15条第1項の規定にかかわらず、口頭により開示請求をすることができる」とは、開示請求書の提出によらず、口頭で開示請求を行うことができるという趣旨である。したがって、本条に基づく簡易な開示請求は郵送では認められない。

なお、本条に基づく簡易な開示請求ができる場合であっても、第15条第1項の規定による開示請求を妨げるものではない。

第2項

本項は、口頭による開示請求があった場合の本人確認の方法について定めたものである。

1 「第15条第2項の規定にかかわらず」とは、本条が本人のみを対象とすることから、代理人に関する規定が除かれることをいう。

2 「自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるもの」とは、開示請求者の利便と実施機関の実務上の対応を考慮して、実施機関が規則等で定めるものをいう。具体的には、例えば知事部局の三重県個人情報保護条例施行規則第10条第1項では、「本人に交付された受験票その他の書類で知事が適当と認めるもの」と定められている。

第3項

本項は、実施機関は、口頭による開示請求があったときは、実施機関が定める方法により、直ちに開示する義務があることを定めたものである。

「第 20 条、第 21 条、第 22 条及び前条の規定にかかわらず」とは、「第 20 条」では開示請求に対する措置を、「第 21 条」では開示決定等の期限を、「第 22 条」では開示決定等の期限の特例を、「前条」では開示の方法を定めているが、口頭による開示請求についてはこれらの規定を適用せず、開示する個人情報を記載した書面の交付又は閲覧等の方法により、直ちに開示することとしている。

(他の法令等による開示の実施との調整)

第28条 実施機関は、他の法令等(三重県情報公開条例を除き、規則、規程等を含む。以下この条、第30条及び第37条において同じ。)の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報(保有特定個人情報(実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもので、公文書に記録されているものをいう。))を除く。以下この項において同じ。)が第26条第5項に規定する方法と同一の方法で開示することとされているとき(開示の期間が定められているときは、当該期間内に限る。)には、同項の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には開示しない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第26条第5項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

【趣旨】

本条は、他の法令等の規定により保有個人情報の開示を求めることができる場合におけるこの条例との調整について定めたものである。

なお、特定個人情報については、番号法の趣旨に基づき、他の法令に開示の規定がある場合にも行えるようにするため、本条においては保有個人情報から保有特定個人情報を除外する。(以下「解釈及び運用」においても同じ。)

【解釈及び運用】

第1項

本項は、三重県情報公開条例を除く他の法令等の規定により、個人情報の開示を求めることができる場合には、当該保有個人情報の開示は、当該法令等の規定によることとし、第26条第5項に規定する方法と同一の方法によっては開示しないことを定めたものである。

- 1 「法令等」とは、第7条第2項第1号と同義であるが、本条の法令等には、その他に「規則、規程等」が含まれる。
- 2 他の法令等の中から「情報公開条例を除く」ことによって、情報公開条例で公文書に含まれる個人情報の開示(当該個人情報が記録された公文書全体の開示)を請求できる場合であっても、当該個人情報の本人は、個人情報保護条例によっても開示請求ができることとなるが、両条例はその趣旨、目的を異にしていることから、請求者は目的に応じた使い分けが必要となる。
- 3 「他の法令等の規定により」「開示することとされているとき」とは、次のようなものがある。
 - ・ 貸金業者登録簿の閲覧(貸金業の規制等に関する法律第9条)
 - ・ 建築計画概要書等の閲覧(建築基準法第93条の2)
 - ・ 宅地建物取引業者名簿等の閲覧(宅地建物取引業法第10条)
 - ・ 聴聞調書及び報告書の閲覧(三重県行政手続条例第24条)
- 4 「保有特定個人情報」については、この条においてのみ規定があることから、第2条ではなく、この条において用語の定義を行っている。
- 5 「開示の期間が定められているときは、当該期間内に限る」とは、当該期間内においては、この条例に基づき当該同一の方法による開示は行わず、当該期間外においては、この条例に基づき非開示情報に該当するか否かの判断を経た上で、開示決定があった場合には、開示請求者が希望する方法により開示を実施することを示すものである。
- 6 「当該他の法令等の規定に一定の場合には開示しない旨の定めがあるとき」とは、例えば

他の法令等に「正当な理由がなければこれを拒むことができない」や「のおそれがあるときは、閲覧を拒むことができる」と規定されているときなどをいう。この場合は、この条例に基づき開示請求をした場合の開示の範囲と必ずしも同一にはならないことから、本条の調整措置の対象とはならない。

第2項

「縦覧」は、第26条第5項の開示の方法としては規定されていないが、閲覧とその実態が変わらない開示の方法であることから、法令等の規定に定める開示の方法が「縦覧」であるときは、第26条第5項の閲覧とみなして本条第1項の規定を適用し、閲覧による開示はしないこととしたものである。

(費用負担)

第29条 保有個人情報(電磁的記録を除く。)の写しの交付を受ける者は、実施機関が別に定めるところにより、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

2 電磁的記録の開示を受ける者は、実施機関が別に定めるところにより、当該開示の実施に伴う費用を負担しなければならない。

【趣旨】

本条は、保有個人情報の写しの交付及び電磁的記録の開示に要する費用の負担について定めたものである。

【解釈及び運用】

第1項

1 「写しの交付に要する費用」とは、公文書の複写に要する実費及び公文書の写しの送付に要する郵送料をいう。

なお、公文書の閲覧に要する費用については、この条例の制定の趣旨や目的から、負担を求めないこととした。

2 費用は前納である。(三重県個人情報保護条例施行規則第14条第2項など)

第2項

1 「電磁的記録」については、電子計算機からの出力費用等特別な費用を要するときは、請求者に負担を求めることとする。

2 費用は前納である。(三重県個人情報保護条例施行規則第14条第3項など)

(訂正請求権)

第30条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第37条第1項において同じ。）に事実の誤りがあると認めるときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、その訂正（追加及び削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第26条第1項又は第27条第3項の規定により開示を受けた保有個人情報

(2) 他の法令等の規定により開示を受けた保有個人情報

2 第14条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による請求（以下「訂正請求」という。）について準用する。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

【趣旨】

本条は、正確でない個人情報に基づいた行政処分その他の行政行為等により本人が不測の権利利益侵害を被ることを未然に防止するため、実施機関から開示を受けた自己を本人とする保有個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、その訂正を請求することを権利として認めるとともに、本人が請求できないやむを得ない理由があると認められる場合には代理人が訂正を請求できること、遺族等も訂正を請求できること、訂正請求権を濫用してはならないこと及び訂正請求権の行使は開示を受けた日から90日以内にしなければならないことを定めたものである。

【解釈及び運用】

第1項

本項は、この条例又は他の法令等の規定により開示を受けた自己を本人とする保有個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、その訂正を請求することができることを定めたものである。

1 「次に掲げるものに限る」とは、訂正請求の対象となる個人情報は明確に特定されている必要があることから、訂正請求に係る個人情報は、第26条第1項又は第27条第3項の規定又は他の法令等の規定により開示を受けた保有個人情報であることを前提とする趣旨である。

2 「事実の誤り」とは、氏名、住所、年齢、家族構成、学歴、職歴、資格等の客観的な正誤の判定になじむ事項に誤りがあることをいう。したがって、個人に対する評価、判断等のように客観的な正誤の判定になじまない事項については、訂正請求の対象とすることはできない。

ただし、一見評価に関する保有個人情報であると思われる場合であっても、事実に関する情報が含まれる場合があり、十分精査した上で判断する必要がある。

3 「訂正（追加及び削除を含む。）」とは、事実に合致していない保有個人情報の内容を事実に合致する内容に直すことをいい、不完全な保有個人情報の内容に不足している内容を加えること（追加）や事実に合致していない保有個人情報の内容を削ること（削除）も含まれる。

4 「訂正を請求することができる」とは、訂正請求が権利であることを明らかにしたものである。

なお、このことにより、個々の個人情報取扱事務を実施するに当たり、個別の根拠、理由、方法等により行われる保有個人情報の訂正を制限し、又は禁止するものではない。むしろ、実施機関は、第11条第2項の規定により、個々の事務の実施に当たって事実に関して誤りがあった場合は、当該事務の趣旨又は目的、取り扱っている個人情報の性質、内容等に即して保有個人情報を訂正し、個人情報の正確性を確保することが義務づけられている。

5 「当該保有個人情報の訂正に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているとき」とは、例えば、転居や婚姻等の事由による運転免許証の記載事項の変更手續（道路交通法第94条第1項）や准看護師籍の訂正手續（保健師助産師看護師法施行令第3条）などをいう。こ

のような場合には、当該他の法令等の規定により訂正を行えば本条の目的は達成することができるため、本条は適用しないこととしたものである。

第2項

本項は、開示請求の場合と同様に、実施機関が定めるところにより、代理人又は遺族等によって訂正請求を行うことができることを定めるとともに、権利の濫用が許されないことを明らかにしたものである。

- 1 代理人が開示を受けた保有個人情報については、本人も訂正請求をすることができ、また、本人が開示を受けた保有個人情報については、代理人も訂正請求をすることができる。
- 2 遺族等が開示を受けた保有個人情報については、当該遺族等が訂正請求をすることができる。
- 3 「請求する権利を濫用してはならない」ことについては、第14条第4項の【解釈及び運用】を参照のこと。

第3項

保有個人情報は、利用目的の範囲内において日々更新されたり、保存期間の満了により廃棄されることがあることから、本項は、制度の安定的な運用の観点から、保有個人情報の開示を受けた日から訂正請求を行うことができる期間を90日以内と定めたものである。

(訂正請求の手續)

第31条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書(第34条において「訂正請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 訂正請求をしようとする者の氏名及び住所
 - (2) 代理人による訂正請求の場合にあつては、本人の氏名及び住所
 - (3) 遺族等による訂正請求の場合にあつては、当該死者の氏名及び死亡時の住所
 - (4) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するために必要な事項
 - (5) 訂正請求の内容
- 2 訂正請求をしようとする者は、実施機関に対し、当該訂正請求の内容が事実と合致することを証明する書類等を提示しなければならない。
- 3 第15条第2項及び第4項の規定は、訂正請求について準用する。

【趣旨】

本条は、自己の保有個人情報の訂正請求をする場合の具体的な手續等を定めたものである。

【解釈及び運用】

第1項

本項は、自己の保有個人情報の訂正請求をしようとする者は、本項各号に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならないことを定めたものである。

- 1 「訂正請求をしようとする者の氏名及び住所」とは、実際に訂正請求をしようとする者の氏名及び住所をいい、本人が訂正請求をする場合は、本人の氏名及び住所を、法定代理人が訂正請求をする場合は、法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人の場合は、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)を、任意代理人が訂正請求をする場合は本人の氏名及び住所並びに任意代理人の氏名及び住所を、遺族等が訂正請求をする場合は、遺族等の氏名及び住所を、それぞれ記載することになる。

また、法定代理人が訂正請求をする場合には、本人の氏名及び住所を、遺族等が訂正請求をする場合には、当該死者の氏名及び死亡時の住所を、併せて記載することになる。

- 2 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するために必要な事項」とは、開示を受けた日が特定されれば訂正請求に係る保有個人情報の特定は可能であることから「開示を受けた日」を記載することとし、当該日を請求者が失念している場合には、求められている保有個人情報が記録された公文書を実施機関の職員が特定するに足りる情報(必要に応じ、開示を受けた時期及び場所など)を記載することとしたものである。
- 3 「訂正請求の内容」とは、訂正が必要な箇所及び訂正すべき内容をいう。

第2項

本項は、訂正請求をしようとする者は、当該訂正請求の内容が事実と合致することを証明する書類等を提示しなければならないことを定めたものである。

- 1 「訂正請求の内容が事実と合致することを証明する書類等」とは、訂正を求める保有個人情報の内容が事実と合致していることを実施機関に確信させるような書類等をいう。

例えば、氏名、生年月日、住所、家族構成などは戸籍謄本等、資格については免許証や資格証明書等が考えられる。

- 2 実施機関はこれらの資料をもとに、訂正を求める内容が事実と合致するかどうかを確認するため、事実関係の調査を行うことになる。

第3項

本項は、開示請求の場合と同様に、訂正請求をしようとする者は、本人、代理人又は遺族等であることを証明するために必要な書類を提示又は提出する必要があること及び訂正請求書に形式上の不備がある場合の補正の手續について定めたものである。

- 1 「第15条第2項の規定を準用する」とは、訂正請求をしようとする者は、自己が当該訂正請求に係る保有個人情報の本人、その代理人又はその遺族等であることを証明するために必要な書類を実施機関に提示又は提出する必要があることをいう。
- 2 「第15条第4項の規定を準用する」とは、訂正請求書及び前項の規定により提示された証明書類等に形式上の不備がある場合には、当該不備について補正するよう訂正請求者に求めることをいう。

なお、この場合には、実施機関は、訂正請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の訂正義務)

第32条 実施機関は、訂正請求があった場合において、必要な調査を行い、当該訂正請求の内容が事実と合致することが判明したときは、当該訂正請求に係る保有個人情報が次の各号のいずれかに該当するものを除き、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

- (1) 法令等の定めるところにより訂正をすることができないとされているとき。
- (2) 実施機関に訂正の権限がないとき。
- (3) その他訂正をしないことについて正当な理由があるとき。

【趣旨】

本条は、保有個人情報の訂正請求があった場合、実施機関は必要な調査を行い、訂正請求の内容が事実と合致することが判明した場合は、本条各号に定める場合を除き、訂正をすべき義務があることを定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「訂正をしなければならない」とは、保有個人情報の訂正請求の内容が事実と合致することが判明した場合、実施機関には原則として訂正する義務があることをいう。
- 2 「必要な調査を行い」、その結果判明した事実が、実施機関が保有する保有個人情報とも請求内容とも異なる場合は、訂正をしない旨の決定をするとともに、別途、職権により訂正することとなる。
- 3 「法令等の定めるところにより訂正をすることができない」とは、法令等の規定で明らかに訂正できない旨が定められているときのほか、法令の趣旨及び目的から訂正することができないと認められる場合を含む。
- 4 「実施機関に訂正の権限がないとき」とは、市町村長が発行した住民票や証明書、民間の診療機関が作成した診断書等のように実施機関以外のものが自らの権限と責任で作成したもので、実施機関に訂正する権限がないものをいう。
- 5 「その他訂正をしないことについて正当な理由があるとき」とは、次のような場合をいう。
 - (1) 正確な事実が何であることを証明できるものがない場合
 - (2) その他、実施機関が訂正しないことについて合理的な理由がある場合
- 6 訂正するには至らなかったが、保有個人情報が事実であるかどうか明らかでない場合には、当該保有個人情報が記録されている公文書等にその旨を注記する等、当該保有個人情報の利用に当たり、その旨が分かるような適切な対応をすることが適当である。

(訂正請求に対する措置)

第33条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の全部又は一部の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求をした者(以下「訂正請求者」という。)に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報の全部の訂正をしないときは、訂正をしない旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により訂正請求に係る保有個人情報の全部又は一部の訂正をしないときは、訂正請求者に対し、前2項に規定する書面により、その理由を示さなければならない。

4 実施機関は、第1項の決定をした場合において、必要があると認めるときは、当該実施機関が当該訂正請求に係る保有個人情報(情報提供等記録を除く。)を提供したのに対し、訂正の内容を通知しなければならない。

5 実施機関は、第1項の決定が情報提供等記録の訂正である場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)に規定する記録に記録されたものであって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、訂正の内容を通知しなければならない。

【趣旨】

本条は、訂正請求に対して、実施機関がいかなる措置をとるべきかを定めたものである。

【解釈及び運用】

第1項

本項は、実施機関は、訂正請求があった保有個人情報の全部又は一部の訂正をする決定をした場合には、その内容等を訂正請求者に書面で通知しなければならないことを定めたものである。

1 保有個人情報の全部又は一部の訂正を決定した場合の具体的な訂正方法は、保有個人情報が記録されている媒体に応じ、実施機関が適切と認める方法で行うこととなる。

2 訂正の方法としては、次のものが考えられる。

(1) 誤っていた保有個人情報を完全に消去し、新たに記録する方法

(2) 誤っていた保有個人情報の上に二本線を引き、余白部分に朱書き等で新たに記載する方法

(3) 保有個人情報が誤っていた事実及び正確な内容を別紙に記載し、添付する方法

3 訂正は、請求を受けた実施機関が、保有個人情報の正確性を確保する観点から行うものであり、その効果の及ぶ範囲は、当該請求を受けた実施機関が保有する保有個人情報自体である。したがって、訂正がなされる前の当該保有個人情報に基づいて既になされた行政行為(処分)の効力に当然に影響を及ぼすものではない。

4 本項に基づく決定については、審査請求及び取消訴訟をすることができることについて教示する必要がある(行政不服審査法第82条及び行政事件訴訟法第46条)。

第2項

本項は、実施機関は、訂正請求があった保有個人情報の全部の訂正をしない決定をした場合には、その旨を訂正請求者に書面で通知しなければならないことを定めたものである。

本項に基づく決定についても、審査請求及び取消訴訟をすることができることについて教示する必要がある(行政不服審査法第82条及び行政事件訴訟法第46条)。

第3項

本項は、保有個人情報の全部又は一部の訂正をしない場合の理由付記の必要性について定めたものである。

- 1 「理由を示さなければならない」とは、非訂正決定又は部分訂正決定をした場合に、その理由を示さなければならないことを実施機関に義務付けたものである。
- 2 「理由を示さなければならない」こととしたのは、実施機関の慎重かつ合理的な判断を確保するとともに、当事者が争訟を提起するための便宜等を考慮したものであり、実施機関は訂正しない根拠規定及びこれを適用する理由を客観的に理解できる程度に記載する必要がある。
全然理由を付さなかったり、理由らしき理由を付さなかったときは、決定に形式上の瑕疵があるとされる。

第4項

本項は、保有個人情報の全部又は一部の訂正をする旨の決定をした場合において、必要がある場合には、当該保有個人情報を提供したものに訂正の内容を通知する必要があることを定めたものである。

なお、情報提供等記録については、第5項で規定することから本項の規定の適用除外としている。

実施機関が、訂正請求に基づき保有個人情報の訂正を決定した場合、当該決定の前に当該保有個人情報と同一の個人情報の提供を受けた者において、誤ったままの個人情報が使われるおそれがある。

このため、実施機関は、必要があると認めるときは、保有個人情報を提供したものに、当該決定をした旨及び訂正の内容等の通知を行うことが適当である。

第5項

本項は、情報提供等記録を訂正した場合において、必要がある場合には、内閣総理大臣、情報提供者又は情報照会者、条例事務関係情報照会者又は条例事務関係情報提供者に対し訂正の内容を通知する必要があることを定めたものである。

情報提供等記録は、情報の照会者又は提供者、条例事務関係情報照会者又は条例事務関係情報提供者及び情報提供ネットワークシステムを管理する内閣総理大臣において記録・保管されるものであるため、情報提供等記録を訂正した場合において、必要があると認めるときは、これらの主体に当該決定をした旨及び訂正の内容等の通知を行うことが適当である。

(訂正決定等の期限)

第34条 前条第1項及び第2項の決定(以下「訂正決定等」という。)は、訂正請求書が実施機関の事務所に到達した日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、第31条第3項において準用する第15条第4項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第21条第2項の規定は、訂正決定等について準用する。

【趣旨】

本条は、訂正決定等の原則的期限と正当な理由があるときの延長期限及び延長の方法を定めたものである。

【解釈及び運用】

第1項

本項は、訂正決定等は原則として30日以内に行わなければならないことを定めたものである。

「第31条第3項において準用する第15条第4項の規定により補正を求めた場合」には、当該補正に要した日数は、「30日」の期間に算入されない。

第2項

本項は、やむを得ない理由により、30日以内に訂正決定等ができないとき、延長することができる期間やその手続を定めたものである。

- 1 「第21条第2項の規定は、訂正決定等について準用する」とは、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合で、実施機関が前項に規定する期間内に訂正決定等を行うことが困難なときは、30日以内に限り延長することができること及び前項に規定する期間を延長したときは、延長の期間や理由を訂正請求者に書面により通知しなければならないことをいう。
- 2 実施機関は本項の規定を適用するときは、最大限60日まで延長することができることとなる。
- 3 60日以内に訂正決定等ができないような請求内容の場合には、次条に定める訂正決定等の期限の特例により、実施機関は対応することとなる。実施機関は、請求から30日以内に訂正決定等を行うことが困難な場合は、本条による30日以内の延長、又は次条に定める期限の特例のどちらにより対応するのかを判断し、訂正請求から30日以内に、延長の期間等を訂正請求者に通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第35条 実施機関は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 前条第2項の規定により準用する第21条第2項前段の規定又は前項前段の規定により期間を延長している場合において、災害その他やむを得ない理由があるときは、再度相当の期間を延長することができる。この場合においては、第21条第2項後段の規定を準用する。

【趣旨】

本条は、事実関係の確認のための調査や、訂正を行うか否かの判断を行うに当たって期間を要するなどの理由から、訂正決定等に特に長期間を要すると認められ、第34条第2項の延長期限内に訂正決定等を行うことが困難な場合における期限の特例を定めるとともに、本条1項による期間の特例延長をしている場合に、災害その他やむを得ない理由が発生したときは、再度延長することができることを定めたものである。

【解釈及び運用】

第1項

「相当の期間」とは、実施機関が訂正決定等を行うに当たって必要とされる合理的な期間をいう。期限を設けることによって請求者の立場が不安定になることを防ぐため、調査・判断等の困難性を考慮しつつ、適切な期間を設定する必要がある。

第2項

第22条第2項の【解釈及び運用】を参照のこと。

(事案の移送)

第36条 実施機関は、訂正請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が第24条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第33条第1項の決定をしたときは、移送をした実施機関は、当該決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。

【趣旨】

本条は、訂正請求に係る保有個人情報が他の実施機関に移送した事案についての開示に係るものであるときなど、当該他の実施機関の判断に委ねた方が迅速かつ適切な処理に資することがあると考えられるため、実施機関は、当該他の実施機関との協議の上、事案を移送することができることとし、その要件及び手続を定めたものである。

なお、情報提供等記録については、他機関で訂正等の決定をする場合が想定されないため、移送に関する手続きを適用除外とする。よって、本条においては保有個人情報から情報提供等記録を除外する。（以下「解釈及び運用」においても同じ。）

【解釈及び運用】

1 「正当な理由」とは、本項で例示された「訂正請求に係る保有個人情報が第24条第3項の規定に基づく開示に係るものであるとき」のほか、訂正請求に係る保有個人情報の重要な部分が他の実施機関の事務・事業に係るものである場合などであって、他の実施機関の判断に委ねた方が適当な場合である。

2 「移送をした実施機関が移送前にした行為」には、第31条第3項において準用する第15条第4項の規定による訂正請求書の補正など、移送をした実施機関がこの条例に基づき移送前にした行為すべてを含む。移送前にした行為が移送後も移送を受けた実施機関の行為として有効となるよう規定したものである。

3 「移送を受けた実施機関が第33条第1項の決定をしたときは、移送をした実施機関は、当該決定に基づき訂正の実施を行わなければならない」とは、訂正請求に係る事案の移送の場合、移送を受けた実施機関が訂正決定等を行わなければならないが、訂正の実施は請求に係る保有個人情報を保有する実施機関が行わなければならないことを定めたものである。

(利用停止等請求権)

第37条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の消去又は利用若しくは提供の停止（以下「利用停止等」という。）に関して他の法令等により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

- (1) 第7条の規定に違反して収集されているとき、第8条若しくは第8条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有個人情報の消去又は利用の停止
 - (2) 第8条、第8条の3又は第9条の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止
- 2 第14条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による請求（以下「利用停止等請求」という。）について準用する。
- 3 利用停止等請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

【趣旨】

本条は、開示を受けた自己を本人とする保有個人情報が第7条（収集の制限）に違反して収集されたと認めるとき、又は第8条（利用及び提供の制限）若しくは第9条（オンライン結合による提供の制限）に違反して利用又は提供されていると認めるときは、その消去又は利用若しくは提供の停止を請求することができることを明らかにしたものであり、個人の権利利益を保護するため、開示請求及び訂正請求と同様に、条例上の権利として創設したものである。

なお、情報提供等記録については、システム上自動保存されるものであり、利用制限等に違反する取扱いが想定されないため、利用停止請求権を認めない。よって、本条においては保有個人情報から情報提供等記録を除外する。（以下「解釈及び運用」においても同じ。）

【解釈及び運用】

第1項

- 1 「自己を本人とする保有個人情報」とは、第30条第1項で「自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第37条第1項において同じ。）」と規定されているとおり、第26条第1項又は第27条第3項の規定又は他の法令等の規定により開示を受けた保有個人情報をいう。つまり、利用停止等請求の対象となる保有個人情報は明確に特定されている必要があることから、開示を受けた保有個人情報であることを前提とする趣旨である。
- 2 本項ただし書は、「他の法令等により特別の手續が定められているとき」には、当該他の法令等の規定により利用停止等を行えば本条の目的は達成することができるため、本条の規定は適用しないこととしたものである。
- 3 「第7条の規定に違反して収集されている」とは、保有個人情報が次のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 個人情報取扱事務の目的を明確にしないで収集されている場合（第7条第1項）
 - (2) 個人情報取扱事務の目的を達成するために必要な範囲を超えて収集されている場合（第7条第1項）
 - (3) 適法な方法によらずに収集されている場合（第7条第1項）
 - (4) 本人の同意に基づくときなど適用除外に該当する場合以外に、本人以外から収集されてい

る場合（第7条第2項）

- (5) 収集が禁止されている個人情報法令等の規定に基づくときなど適用除外に該当する場合以外に収集されている場合（第7条第3項）
- 4 「第8条の規定に違反して利用されている」とは、保有個人情報が、目的外利用できる場合に該当しない場合であるにもかかわらず、個人情報取扱事務の目的以外の目的に利用されている場合（第8条第1項）をいう。
- 5 「第8条の2の規定に違反して利用されているとき」とは、特定個人情報が、目的外利用できる場合に該当しない場合であるにもかかわらず、個人情報取扱事務の目的以外の目的に利用されている場合（第8条の2第1項及び第2項）をいう。
- 6 「番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき」とは、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合のみ特定個人情報（他人の個人番号を含むものに限る。）を収集・保管ができるという番号法第20条の規定に違反して収集・保管を行っている場合をいう。
- 7 「番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき」とは、番号法第19条第12号から第16号までのいずれかに該当して特定個人情報を提供し、又は提供を受けることができる場合のみ特定個人情報ファイルを作成できるという番号法第29条の規定に違反して特定個人情報ファイルを作成している場合をいう。
- 8 「第8条、第8条の3又は第9条の規定に違反して提供されている」とは、保有個人情報が次のいずれかに該当する場合をいう。
- (1) 目的外提供できる場合に該当しない場合であるにもかかわらず、個人情報取扱事務の目的以外の目的に提供されている場合（第8条第1項）
- (2) 番号法第19条各号のいずれにも該当しないにもかかわらず、特定個人情報を提供している場合（第8条の3）
- (3) 法令等の規定に基づくことなく、国や他の都道府県が共用する情報システム以外の方法により、又は審査会の意見を事前に聴取せずに、オンライン結合により提供されている場合（第9条）

第2項

本項は、開示請求の場合と同様に、実施機関が定めるところにより、代理人又は遺族等によって利用停止等請求を行うことができることを定めるとともに、権利の濫用が許されないことを明らかにしたものである。

- 1 代理人が開示を受けた保有個人情報については、本人も利用停止等請求をすることができ、また、本人が開示を受けた保有個人情報については、代理人も利用停止等請求をすることができる。
- 2 遺族等が開示を受けた保有個人情報については、当該遺族等が利用停止等請求をすることができる。
- 3 「請求する権利を濫用してはならない」ことについては、第14条第4項の【解釈及び運用】を参照のこと。

第3項

訂正請求と同様（第30条第3項）、制度の安定的な運用の観点から、保有個人情報の開示を受けた日から利用停止等請求を行うことができる期間を90日以内と定めたものである。

(利用停止等請求の手續)

第38条 利用停止等請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書(第41条において「利用停止等請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 利用停止等請求をしようとする者の氏名及び住所
- (2) 代理人による利用停止等請求の場合にあっては、本人の氏名及び住所
- (3) 遺族等による利用停止等請求の場合にあっては、当該死者の氏名及び死亡時の住所
- (4) 利用停止等請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するために必要な事項
- (5) 利用停止等請求の内容及び理由

2 第15条第2項及び第4項の規定は、利用停止等請求について準用する。

【趣旨】

本条は、自己の保有個人情報の利用停止等請求をする場合の具体的な手續等を定めたものである。

【解釈及び運用】

第1項

本項は、自己の保有個人情報の利用停止等請求をしようとする者は、本項各号に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならないことを定めたものである。

- 1 「利用停止等請求をしようとする者の氏名及び住所」とは、実際に利用停止等請求をしようとする者の氏名及び住所をいい、本人が利用停止等請求をする場合は、本人の氏名及び住所を、法定代理人が利用停止等請求をする場合は、法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人の場合は、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)を、任意代理人が利用停止等請求する場合は本人の氏名及び住所並びに任意代理人の氏名及び住所を、遺族等が利用停止等請求をする場合は、遺族等の氏名及び住所を、それぞれ記載することになる。

また、法定代理人が利用停止等請求をする場合には、本人の氏名及び住所を、遺族等が利用停止等請求をする場合には、当該死者の氏名及び死亡時の住所を、併せて記載することになる。

- 2 「利用停止等請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するために必要な事項」とは、開示を受けた日が特定されれば利用停止等請求に係る保有個人情報の特定は可能であることから「開示を受けた日」を記載することとし、当該日を請求者が失念している場合には、求められている保有個人情報記録された公文書を実施機関の職員が特定するに足りる情報(必要に応じ、開示を受けた時期及び場所など)を記載することとしたものである。
- 3 「利用停止等請求の内容及び理由」とは、利用停止等が必要な箇所及び利用停止等をすべき内容及び違反して収集又は利用若しくは提供されたと認められる具体的な理由をいう。

第2項

本項は、開示請求の場合と同様に、利用停止等請求をしようとする者は、本人、代理人又は遺族等であることを証明するために必要な書類を提示又は提出する必要があること及び利用停止等請求書に形式上の不備がある場合の補正の手續について定めたものである。

- 1 「第15条第2項の規定を準用する」とは、利用停止等請求をしようとする者は、自己が当該利用停止等請求に係る個人情報の本人、その代理人又はその遺族等であることを証明するために必要な書類を実施機関に提示又は提出する必要があることをいう。
- 2 「第15条第4項の規定を準用する」とは、利用停止等請求書に形式上の不備がある場合には、当該不備について補正するよう利用停止等請求者に求めることができることをいう。

なお、この場合には、実施機関は、利用停止等請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の利用停止等義務)

第39条 実施機関は、利用停止等請求があった場合において、必要な調査を行い、当該利用停止等請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止等請求に係る保有個人情報の利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止等を行うことにより、当該保有個人情報を取り扱う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

【趣旨】

本条は、保有個人情報の利用停止等請求があった場合、実施機関は必要な調査を行い、利用停止等請求に理由があると認めるときは、利用停止等をすべき義務があることを定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 利用停止等の目的は、違反行為に対する実施機関の反省と以後の違反行為の抑制にあり、既になされた実施機関の違法な収集又は利用若しくは提供の原状回復を目的としたものではない。
- 2 「利用停止等請求に理由があると認めるとき」とは、第37条第1項第1号又は第2号に該当する違反の事実があると実施機関が認めるときをいう。その判断に当たっては、実施機関の所掌事務、保有個人情報の性質や利用目的、収集又は利用若しくは提供の実態など事実を基に客観的に行う必要がある。
- 3 「当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で」とは、例えば、利用停止請求に係る保有個人情報について、そのすべての利用が違反していればすべての利用停止を、一部の利用が違反していれば一部の利用停止を行う必要があることを示すものである。また、利用目的外の利用を理由として本人から保有個人情報の消去を求められた場合には、当該利用目的外の利用を停止すれば足りる。
なお、利用停止等の効果の及ぶ範囲は、当該請求を受けた保有個人情報自体である。したがって、利用停止等がなされる前の当該保有個人情報に基づいて既になされた行政行為（処分）の効力に当然に影響を及ぼすものではない。
- 4 また、利用停止等請求は、当該請求に係る保有個人情報についてのみ及ぶものであり、実施機関はその限りにおいてのみ利用停止等の義務を負うものである。しかし、同様の違法な収集又は利用若しくは提供が他の保有個人情報についても行われているときは、やはり条例違反の状態が生じているのであり、条例を遵守する義務のある実施機関としては、他の保有個人情報についても自主的に利用停止等の措置をとるべきである。
- 5 利用停止等請求に理由がある場合であっても、利用停止等を行うことによって保護される本人の権利利益と損なわれる公共の利益との比較衡量を行った結果、後者が優るような場合にまで利用停止等を行うことは、公共の利益の観点から適当でない。このため、利用停止等請求に係る保有個人情報の利用停止等を行うことより、例えば、当該請求者又は第三者の生命、身体、財産その他の利益を害するおそれがあるときなど、事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるときは、実施機関は、当該保有個人情報の利用停止等を行う義務を負わないこととしたものである。
- 6 なお、利用停止等請求が有意義なものとなるためには、実施機関としては利用停止等決定がなされるまでにおいても、特に当該請求者の権利利益を保護する必要があると考えられる場合には、当該保有個人情報の一時的な利用停止等も検討する必要がある。

(利用停止等請求に対する措置)

第40条 実施機関は、利用停止等請求に係る保有個人情報の全部又は一部の利用停止等をするときは、その旨の決定をし、利用停止等請求をした者（以下「利用停止等請求者」という。）に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、利用停止等請求に係る保有個人情報の全部の利用停止等をしないときは、利用停止等をしない旨の決定をし、利用停止等請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、前2項の規定により利用停止等請求に係る保有個人情報の全部又は一部の利用停止等をしないときは、利用停止等請求者に対し、前2項に規定する書面により、その理由を示さなければならない。

【趣旨】

本条は、利用停止等請求に対して、実施機関がいかなる措置をとるべきかを定めたものである。

【解釈及び運用】

第1項

本項は、実施機関は、利用停止等請求があった保有個人情報の全部又は一部の利用停止等をする決定をした場合には、その内容等を利用停止等請求者に書面で通知しなければならないことを定めたものである。

1 消去の方法としては、次のものが考えられる。

(1) 消去すべき保有個人情報が記録された部分を黒塗りする。この場合、余白に利用停止等請求により消去した旨及び消去した年月日を記載するなど、消去の経過を明らかにしておく。

(2) 消去することとした保有個人情報が当該公文書のすべてである場合には、消去すべき保有個人情報が記録された公文書を廃棄、焼却する。

(3) 消去することとした保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合には、当該電磁的記録の該当する部分について、完全に消去する。

2 利用又は提供の停止の方法としては、利用停止等請求に係る保有個人情報の内容、記録媒体等に応じ、当該保有個人情報の廃棄若しくは消去、収集の中止、利用・提供の中止等を行うこととなる。

また、利用・提供先に対しても、廃棄等の依頼を行う必要がある。

3 本項に基づく決定については、審査請求及び取消訴訟をすることができることについて教示する必要がある（行政不服審査法第82条及び行政事件訴訟法第46条）。

第2項

本項は、実施機関は、利用停止等請求があった保有個人情報の全部の利用停止等をしない決定をした場合には、その旨を利用停止等請求者に書面で通知しなければならないことを定めたものである。

本項に基づく決定についても、審査請求及び取消訴訟をすることができることについて教示する必要がある（行政不服審査法第82条及び行政事件訴訟法第46条）。

第3項

本項は、保有個人情報の全部又は一部の利用停止等をしない場合の理由付記の必要性について定めたものである。

1 「理由を示さなければならない」とは、非利用停止等決定又は部分利用停止等決定をした場合に、その理由を示さなければならないことを実施機関に義務付けたものである。

2 「理由を示さなければならない」こととしたのは、実施機関の慎重かつ合理的な判断を確保するとともに、当事者が争訟を提起するための便宜等を考慮したものであり、実施機関は利用停止等をしない理由を客観的に理解できる程度に記載する必要がある。

全然理由を付さなかったり、理由らしき理由を付さなかったときは、決定に形式上の瑕疵があるとされる。

(利用停止等決定等の期限)

第41条 前条第1項及び第2項の決定(以下「利用停止等決定等」という。)は、利用停止等請求書が実施機関の事務所に到達した日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、第38条第2項において準用する第15条第4項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第21条第2項の規定は、利用停止等決定等について準用する。

【趣旨】

本条は、利用停止等決定等の原則的期限と正当な理由があるときの延長期限及び延長の方法を定めたものである。

【解釈及び運用】

第1項

本項は、利用停止等決定等は原則として30日以内に行わなければならないことを定めたものである。

「第38条第2項において準用する第15条第4項の規定により補正を求めた場合」には、当該補正に要した日数は、「30日」の期間に算入されない。

第2項

本項は、やむを得ない理由により、30日以内に利用停止等決定等ができないとき、延長することができる期間やその手続を定めたものである。

- 1 「第21条第2項の規定は、利用停止等決定等について準用する」とは、事務処理上の困難その他正当な理由がある場合で、実施機関が前項に規定する期間内に利用停止等決定等を行うことが困難なときは、30日以内に限り延長することができること及び前項に規定する期間を延長したときは、延長の期間や理由を利用停止等請求者に書面により通知しなければならないことをいう。
- 2 実施機関は本項の規定を適用するときは、最大限60日まで延長することができることとなる。
- 3 60日以内に利用停止等決定等ができないような請求内容の場合には、次条に定める利用停止等決定等の期限の特例により、実施機関は対応することとなる。実施機関は、請求から30日以内に利用停止等決定等を行うことが困難な場合は、本条による30日以内の延長、又は次条に定める期限の特例のどちらにより対応するのかを判断し、利用停止等請求から30日以内に、延長の期間等を利用停止等請求者に通知しなければならない。

(利用停止等決定等の期限の特例)

第42条 実施機関は、利用停止等決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止等決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止等請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止等決定等をする期限

2 前条第2項の規定により準用する第21条第2項前段の規定又は前項前段の規定により期間を延長している場合において、災害その他やむを得ない理由があるときは、再度相当の期間を延長することができる。この場合においては、第21条第2項後段の規定を準用する。

【趣旨】

本条は、事実関係の確認のための調査や、利用停止等決定等を行うか否かの判断を行うに当たって期間を要するなどの理由から、利用停止等決定等に特に長期間を要すると認められ、第41条第2項の延長期限内に利用停止等決定等を行うことが困難な場合における期限の特例を定めるとともに、本条1項による期間の特例延長をしている場合に、災害その他やむを得ない理由が発生したときは、再度延長することができることを定めたものである。

【解釈及び運用】

第1項

「相当の期間」とは、実施機関が利用停止等決定等を行うに当たって必要とされる合理的な期間をいう。期限を設けることによって請求者の立場が不安定になることを防ぐため、調査・判断等の困難性を考慮しつつ、適切な期間を設定する必要がある。

第2項

第22条第2項の【解釈及び運用】を参照のこと。

(県が設立した地方独立行政法人に対する審査請求)

第42条の2 県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等、利用停止等決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止等請求に係る不作為について不服がある者は、当該地方独立行政法人に対し、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく審査請求をすることができる。

【趣旨】

本条は、県が設立した地方独立行政法人がした開示決定等、訂正決定等、利用停止等決定等又は当該地方独立行政法人に対する開示請求、訂正請求若しくは利用停止等請求に係る不作為について、行政不服審査法に基づく審査請求をすることができることを、確認的に明らかにしたものである。

【解釈及び運用】

- 1 地方独立行政法人に対する審査請求は、上級行政庁が存在しないため、当該地方独立行政法人に対して行うこととなる。
- 2 地方独立行政法人の開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止等決定等について、審査請求があった場合は、第43条の規定により審査会に諮問することになる。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第42条の3 開示決定等、訂正決定等、利用停止等決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止等請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。ただし、第45条第1項の審査請求があったときにおいて、審査会に諮問しないとき（次条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）は、この限りでない。

【趣旨】

本条は、開示決定等、訂正決定等、利用停止等決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止等請求に係る不作為に係る審査請求について、行政不服審査法第9条第1項の審理員による審理手続に関する規定の適用除外とすることを、規定したものである。

【解釈及び運用】

1 審理員による審理手続

審査請求がされた行政庁は、審理手続を行う審理員を指名し、指名された審理員は、審査請求人に対し主張書面等の提出を求めるなどの審理手続を行うことと、行政不服審査法で規定された。

2 適用除外

行政不服審査法第9条第1項ただし書きの規定により、「条例に基づく処分」について、条例で特別の定めを設ける場合、審理員を指名しないことができる。

審査会は、条例に基づき設置されている弁護士や学識経験者等の第三者で構成されている、知事の附属機関である。審査会では審査請求人と処分庁の双方の主張を聴き、対象となった公文書を実際に見分（インカメラ審理）したうえで、開示決定等などの妥当性について審議しており、審理員が行う審理手続と同等の審理を行ってきており、現在までの事例等の蓄積を活かした専門的で公正かつ適正な判断を行うことができるため、審理員を指名しないこととしている。

なお、議会においては、審査会への諮問は任意であるため、諮問を行わないときは、審理員を指名し審理手続を行うこととなる。

(諮問等)

第43条 開示決定等、訂正決定等、利用停止等決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止等請求に係る不作為に係る審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関（議会を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、審査会に諮問しなければならない。

- (1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。
 - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）
 - (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部の訂正をすることとする場合
 - (4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部の利用停止等をする場合
- 2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。
- 3 開示決定に対する第三者からの審査請求があったときは、実施機関は、審査会の答申を受けるまで、開示を停止するものとする。
- 4 実施機関は、第1項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
- 5 前項の場合において、当該裁決は、審査請求書が実施機関の事務所に到達した日から起算して90日以内に行うよう努めなければならない。

【趣旨】

本条は、開示決定等、訂正決定等、利用停止等決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止等請求に係る不作為について、実施機関に対して行政不服審査法の規定に基づく審査請求があった場合に、実施機関は審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求に対する裁決を行わなければならないことを定めたものである。

【解釈及び運用】

第1項

- 1 「審査請求があったとき」とは、開示決定等、訂正決定等又は利用停止等決定等を行った場合や開示請求、訂正請求若しくは利用停止等請求に係る不作為の場合に、請求者が審査請求を行ったときのほか、請求者以外の第三者の個人情報が含まれた保有個人情報について開示決定された場合に、当該第三者が開示決定の取り消しを求める審査請求を起こすときを含む。
- 2 「議会を除く」としていることについては、第45条を参照。
- 3 「審査請求が不適法であり、却下するとき」とは、審査請求が、法定の審査請求期間（開示を受けた日ではなく、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内）経過後になされたときや、審査請求をすることができない者（利害関係のない者、委任を受けていない（自称）代理人）等からなされたとき等のように、要件不備により却下されるべきときをいう。
- 4 「裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合」とは、実施機関が非開示決定を裁決で取り消し又は変更し、全部を開示することとする場合をいい、開示請求者が審査請求人である場合には、当該審査請求人にとっては審査請求の内容が満たされることになり、審査請求を継続する必要がないことから、諮問する義務を免除したものである。

第3号の訂正決定等及び第4号の利用停止等決定等の場合についても、同趣旨である。

5 「当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く」のは、当該開示決定等に反対意見書が出されている場合には、実施機関が当該開示決定等を取り消し又は変更し、全部を開示することは、反対意見書を提出したものの権利利益を侵害するおそれがあることから、諮問する必要があるためである。

第2項

本項は、行政不服審査法第29条第2項の規定により、審査庁（法第9条第3項の規定による審理員からの読み替え）が、処分庁等に対し、必ず弁明書の提出を求めることになったため、諮問時に弁明書の写しを添付させることを定めたものである。

第3項

本項は、第三者からの審査請求があったとき、実施機関が、職権により開示の停止を行うこと定めたものである。

本項の規定により、審査請求人が執行停止の申立てをしなくても、審査請求が提起されると、審査会の答申を得て、審査請求を却下し又は棄却する裁決が行われるまで（審査請求を認容する場合にあっては、当該審査請求に係る開示決定等を変更する裁決が行われるまで、又は当該審査請求に係る開示決定等を取り消す裁決の趣旨に従った新たな開示決定等が行われるまで）、実施機関は開示を停止しなければならない。

第4項

本項は、答申と答申を受けた実施機関の判断の関係について定めたものである。審査会が第三者的な不服審査機関であるとの性格を考え、実施機関は審査会の答申を尊重すべきことが明記されている。

- 1 「これを尊重して」とは、審査会の附属機関としての性格上、実施機関がその判断に法的に拘束されることはないが、審査会の設置の趣旨から、特段の事情がない限り、実施機関は、審査会の判断を尊重して審査請求に対する裁決をしなければならないことをいう。
- 2 実施機関が答申と異なる判断を行う場合には、答申内容の併記は勿論、答申と異なる判断理由の十分な提示が求められるが、審査会により行われた調査審議の手続を考えると、実際には答申と異なる判断の正当な根拠事由を見出すのは困難であると思われる。

第5項

本項は、審査請求に対する裁決は、審査請求書が到達した日から90日以内に行うよう努めなければならないことを定めたものである。

したがって、審査会からの答申が大幅に遅れる等、特別の事情がない限り、この期限を守るよう努めなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第44条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止等請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

【趣旨】

本条は、諮問をした実施機関に対し、審査会に諮問をした旨を審査請求人等の関係者に通知する義務があることを定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「審査請求人」には、開示請求をした者、訂正請求をした者又は利用停止等請求をした者本人のほか、開示請求をした者への開示決定若しくは部分開示決定に対して、自己に関わる情報が記録されていることを理由に審査請求をした第三者が含まれることに留意する必要がある。
なお、第三者の範囲については、第25条参照。
- 2 「参加人」とは、行政不服審査法第13条の規定により、申請に基づき又は職権で不服申立手続に参加する利害関係人であり、審査請求人と利害を一にするか、反対利害関係を有するか否かを問わない。参加には、審査庁の許可を要する。
- 3 第2号の規定は、第三者からの審査請求を想定した規定である。したがって、開示請求者に対してなされた開示決定（全部開示決定及び部分開示決定）、訂正請求者に対してなされた訂正決定（全部訂正決定及び部分訂正決定）並びに利用停止等請求者に対してなされた利用停止等決定（全部利用停止等決定及び部分利用停止等決定）に対して、自己に関する個人情報が記載されている第三者が当該決定に審査請求をした場合に適用される。なお、開示請求者、訂正請求者及び利用停止等請求者が審査請求を行い、又は不服申立て手続に参加していれば、本号ではなく、第1号で通知される。
- 4 「反対意見書を提出した第三者」とは、開示請求に係る保有個人情報に、開示請求者以外の第三者に関する情報が記録されている場合に、当該第三者には意見書を提出する機会が与えられる（第25条）。当該第三者が意見書を提出した場合には、当該第三者は審査会に諮問がなされた旨通知を受けるというものである。意見書を提出している場合でも、開示決定等に対して審査請求をしていたり、既に不服申立手続に参加している場合には、本号ではなく、第1号により通知される。

(議会からの諮問等)

第45条 議会が行った開示決定等、訂正決定等、利用停止等決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止等請求に係る不作為について、審査請求があったときは、議会は、第43条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問することができる。

2 前項の規定により議会が諮問する場合においては、第43条第2項から第5項まで及び前条の規定を準用する。

【趣旨】

本条は、議会の開示決定等に対する審査請求については、他の実施機関と異なり、審査会への諮問が任意であることを明確にしたものである。

【解釈及び運用】

- 1 知事と議会とはいずれも住民の直接選挙によって選ばれ、執行機関と議決機関としてそれぞれの立場において相互に抑制し、その均衡と調和の上で行政が執行されていくという地方自治法の枠組からすれば、議会が知事の附属機関である「・・・審査会に諮問しなければならない。」(第43条第1項)というのは、表現として適当でない。
- 2 議会が独自に審査会を持つことも考えられるが、知事の附属機関であるとはいうものの、審査会は独立した機関であるから、審査会に諮問できないこととする必要はない。そこで、本条は第43条第1項で「(議会を除く)」と規定されたことを受けて、審査会への諮問は議会の任意であることを明確にした上で、諮問が可能である旨を定めたものである。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第46条 第25条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等(審査請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

【趣旨】

本条は、審査請求に対する裁決又は決定と開示の実施日との間に少なくとも2週間を置くことなどにより、第三者が取消訴訟を提起する機会を保障しようとするものである。

【解釈及び運用】

1 「開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決」をする場合に第25条第3項の規定を準用するのは、開示決定の取消しを求める第三者が審査請求をした場合は、実施機関は第43条第2項の規定により開示を停止することとなるが、審査請求を却下又は棄却する裁決がなされて直ちに開示がされれば、第三者が開示決定に対する取消訴訟を提起する機会を失ってしまうことになるため、裁決と開示の実施日との間に相当の期間を置く必要があるためである。

2 「審査請求に係る開示決定等を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決」をする場合に第25条第3項の規定を準用するのは、非開示決定が開示請求者によって争われ、非開示決定を変更し保有個人情報を開示する旨の決定がなされた場合においても、第三者が開示の実施前に、開示する旨の決定を争う機会を保障する必要があるためである。

ただし、開示決定等に対する審査請求において、第三者が参加人となり、開示に反対の意思を表示している場合以外は、出訴の便宜を図るため、開示の実施を遅らせることを正当化する根拠は必ずしも十分とはいえない。すなわち、速やかな開示実施を求める審査請求人の立場も考慮すれば、開示の実施を遅らせることを正当化するためには、非開示決定に対する審査請求において、当該第三者が、参加人となって非開示決定を擁護していたことが必要という考えに立って、そのような場合に限り、第25条第2項を準用することとしている。

(事業者に対する個人情報の保護施策)

第47条 知事は、事業者が個人情報の保護について適切な措置を講ずることができるよう、意識の啓発その他必要な施策の推進に努めなければならない。

【趣旨】

本条は、事業者が個人情報の保護に関し自主的に適切な措置を講ずることができるよう、知事は意識の啓発等の必要な施策の推進に努めなければならないことを定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 事業者が保有する個人情報については、個人情報保護法により保護が図られることとなるため、条例では直接的な保護対策を行うものではないが、事業者が第4条に定める責務に応じた個人情報保護のための取組みを自主的に進めることができるよう、意識の啓発その他必要な施策の推進に努めることとしている。
- 2 具体的には、次のようなことをいう。
 - (1) 事業者の意識の啓発のためのパンフレット等の作成、配布
 - (2) 事業者からの保護措置に係る個別相談

(出資法人等の個人情報の保護)

第48条 法人等で県が出資その他財政支出等を行うもののうち、知事が別に定めるもの(以下この条及び次条において「出資法人等」という。)は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及びこの条例の趣旨にのっとり、当該出資法人等の保有する個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 知事は、出資法人等に対し、個人情報を保護するため、前項に規定する必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

【趣旨】

本条は、知事が定める出資法人等自らが、個人情報保護法及びこの条例の趣旨に沿った個人情報の保護に努めるべきこと及び知事は出資法人等の個人情報の保護が推進されるよう必要な措置を講ずるよう指導に努めるべきことを定めたものである。

【解釈及び運用】

第1項

1 「県が出資その他財政支出等を行うもののうち、知事が別に定めるもの」とは、県が出資等を行う法人等のうち、その事業内容が県行政と密接な関連を有し、県行政の補完的・代行的な機能を果たしているなど実施機関に準じた公共性があり、かつ、その事業の実施に伴う個人情報の取扱いについて、個人情報保護法は適用されないが、この条例の実施機関に準じて適切な保護措置を講ずるべきものとして知事が定めるものをいう。具体的には、平成17年3月29日三重県告示第280号で対象となる法人を告示していたが、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第65号)が平成29年5月30日に全面施行されたことにより、5,000人以下の個人情報を取り扱う事業者も全て個人情報保護法の対象となったため、本条の対象となる出資法人等はない(平成29年5月26日三重県告示第349号)。

2 「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及びこの条例の趣旨にのっとり、当該出資法人等の保有する個人情報の保護に関し必要な措置」とは、個人情報保護法に定められた措置を基本としつつ、この条例に基づき実施機関が講ずることとされている「収集の制限」等の保護措置を参考に、個人情報の保護のための規定を設けたり、個人情報の保護の重要性を所属職員に認識させる研修を行う等、事業内容から勘案して必要と思われる保護措置をいう。

第2項

「指導」を行うことができるのは、地方自治法第221条(予算の執行に関する長の調査権等)等が根拠となる。

(適用除外)

第49条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。）に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報
 - (2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出た統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報
- 2 この条例の規定は、三重県立図書館その他実施機関が別に定める機関において、一般の利用その他これに準ずる利用に供することを目的として保有されている個人情報については、適用しない。
- 3 第2章第2節から第5節までの規定は、法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第4章の規定の適用を受けないこととされる保有個人情報については、適用しない。

【趣旨】

本条は、この条例の規定の適用除外となる個人情報について定めたものである。

【解釈及び運用】

第1項

本項は、統計法等に基づく統計調査等に係る個人情報については、一般に個人が識別されない形で処理され、使用されることを前提とされていること及び統計法等において秘密の保護、目的外の使用禁止、適正な管理等所要の保護措置が講じられていることから、この条例の規定を適用しないことを定めたものである。

- 1 「統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう。
(例) 国勢調査、家計調査、労働力調査
- 2 「同条第7項に規定する一般統計調査」とは、統計法第2条第1項に規定する行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外のものをいう。
- 3 「同条第11項に規定する調査票情報」とは、統計調査によって集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録されているものをいう。
- 4 「その他の同法第52条第1項に規定する個人情報」とは、統計法第2条第8項に規定する事業所母集団データベースに含まれる個人情報等をいう。
- 5 「統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出た統計調査」とは、同項に、地方公共団体（地方公共団体の規模を勘案して政令で定めるものに限る。）の長その他の執行機関は、統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、調査の名称及び目的、調査対象の範囲等を総務大臣に届け出なければならない旨が規定されているが、この規定により届け出た統計調査をいう。
(例) 小売物価統計調査、生産動態統計調査

第2項

本項は、図書館等の県の施設で一般の利用に供することを目的として保有している個人情報については、当該施設の利用規程等により閲覧等の手続が定められていることから、この条例の規定を適用しないことを定めたものである。

- 1 「その他実施機関が別に定める機関」については、第2条第4号の【解釈及び運用】を参照。

- 2 「一般の利用その他これに準ずる利用に供することを目的として保有されている個人情報」とは、図書館等が県民等に対して、閲覧、貸出等に供することを目的に管理している図書、資料、刊行物等に記録されている個人情報をいう。したがって、これらの施設が保有する個人情報であっても、事務の遂行のために作成し、又は取得したものであって、県民等の一般の利用に供することを予定しないものは、この条例の規定が適用される。

第3項

本項は、いわゆる犯歴情報及び法律の規定により公文書の開示、訂正又は利用停止等に関して独自の完結した制度が整備された個人情報については、この条例に基づく保有個人情報の開示、訂正及び利用停止等並びに審査請求に基づく諮問等を行わないことを定めたものである。

「法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第4章の規定の適用を受けないこととされる保有個人情報」とは、次の保有個人情報をいう。

- (1) 行政機関個人情報保護法第45条第1項に規定する保有個人情報

行政機関個人情報保護法第45条第1項

（適用除外等）

第45条 第4章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。

- (2) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成15年法律第61号）などによって設けられた次のような規定により適用除外とされた保有個人情報

例) 商業登記法第141条

（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外）

第141条 登記簿及びその附属書類に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第5項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第4章の規定は、適用しない。

不動産登記法第155条

（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外）

第155条 登記簿等に記録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第5項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第4章の規定は、適用しない。

刑事訴訟法第53条の2第2項

（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外）

第53条の2 略

2 訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第4章及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第4章の規定は、適用しない。

(苦情処理)

第50条 実施機関は、実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

【趣旨】

本条は、実施機関における個人情報の利用・提供等に関する各種の苦情について、実施機関がその適切かつ迅速な処理に努めなければならないことを定めたものである。

【解釈及び運用】

個人情報の利用・提供等に関する各種の苦情については、訴訟等によるよりも、苦情処理によって簡易迅速な解決を図ることが適当なものも少なくなく、また、実施機関においても、これらに誠実かつ迅速に対応することが、県民からの信頼を確保するために重要である。このため、これらの苦情に対しては、実施機関の責任において適切かつ迅速な処理に努めることが必要である。

(運用状況の公表)

第51条 知事は、毎年1回、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

【趣旨】

本条は、条例の実施状況の公表に関する知事の責務を定めたものである。

知事は条例の実施状況を把握するとともに、これを広く周知させることによって本条例の適正な利用及び個人情報保護制度の健全な発展を推進することを定めたものである。

【解釈及び運用】

1 本条による実施状況の公表事項は、次のとおりである（三重県個人情報保護条例施行規則第23条）。

- (1) 開示請求、訂正請求及び利用停止等請求の件数
- (2) 開示決定等、訂正決定等及び利用停止等決定等の状況
- (3) 審査請求の状況
- (4) その他必要な事項

2 公表事項の取りまとめ及び公表の時期

知事は、各実施機関における前年度の実施状況を取りまとめて、三重県公報に登載することによって公表するものとする。

(委任)

第52条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

【趣旨】

本条は、この条例を実施するために必要な事項は、各実施機関がそれぞれ定めることとしたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「条例の施行に関し必要な事項」とは、個人情報取扱事務登録簿、個人情報開示請求書、個人情報開示決定通知書等の諸様式等本条例を施行するために必要な手続的、細目的事項をいう。
- 2 「実施機関が別に定める」とは、各実施機関がそれぞれ規則、規程等により規定することをいう。知事については、三重県個人情報保護条例施行規則（平成14年三重県規則第45号）が制定されているが、知事以外の実施機関についても、それぞれ規則や規程等が制定されている。

第53条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第13条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された電子個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

本条は、実施機関の職員等が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された電子個人情報ファイルを提供することを処罰することを定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「正当な理由がないのに」とは、次のような正当な理由がある場合以外の場合をいう。
個人情報取扱事務の目的の達成に必要な範囲内で個人情報を提供する場合
個人情報の提供が第8条第1項各号の規定に該当する場合
オンライン結合による個人情報の提供が第9条各号の規定に該当する場合
- 2 「個人の秘密」とは、個人に関する一般に知られていない事実であって、他に知られないことについて相当の利益を有するもの、すなわち、非公知性及び秘匿の必要性の2つの要素を具備しているものをいう。
- 3 「電子個人情報ファイル」は、第6条第1項第8号の【解釈及び運用】を参照。
- 4 「複製」とは、例えばデータベースをダウンロードして自己所有のCD-ROMに複写することなどをいい、「加工」とは、データベースの内容に変更を加え、データを並べ替えることや、選択的に抽出することなどをいう。
- 5 「提供」とは、電子個人情報ファイルを第三者が利用できる状態に置くことをいう。例えば、ネットワークを通じた提供や、CD-ROM等の記録媒体による提供のほか、パスワード等を第三者に渡して電子個人情報ファイルを管理するシステムを直接操作させることなどが想定される。
- 6 本条の罪の典型例としては、職員又は受託業者が、個人の秘密が記録されているデータベース等を記録媒体に複写して、不正に譲渡した場合が考えられる。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

本条は、実施機関の職員等が、保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用することを処罰することを定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「その業務に関して知り得た保有個人情報」は、過去に従事した業務か、現在従事している業務かは問わない。また、個人の秘密に関わるものか否か、電子計算機処理されているものか否かなど、その内容・形態も問わないものである。
- 2 「提供」については、第53条を参照。
「盗用」とは、自己又は第三者の利益のために不法に利用することをいう。「提供」と異なり、保有個人情報の内容が記録媒体の移転等により伝達されることまでは含まない。
- 3 本条の罪の典型例としては、職員が、許認可等に係る個人の氏名、住所、電話番号等の情報が記録された名簿を、名簿業者に売却した場合が考えられる。

第55条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

【趣旨】

本条は、実施機関の職員がその職権を濫用し、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集することを処罰することを定めたものである。

【解釈及び運用】

- 1 「職権を濫用して収集する」とは、公務員が職務上有する一般的職務権限に属する事項について、職権を遂行するにつき、又は職権の行使に仮託して、実質的・具体的に違法・不当な収集をすることをいう。
- 2 「収集」とは、文書等を、集める意思をもって、進んで集める行為をいう。文書等を自己の所持に移すことが必要であり、単に読み又は見るだけの行為を含まない。人から収集する場合と、人を介しないで電子計算機等から収集する場合の両方を含む。
- 3 「専らその職務の用以外の用に供する目的」とは、収集目的のほとんどすべてが、当該職員に割り当てられた職務の用以外の用に供する目的であることをいう。本条の罪の対象は、このような目的をもって収集することが必要であり、たまたま職務遂行の過程で認知したり、公文書閲覧して知った個人の秘密を、職務の用以外の用に利用しようとする動機を持ったとしても、本条の対象とはならない。
- 4 本条の罪の典型例としては、職員が、個人的興味を満たす目的で、自己の職務を装って、他人の健康診断結果を入手する場合が考えられる。

第56条 第13条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の委託を受けた法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第53条又は第54条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

【趣旨】

本条は、受託業者の代表者や従業員等が、第53条又は第54条の違反行為をしたときは、当該代表者や従業員等を罰するほか、その受託業者も処罰することを定めたものである。受託者は、組織として受託しているものであり、違反行為を行った代表者や従業員等を処罰するのみでは実効性が十分でないことから、受託業者も処罰することとする、いわゆる両罰規定である。

【解釈及び運用】

- 1 「法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）」は、実施機関から個人情報取扱事務を受託するものの中には、法人格を有しない団体も考えられることから、これらのうち代表者又は管理人の定めがあって組織的に事業を行うものも法人に含めるものである。
- 2 「代表者」とは、法人等を対外的に代表する機関をいい、代表取締役（会社法第362条）がその例である。「代理人」とは、法令等に基づき、法人等を代理する権限を有する者をいい、支配人（商法第20条、21条）がその例である。「使用人」とは、事業主との雇用関係に基づいて当該事業に従事する者をいう。「その他の従業者」とは、事業主の組織内でその監督の下で事業に従事するが、事業主との雇用関係は必ずしも有しないものをいう。
- 3 「その法人又は人の業務に関して」とは、当該代表者や従業員等の行為が受託業者の業務との関連で行われたことをいい、外形的にも業務と全く無関係な個人的な行為は、本条の両罰規定の対象とはならない。

第57条 偽りその他不正の手段により、第26条第1項又は第27条第3項の規定による保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

【趣旨】

本条は、開示請求権の適正な行使を担保するため、偽りその他不正の手段により保有個人情報の開示を受けた者に対し、行政上の秩序違反行為に対する制裁としての秩序罰（過料）を科することを定めたものである。

【解釈及び運用】

「偽りその他不正の手段」とは、保有個人情報の開示を受ける手段で真実でない又は不正なものをいい、例えば他人の身分証明書等の使用により、他人になりすまして、他人の情報の開示を受けることなどが想定される。

《条例制定時の附則》

(施行期日)

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。ただし、第6条第4項、第7条第2項第6号及び第3項ただし書、第8条第1項第6号並びに第9条第2項（審査会の意見を聴くことに係る部分に限る。）、第44条第1項及び第2項、第45条から第48条まで並びに第58条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に行われている登録対象事務についての第6条第2項の規定の適用については、同項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、この条例の施行の日以後、遅滞なく」とする。

(三重県情報公開条例の一部改正)

3 三重県情報公開条例の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「実施機関」の下に「（公安委員会及び警察本部長に限る。）」を加える。

(三重県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行の前になされた前項の規定による改正前の三重県情報公開条例第8条第1項の規定による開示請求については、なお従前の例による。

附則第1項

【趣旨】

本項は、この条例の施行期日を定めたものである。

- 1 この条例が、全体として施行されるのは平成14年10月1日からとした。
- 2 ただし、この条例の定める個人情報の取扱いの原則等の例外については、同日前に個人情報保護審査会の意見を聴く必要があることから、審査会の設置及び審査会の意見を聴くために必要な部分については、施行期日は平成14年4月1日とした。

附則第2項

【趣旨】

本項は、個人情報取扱事務登録簿への登録について、必要な経過措置を規定したものである。

この条例が施行される平成14年10月1日において現に行われている登録対象事務の登録については、この条例の施行の日以後遅滞なく登録することとした。

附則第3項

【趣旨】

本項は、本条例の施行に伴い、三重県情報公開条例について必要な改正を行うものである。

本条例により自己情報の開示請求権が規定されたことに伴い、三重県情報公開条例第8条の「公文書の本人開示」については、本条例第14条第1項の「自己情報の開示請求」によることとなるが、本条例の実施機関となっていない公安委員会及び警察本部長についてはこれまでと同様に、情報公開条例第8条第1項に規定する「公文書の本人開示」によることとした。

附則第4項

【趣旨】

本項は、前項による三重県情報公開条例の改正に伴う経過措置を定めたものである。

本条例の施行前に、改正前の三重県情報公開条例の規定に基づく公文書の本人開示については、経過措置として、施行後も改正前の三重県情報公開条例による手続を行うこととした。

附 則（平成 16 年 3 月 23 日三重県条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 28 日三重県条例第 6 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中三重県個人情報保護条例第 2 条第 2 号の改正規定（「教育委員会」の下に「、公安委員会、警察本部長」を加える部分を除く。）及び第 2 条中三重県情報公開条例第 2 条第 1 項の改正規定並びに附則第 8 項の規定 公布の日

(2) 第 1 条中三重県個人情報保護条例第 2 条第 2 号の改正規定（「教育委員会」の下に「、公安委員会、警察本部長」を加える部分に限る。）及び第 2 条中三重県情報公開条例第 8 条の改正規定並びに附則第 4 項及び第 5 項の規定 公布の日から起算して 1 年 4 月を超えない範囲内において規則で定める日（平成 18 年 2 月三重県規則第 11 号で、同 18 年 4 月 1 日から施行）

（経過措置）

2 この条例の施行の日から附則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第 1 条の規定による改正後の三重県個人情報保護条例（以下「新条例」という。）第 7 条及び第 8 条の規定の適用については、新条例第 7 条第 2 項第 7 号中「他の実施機関」とあるのは、「他の実施機関（公安委員会及び警察本部長を含む。）」とする。

3 この条例の施行の際現にされている第 1 条の規定による改正前の三重県個人情報保護条例第 14 条第 1 項若しくは第 2 項（第 27 条第 2 項又は第 32 条第 3 項において準用する場合を含む。）、第 27 条第 1 項又は第 32 条第 1 項若しくは第 2 項による請求については、なお従前の例による。

4 附則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行の際現に公安委員会又は警察本部長が行っている新条例第 6 条第 1 項に規定する登録対象事務についての新条例第 6 条の規定の適用については、同条第 2 項中「を開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「で現に行われているものについては、三重県個人情報保護条例及び三重県情報公開条例の一部を改正する条例（平成 17 年三重県条例第 6 号）附則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行の日以後、遅滞なく」とする。

5 附則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行前にされた第 2 条の規定による改正前の三重県情報公開条例第 8 条第 1 項の規定による開示請求については、なお従前の例による。

6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

（準備行為）

8 新条例第 6 条第 4 項第 4 号、第 7 条第 2 項第 8 号及び第 3 項第 4 号、第 8 条第 1 項第 7 号並びに第 9 条第 3 号の規定による三重県個人情報保護審査会への諮問は、この条例の施行前においても行うことができる。

（本人確認情報の保護に関する審議会に関する条例の一部改正）

9 本人確認情報の保護に関する審議会に関する条例（平成 14 年三重県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成 19 年 7 月 4 日三重県条例第 45 号）

この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 25 日三重県条例第 55 号）

- 1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の三重県個人情報保護条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる開示請求、訂正請求及び利用停止等請求について適用し、同日前にされた開示請求、訂正請求及び利用停止等請求については、なお従前の例による。ただし、施行日前に改正前の三重県個人情報保護条例の規定により知事に対してなされた請求その他の行為で、施行日以後において県が設立した地方独立行政法人が管理し、及び執行することとなる事務に係るものの施行日以後における改正後の三重県個人情報保護条例の規定の適用については、県が設立した地方独立行政法人がした処分その他の行為又は県が設立した地方独立行政法人に対してなされた請求その他の行為とみなす。

附 則（平成 21 年 3 月 25 日三重県条例第 7 号）

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 29 日三重県条例第 28 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 24 日三重県条例第 96 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 27 年 7 月 10 日三重県条例第 46 号）

この条例は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中三重県個人情報保護条例第 35 条第 2 項及び第 42 条第 2 項の改正規定 公布の日
- (2) 第 2 条の規定 平成 28 年 1 月 1 日
- (3) 第 3 条の規定 番号法附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日

附 則（平成 27 年 12 月 25 日三重県条例第 63 号）

- 1 この条例は、行政不服審査法の施行の日（平成 28 年 4 月 1 日）から施行する。
- 2 （略）

附 則（平成 29 年 3 月 28 日三重県条例第 4 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第 1 条中三重県個人情報保護条例第 7 条第 2 項第 7 号、第 9 条第 2 号及び第 60 条第 3 項の改正規定公布の日
 - (2) 第 1 条中三重県個人情報保護条例第 2 条第 7 号、第 33 条第 5 項、第 37 条第 1 項第 1 号及び第 49 条第 2 項の改正規定 平成 29 年 5 月 30 日
 - (3) 第 1 条中三重県個人情報保護条例第 2 条第 1 号及び第 8 号並びに第 6 条第 1 項、第 7 条第 3 項、第 16 条第 2 号、第 17 条第 2 項及び第 26 条第 5 項第 3 号の改正規定 行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成 28 年法律

第 51 号) の施行の日

(経過措置)

- 2 三重県個人情報保護審査会の委員又は専門委員であった者に係るその職務上知ることができた秘密を漏らしてはいけない義務については、なお従前の例による。
- 3 第 2 条の規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年 12 月 23 日三重県条例第 25 号)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 11 月 5 日三重県条例第 41 号)

この条例は、公布の日から施行する。